

労働条件等実態調査報告書

(令和2年7月31日現在)

福島市商工観光部

はじめに

平素より、本市労働行政の推進に特段なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染防止にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本市においては、人口減少・少子高齢化に伴い労働力人口が減少傾向にあるなか、その対策として、勤労者一人一人が、多様な働き方を選択・実現し、安心して働き続けられるまちを目指しています。そのためには、適正な労働条件の確保、地元事業所への就職・定着が重要な課題であると考え、様々な支援を実施しています。

このような状況のもと、労働条件等実態調査を通して企業の実態や労働環境を把握し、諸課題に対応するための基礎資料として本報告書を作成いたしました。

なお、本書につきましては、各事業所の皆様におきましても、より一層の労働福祉の向上と勤労者の生活安定のためにご活用いただければ幸いに存じます。

結びに、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらず、調査にご協力をいただきました事業所の皆様に、心から感謝申しあげますとともに、今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月

福島市長 木幡 浩

目 次

調査の説明	1
調査の概要	2
調査計における過去3年比較表	4

調査結果

I 事業所の状況

1 事業所構成	5
2 労働者構成	6
3 常用労働者の職種構成	8
4 常用労働者における障がい者・外国人雇用状況	9
5 外国人雇用の問題点と今後の雇用予定	10
6 パートタイマーの状況	12
7 労働組合組織状況	14

II 労働時間

1 所定労働時間	15
2 所定外労働時間	16

III 休暇制度

1 年次有給休暇	18
2 その他の休暇制度の導入状況	20
3 その他の休暇制度の有給の割合	22

IV 休業制度等

1 育児休業制度	24
2 育児短時間勤務制度等	28
3 子の看護休暇制度	31
4 介護休業制度	33

V	定年制	
1	定年制	36
VI	退職金制度	
1	常用労働者の退職金制度	39
2	非正規職員の退職金制度	42
VII	賃金制度	
1	7月分賃金	43
2	賞与の支払い	46
VIII	男女共同参画	
1	女性の昇進・参画	47
2	育児等による退職者の再雇用制度	49
3	職場環境	50
IX	心の健康（メンタルヘルス）対策	
1	取組状況と休業・退職の状況	52
2	実施している対策	53
3	取組んでいない理由	54
	別添資料 令和2年度 福島市労働条件等実態調査票	55

調査の説明

1. 調査の目的

本調査は、市内民間企業の労働条件のうち、労働者に対する労働条件の実態と今後の動向を調査し、労働行政の基礎資料とするものである。

2. 調査の対象

市内に所在する民間企業のうち、事業所全体で常用労働者を 20 人以上雇用している事業所を対象として調査を行った。

また、日本産業分類のうち、次の産業に分類される事業所はこの調査から除外した。

①農林水産業

②鉱業

③卸・小売業のうち、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ

3. 調査時点

令和2年7月31日

4. 調査実施時期

令和2年10月1日 から 令和3年1月31日 まで

5. 調査票

別添資料のとおり

6. 調査票の送付および回収

調査票は産業雇用政策課より対象事業所に発送し、記入後返送を求め回収した。(自計式通信調査)

7. 集計の方法

①集計は外部委託により行った。

②構成比、実施率等の比率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めた。

よって、合計及び総計で合わない場合がある。

③平均値などの整数表記についても、表示桁数以下を四捨五入して表記しているため、合計及び総計で合わない場合がある。

8. 調査票回収率

調査票配布事業所 951事業所

有効回答数 516事業所 (内、常用労働者20人以上：298事業所)

有効回答率 54.3% (内、常用労働者20人以上：31.3%)

調査の概要

I. 事業所の状況

回答のあった常用労働者 20 人以上の 298 事業所について、労働者規模別にみると最も多いのが 20～49 人の 58.4%であり、産業別では製造業の 22.8%が最も多く、次いで、建設業の 16.1%であった。

なお、労働者の男性と女性の割合は、57.2%と 42.8%となっている。

II. 労働時間

所定労働時間については、全ての労働者規模で 1 日あたりの法定労働時間である 8 時間を超えているところはなかった。

なお、1 日の労働時間の平均は 7 時間 45 分で、最も長いのが医療関係等の 7 時間 52 分、最も短いのが運輸・通信の 7 時間 38 分で、14 分の格差がみられた。

また、年間総労働日数については、全体平均が 248.7 日であった。労働者規模別で最も多いのが 20～49 人の 254.0 日、最も少ないのが 100 人以上の 238.1 日で、その差は 15.9 日であり、産業別では最も多いのが建設業の 253.3 日、最も少ないのがサービス業の 244.3 日で、その差は 9.0 日となっている。

III. 休暇制度

年次有給休暇取得の全体平均は、付与日数 17.6 日に対して取得日数は 9.1 日で、取得率は 51.7%となっている。これを産業別にみると、付与日数の最も多いのは製造業で 18.7 日、取得日数も製造業の 10.4 日、取得率はサービス業の 57.4%が最も多くなっている。

計画的付与制度のある事業所の割合は 57.4%である。なお、労働者規模別で最も高い割合は 50～99 人の 62.1%、産業別では運輸・通信の 74.1%が最も高くなっている。

また、その他の休暇制度の導入状況は、リフレッシュ休暇の導入割合が 19.8%、ボランティア休暇が 9.7%、研修のための休暇が 3.0%という状況にあり、さらに、その有給の割合については、それぞれリフレッシュ休暇が 81.7%、ボランティア休暇が 72.4%、研修のための休暇が 55.6%となっている。

IV. 休業制度等

育児休業制度の規定を定めている事業所の割合は全体の 98.7%であり、労働者規模別では 100 人以上が 100%、産業別では、建設業、製造業、卸・小売業、医療関係等の割合が 100%となっている。なお、規定内容については、期間は「子が満 1 歳未満」の 42.9%、賃金は「無給」の 92.2%がそれぞれ最も多い。

育児短時間勤務制度を定めている事業所は全体の 90.9%である。その内容としては「短時間勤務」の 84.5%、育児の対象としては「3 歳まで」の 62.7%がそれぞれ最も多くなっている。

子の看護休暇制度を定めている事業所は全体の 89.9%であり、100 人以上の規模と医療関係等の規定割合が高くなっている。

また、介護休業制度を定めている事業所は全体の 93.3%であり、この規定率は労働者規模 50～99 人の 98.4%、産業別では医療関係等の 100%が最も高く、次いで、建設業の 93.8%となっている。

V. 定年制

定年制を実施している事業所は全体の 98.0%であり、卸・小売業、医療関係等の割合が 100%となっている。

また、定年制の実施形態としては「一律定年制」が 96.6%で最も多く、その定年年齢として最も多いのが「60 歳」で 72.7%である。

さらに、定年後の再雇用制度のある事業所は全体の 89.9%であり、その形態としては「再雇用制度のみ」が 76.5%、「勤務延長制度のみ」が 7.1%、「両制度の併用」が 16.4%となっている。

VI. 退職金制度

退職金制度のある事業所は全体の91.3%であり、その割合は労働者規模では50～99人が最も高く、産業別では運輸・通信とサービス業を除けばいずれも90%以上と高く、特に医療関係等は100%である。また、その形態としては「退職一時金制度のみ」が64.0%で最も多く、次いで、「退職一時金と退職年金制度の併用」の17.6%となっている。

退職金の支払い準備形態としては、「社内準備」が48.2%で最も多く、次いで、「中小企業退職金共済制度」の45.2%となっている。「中小企業退職金共済制度」は、労働者規模が小さいほど割合が高く、産業別では建設業が最も高い。また、「社内準備」の割合は、労働者規模が100人以上で高く、産業別では卸・小売業が高い。

非正規職員の退職金制度のある事業所は全体の10.4%である。

VII. 賃金制度

令和2年7月分平均賃金は、男性33万1千円、女性が24万3千円であり、労働者規模でみると100人以上の合計賃金が最も高く、50～99人と20～49人はほぼ同水準、産業別では建設業で高くなっている。また、職種区分では、事務系の方が生産系より賃金合計が高い傾向にある。

賞与の支払いについては、賞与支払いがあった事業所の割合は全体の84.9%で、産業別では建設業と医療関係等の割合が高くなっている。また、賞与の支払いにおける支給月数は、男性は100人以上、女性は50～99人と100人以上規模及び建設業が最も多くなっている。

VIII. 男女共同参画

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の81.9%に比べ女性は18.1%にとどまっており、女性は男性の1/4以下となっているが、女性の比率は年々増加している。

育児等による退職者の、再雇用制度がある事業所の割合は24.8%であり、制度の利用人数は131人で、その内訳は常用が95人、パートタイマーが36人となっている。

「ハラスメントの防止周知をしている事業所」の割合は93.6%となっている。労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高い。産業別では、卸・小売業が97.5%と高くなっている。しかし、相談窓口となる相談員のいない割合は29.9%となっており、運輸・通信や20～49人規模の事業所の割合が高くなっている。

IX. 心の健康（メンタルヘルス）対策

メンタルヘルスに取り組んでいる事業所は220事業所と全体の73.8%となっており、労働者規模が大きいほど割合は高くなっている。産業別では医療関係等、製造業の割合が高くなっている。

メンタルヘルス上の理由で休業・退職者がいる事業所は22.8%となっている。

メンタルヘルス対策の取り組みとして「相談窓口の設置」が58.6%というのに対し、対策に取り組んでいない事業所の理由として挙げられたのが、「専門スタッフがいない」の44.7%と最も高くなっている。

調査計における過去3年比較表

項 目		令和2年調査	前年比増減	令和元年調査	平成30年調査
表 3 常用労働者の正規・非正規	非正規率	14.4 %	0.5 ポイント	13.9 %	15.2 %
表 5 障がい者雇用状況	受入率	35.9 %	0.1 ポイント	35.8 %	36.7 %
表 5 外国人雇用状況	受入率	11.4 %	△ 0.9 ポイント	12.3 %	11.3 %
表 7 パートタイマー利用状況	利用率	61.7 %	△ 1.4 ポイント	63.1 %	61.1 %
表 7 正規職員と同じ仕事をするパート	存在率	40.2 %	0.8 ポイント	39.5 %	45.1 %
表 7 パートの正規への転換制度	制定率	57.1 %	△ 2.9 ポイント	60.0 %	58.5 %
表 8 労働組合組織状況	組織率	26.5 %	△ 0.5 ポイント	27.0 %	26.3 %
表 9 所定労働時間	1日	7時間45分	△ 1分	7時間46分	7時間45分
表 9 年間総労働日数	年間	248.7 日	△ 1.4 日	250.1 日	249.7 日
表10 所定外労働時間	月間平均	9時間23分	△ 53分	10時間16分	10時間38分
表11 年次有給休暇付与	日数	17.6 日	0.6 日	17.1 日	16.9 日
表11 年次有給休暇取得	取得率	51.7 %	4.3 ポイント	47.4 %	41.9 %
表12 リフレッシュ休暇	規定率	19.8 %	△ 2.7 ポイント	22.5 %	18.2 %
表13	有給率	81.4 %	11.7 ポイント	69.7 %	70.7 %
表12 ボランティア休暇	規定率	9.7 %	△ 0.8 ポイント	10.6 %	8.2 %
表13	有給率	72.4 %	4.7 ポイント	67.7 %	57.7 %
表12 研修のための休暇	規定率	3.0 %	△ 1.1 ポイント	4.1 %	2.8 %
表13	有給率	55.6 %	△ 11.1 ポイント	66.7 %	55.6 %
表14 育児休業制度	規定率	98.7 %	△ 0.7 ポイント	99.3 %	98.7 %
表16 (女性) 取得者割合	取得率	95.9 %	△ 1.2 ポイント	97.1 %	94.5 %
表16 (男性) 取得者割合	取得率	12.3 %	4.5 ポイント	7.8 %	3.9 %
表16 (女性) 取得日数	日数	263 日	4 日	259 日	262 日
表16 (男性) 取得日数	日数	19 日	△ 16 日	35 日	41 日
表18 育児短時間勤務制度等	規定率	90.9 %	0.5 ポイント	90.4 %	87.8 %
表21 子の看護休暇制度	規定率	89.9 %	1.2 ポイント	88.7 %	87.1 %
表23 介護休業制度	規定率	93.3 %	△ 1.3 ポイント	94.5 %	94.0 %
表25 取得者のあった事業所割合	取得率	5.0 %	△ 0.7 ポイント	5.8 %	5.0 %
表26 定年制	実施率	98.0 %	△ 0.6 ポイント	98.6 %	98.1 %
表28 定年後の再雇用制度	実施率	89.9 %	△ 2.9 ポイント	92.8 %	89.7 %
表29 退職金制度	実施率	91.3 %	△ 0.9 ポイント	92.2 %	90.9 %
表32 非正規職員の退職金制度	実施率	10.4 %	0.8 ポイント	9.6 %	10.3 %
表33 平均賃金 総 額	7月分	299.0 千円	0.6 千円	298.4 千円	301.1 千円
表33 所定内賃金	7月分	270.0 千円	3.8 千円	266.2 千円	263.0 千円
表33 所定外賃金	7月分	29.0 千円	△ 3.1 千円	32.1 千円	38.0 千円
表34 賞与 回数	年間	2.1 回	△ 0.1 回	2.2 回	2.2 回
表34 月数	年間	3.2 ヶ月	△ 0.1 ヶ月	3.3 ヶ月	3.2 ヶ月
表35 管理職の割合 (女性)	男女比	18.1 %	0.6 ポイント	17.5 %	17.2 %
表36 教育研修実施状況 (男性)	実施率	61.1 %	△ 3.5 ポイント	64.6 %	62.6 %
表36 (女性)	実施率	38.9 %	3.5 ポイント	35.4 %	37.4 %
表37 育児等による退職者の再雇用制度	規定率	24.8 %	△ 1.1 ポイント	25.9 %	29.8 %
表38 ハラスメント相談窓口	設置率	68.7 %	1.9 ポイント	66.9 %	61.8 %
表38 相談件数	件	54 件	35 件	19 件	31 件
表39 メンタルヘルス対策	実施率	73.8 %	△ 0.2 %	74.1 %	68 %
表39 1ヶ月以上の休業者数	人	142 人	12 人	130 人	82 人
表39 退職者数	人	48 人	△ 11 人	59 人	56 人

※前年比増減では、小数点以下を四捨五入表示しているため、増減差に表示誤差が現れる場合があります。

【注意】「ハラスメント」の定義について

令和元年度までは、「セクシャル・ハラスメント」と表記した調査票による回答ですが、本年度からは「ハラスメント」と広義の意味を持つ表記を改めた調査票による回答である。

調査結果

I. 事業所の状況

1. 事業所構成

労働者規模別で最も多いのが20～49人の58.4%

産業別で最も多いのが製造業で22.8%

回答のあった事業所298社を労働者規模別で見ると、20～49人規模が58.4%で最も多く、以下、50～99人規模と100人以上が20.8%となっている。

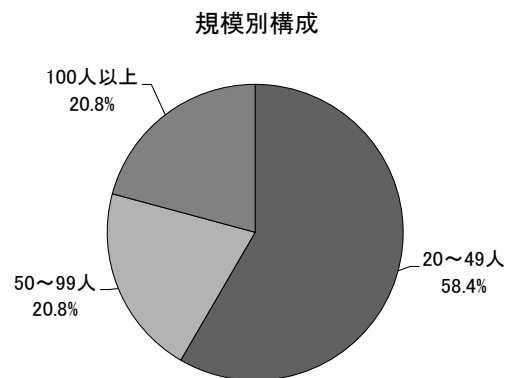
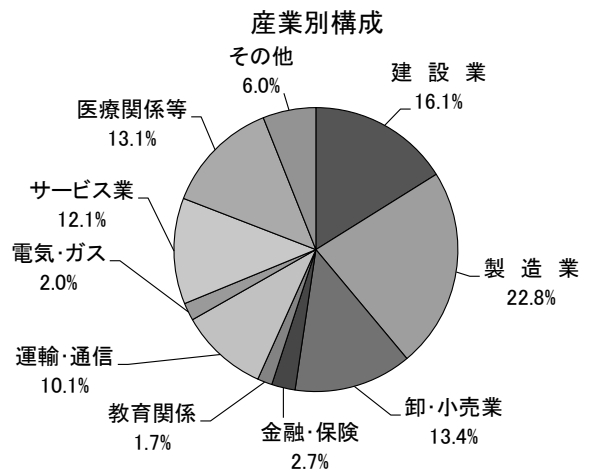
また、産業別で見ると、製造業が22.8%と最も多く、次いで、建設業の16.1%、以下、卸・小売業の13.4%、医療関係等の13.1%、サービス業の12.1%と続き、最も少ないのは運輸・通信で10.1%である。

※産業別の考察においては、特段のことわりがない限り「その他」の産業区分は考察の対象として抽出しません。
 ※また、回答事業所数が「教育関係」は5事業所、「電気・ガス」は6事業所、「金融・保険」は8事業所と少なく、業界全体の傾向とするにはサンプル数が少ないため、特段のことわりがない限り「金融・保険」「教育関係」「電気・ガス」の産業区分は考察の対象として抽出していません。

表1 事業所構成 上段：事業所数、下段：%

区分	事業所数	20～49人	50～99人	100人以上
調査計	298	174	62	62
	100.0	58.4	20.8	20.8
建設業	48	34	11	3
	16.1	70.8	22.9	6.3
製造業	68	32	11	25
	22.8	47.1	16.2	36.8
卸・小売業	40	28	8	4
	13.4	70.0	20.0	10.0
金融・保険	8	5	1	2
	2.7	62.5	12.5	25.0
教育関係	5	3	2	-
	1.7	60.0	40.0	-
運輸・通信	30	18	7	5
	10.1	60.0	23.3	16.7
電気・ガス	6	1	2	3
	2.0	16.7	33.3	50.0
サービス業	36	27	7	2
	12.1	75.0	19.4	5.6
医療関係等	39	13	11	15
	13.1	33.3	28.2	38.5
その他	18	13	2	3
	6.0	72.2	11.1	16.7
令和元年調査計	293	167	59	67
	100.0	57.0	20.1	22.9
平成30年調査計	319	192	62	65
	100.0	60.2	19.4	20.4

※事業所の労働者規模別区分は、常用労働者による区分である。
 ※これ以降の集計結果も同様に常用労働者数による規模別区分とする。



2. 労働者構成

1) 雇用形態

労働者総数の男女比率はそれぞれ57.2%と42.8%

雇用形態は「常用労働者」の割合が80.4%、「パートタイマー」が15.7%

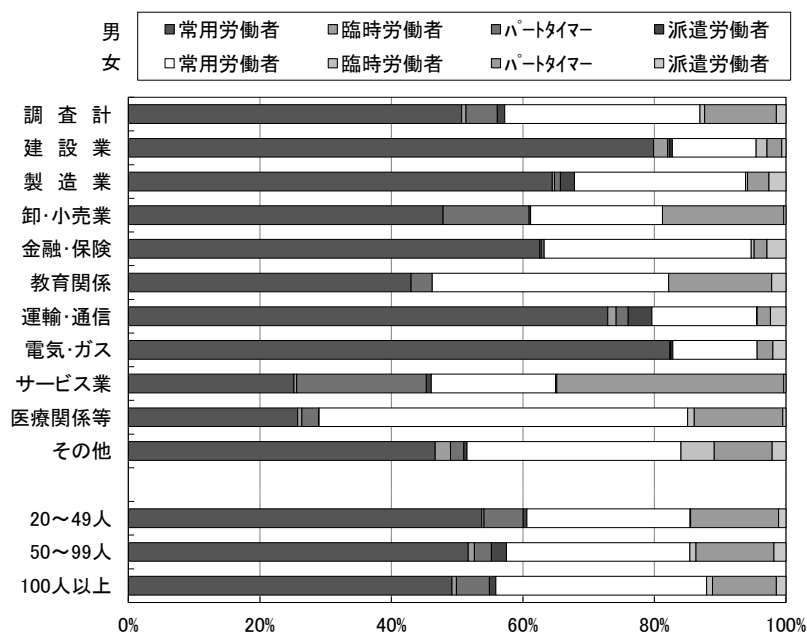
労働者の男女比率は、全体でそれぞれ男性57.2%と女性42.8%となっている。労働者規模別でみると、20～49人の男性の比率が高くなっている。産業別にみると、男性の比率が高いのが建設業、運輸・通信、製造業で、女性の比率が高いのが医療関係等である。雇用形態別の労働者数は、「常用労働者」が最も多く、以下、「パートタイマー」、「派遣労働者」、「臨時労働者」の順となっている。また、男女比率をみると、「常用労働者」は男性が女性を大きく上回り、「パートタイマー」は女性の割合が圧倒的に高くなっている。非正規労働者（臨時労働者+パートタイマー+派遣労働者）全体が労働者総数に占める割合は19.6%となっている。

表2 労働者の雇用形態と男女比率

下段：%

区分	総数				常用労働者		臨時労働者		パートタイマー		派遣労働者	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
調査計	30,702	17,572	13,130	15,557	9,115	203	216	1,467	3,357	345	442	
	100.0	57.2	42.8	63.1	36.9	48.4	51.6	30.4	69.6	43.8	56.2	
建設業	2,339	1,935	404	1,868	298	50	39	8	52	9	15	
	100.0	82.7	17.3	86.2	13.8	56.2	43.8	13.3	86.7	37.5	62.5	
製造業	10,128	6,873	3,255	6,530	2,633	35	30	90	330	218	262	
	100.0	67.9	32.1	71.3	28.7	53.8	46.2	21.4	78.6	45.4	54.6	
卸・小売業	2,900	1,774	1,126	1,388	582	-	-	380	534	6	10	
	100.0	61.2	38.8	70.5	29.5	-	-	41.6	58.4	37.5	62.5	
金融・保険	454	287	167	284	143	1	2	2	9	-	13	
	100.0	63.2	36.8	66.5	33.5	33.3	66.7	18.2	81.8	-	100.0	
教育関係	370	171	199	159	133	-	-	12	58	-	8	
	100.0	46.2	53.8	54.5	45.5	-	-	17.1	82.9	-	100.0	
運輸・通信	2,011	1,601	410	1,466	321	26	1	37	41	72	47	
	100.0	79.6	20.4	82.0	18.0	96.3	3.7	47.4	52.6	60.5	39.5	
電気・ガス	663	549	114	546	85	-	-	1	16	2	13	
	100.0	82.8	17.2	86.5	13.5	-	-	5.9	94.1	13.3	86.7	
サービス業	3,737	1,722	2,015	941	705	15	7	738	1,291	28	12	
	100.0	46.1	53.9	57.2	42.8	68.2	31.8	36.4	63.6	70.0	30.0	
医療関係等	6,716	1,947	4,769	1,729	3,765	44	67	171	904	3	33	
	100.0	29.0	71.0	31.5	68.5	39.6	60.4	15.9	84.1	8.3	91.7	
その他	1,384	713	671	646	450	32	70	28	122	7	29	
	100.0	51.5	48.5	58.9	41.1	31.4	68.6	18.7	81.3	19.4	80.6	
20～49人	6,898	4,182	2,716	3,707	1,710	25	6	410	922	40	78	
	100.0	60.6	39.4	68.4	31.6	80.6	19.4	30.8	69.2	33.9	66.1	
50～99人	5,509	3,168	2,341	2,848	1,536	51	51	142	653	127	101	
	100.0	57.5	42.5	65.0	35.0	50.0	50.0	17.9	82.1	55.7	44.3	
100人以上	18,295	10,222	8,073	9,002	5,869	127	159	915	1,782	178	263	
	100.0	55.9	44.1	60.5	39.5	44.4	55.6	33.9	66.1	40.4	59.6	
令和元年調査計	32,896	19,181	13,715	17,233	9,792	159	138	1,196	3,118	593	667	
	100.0	58.3	41.7	63.8	36.2	53.5	46.5	27.7	72.3	47.1	52.9	
平成30年調査計	37,675	20,942	16,733	18,415	10,159	450	488	1,441	4,808	636	1,278	
	100.0	55.6	44.4	64.4	35.6	48.0	52.0	23.1	76.9	33.2	66.8	

産業別・雇用形態別・男女別



2) 常用雇用における正規及び非正規

正規と非正規の比率はそれぞれ、正規：85.6%、非正規：14.4%

産業別で最も非正規率が高いのは、サービス業で29.1%

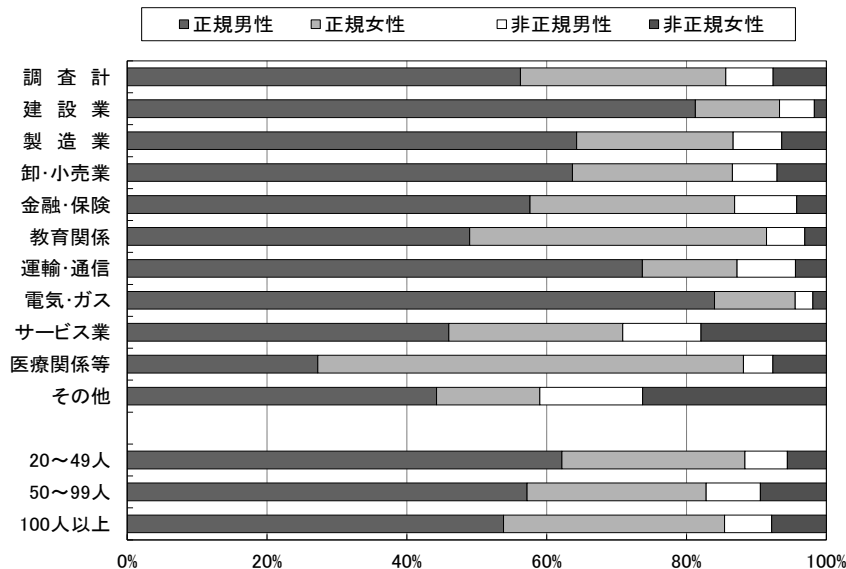
常用雇用における正規または非正規の区分は、全体でそれぞれ正規 85.6%と非正規 14.4%となっている。男女別にみると正規男性が89.3%、正規女性が79.4%で男性の正規比率の方が高い。非正規については、産業別にみると非正規率が最も高いのがサービス業の29.1%であり、男性の比率が高いのが建設業、運輸・通信、製造業、女性の比率が高いのは医療関係等、サービス業、卸・小売業である。労働者規模では、20～49人の非正規率が低くなっている。

表3 常用労働者の正規・非正規比率

下段：%

区分	常用労働者総数			正規常用労働者		非正規常用労働者	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	24,638	15,526	9,112	13,859	7,236	1,667	1,876
	100.0	63.0	37.0	65.7	34.3	47.1	52.9
建設業	2,166	1,868	298	1,760	261	108	37
	100.0	86.2	13.8	87.1	12.9	74.5	25.5
製造業	9,163	6,530	2,633	5,891	2,050	639	583
	100.0	71.3	28.7	74.2	25.8	52.3	47.7
卸・小売業	1,936	1,357	579	1,233	443	124	136
	100.0	70.1	29.9	73.6	26.4	47.7	52.3
金融・保険	427	284	143	246	125	38	18
	100.0	66.5	33.5	66.3	33.7	67.9	32.1
教育関係	292	159	133	143	124	16	9
	100.0	54.5	45.5	53.6	46.4	64.0	36.0
運輸・通信	1,787	1,466	321	1,317	242	149	79
	100.0	82.0	18.0	84.5	15.5	65.4	34.6
電気・ガス	631	546	85	530	73	16	12
	100.0	86.5	13.5	87.9	12.1	57.1	42.9
サービス業	1,646	941	705	757	410	184	295
	100.0	57.2	42.8	64.9	35.1	38.4	61.6
医療関係等	5,494	1,729	3,765	1,497	3,346	232	419
	100.0	31.5	68.5	30.9	69.1	35.6	64.4
その他	1,096	646	450	485	162	161	288
	100.0	58.9	41.1	75.0	25.0	35.9	64.1
20～49人	5,383	3,676	1,707	3,348	1,408	328	299
	100.0	68.3	31.7	70.4	29.6	52.3	47.7
50～99人	4,384	2,848	1,536	2,508	1,122	340	414
	100.0	65.0	35.0	69.1	30.9	45.1	54.9
100人以上	14,871	9,002	5,869	8,003	4,706	999	1,163
	100.0	60.5	39.5	63.0	37.0	46.2	53.8
令和元年調査計	27,025	17,233	9,792	15,316	7,954	1,917	1,838
	100.0	63.8	36.2	65.8	34.2	51.1	48.9
平成30年調査計	28,574	18,415	10,159	16,146	8,087	2,269	2,072
	100.0	64.4	35.6	66.6	33.4	52.3	47.7

常用労働者の正規・非正規



3. 常用労働者の職種構成

最も多いのが「技能・労務」の33.4%、次いで「専門・技術」の29.8%

常用労働者の職種別構成は、最も多いのが「技能・労務」の33.4%、以下、「専門・技術」の29.8%、「事務」の20.2%、「販売・サービス」の12.0%の順となっている。

男女別にみても、「事務」と「専門・技術」で男女間の差が少なく、「技能・労務」では男性69.4%、女性30.6%で最も男女間の差が生じている。過去の調査と比較すると、「専門・技術」と「技能・労務」で女性の比率が増加している。

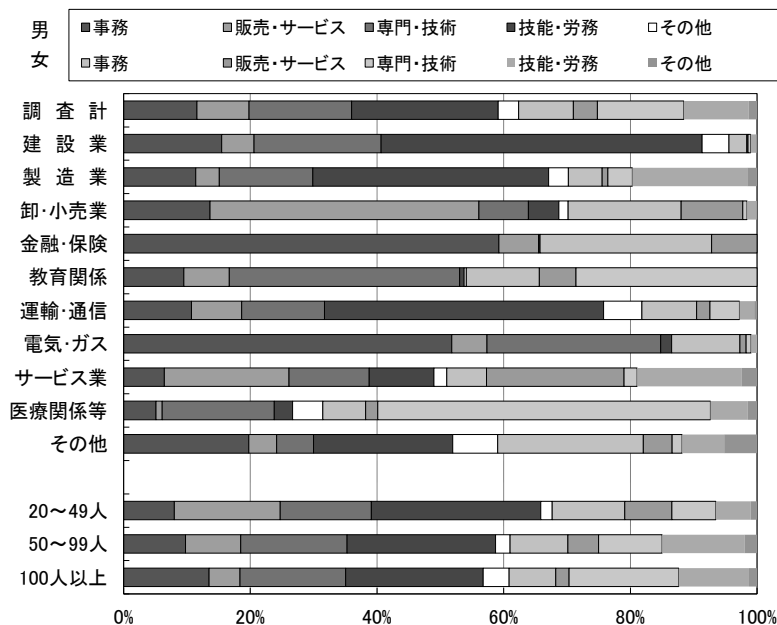
表4 常用労働者の職種別内訳

下段：%

区分	総数			事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	25,085	15,647	9,438	2,900	2,161	2,067	955	4,063	3,421	5,807	2,561	810	340
	100.0	62.4	37.6	57.3	42.7	68.4	31.6	54.3	45.7	69.4	30.6	70.4	29.6
建設業	2,177	1,871	306	140	195	165	11	756	29	803	65	7	6
	100.0	85.9	14.1	41.8	58.2	93.8	6.3	96.3	3.7	92.5	7.5	53.8	46.2
製造業	9,420	6,613	2,807	1,071	503	353	87	1,388	362	3,507	1,711	294	144
	100.0	70.2	29.8	68.0	32.0	80.2	19.8	79.3	20.7	67.2	32.8	67.1	32.9
卸・小売業	1,984	1,392	592	271	354	842	193	155	14	95	30	29	1
	100.0	70.2	29.8	43.4	56.6	81.4	18.6	91.7	8.3	76.0	24.0	96.7	3.3
金融・保険	432	284	148	256	117	27	31	-	-	1	-	-	-
	100.0	65.7	34.3	68.6	31.4	46.6	53.4	-	-	100.0	-	-	-
教育関係	294	159	135	28	34	21	17	107	84	2	-	1	-
	100.0	54.1	45.9	45.2	54.8	55.3	44.7	56.0	44.0	100.0	-	100.0	-
運輸・通信	1,804	1,476	328	193	156	143	38	236	84	795	42	109	8
	100.0	81.8	18.2	55.3	44.7	79.0	21.0	73.8	26.3	95.0	5.0	93.2	6.8
電気・ガス	631	546	85	327	68	35	6	173	5	11	6	-	-
	100.0	86.5	13.5	82.8	17.2	85.4	14.6	97.2	2.8	64.7	35.3	-	-
サービス業	1,943	991	952	125	122	382	422	246	40	199	321	39	47
	100.0	51.0	49.0	50.6	49.4	47.5	52.5	86.0	14.0	38.3	61.7	45.3	54.7
医療関係等	5,303	1,667	3,636	272	360	51	100	938	2,786	153	313	253	77
	100.0	31.4	68.6	43.0	57.0	33.8	66.2	25.2	74.8	32.8	67.2	76.7	23.3
その他	1,097	648	449	217	252	48	50	64	17	241	73	78	57
	100.0	59.1	40.9	46.3	53.7	49.0	51.0	79.0	21.0	76.8	23.2	57.8	42.2
20~49人	5,519	3,734	1,785	441	633	924	410	794	383	1,476	303	99	56
	100.0	67.7	32.3	41.1	58.9	69.3	30.7	67.5	32.5	83.0	17.0	63.9	36.1
50~99人	4,791	2,922	1,869	468	439	418	232	805	480	1,122	623	109	95
	100.0	61.0	39.0	51.6	48.4	64.3	35.7	62.6	37.4	64.3	35.7	53.4	46.6
100人以上	14,775	8,991	5,784	1,991	1,089	725	313	2,464	2,558	3,209	1,635	602	189
	100.0	60.9	39.1	64.6	35.4	69.8	30.2	49.1	50.9	66.2	33.8	76.1	23.9
令和元年調査計	27,272	17,324	9,948	3,023	2,426	2,184	1,064	5,277	4,258	6,076	1,828	764	372
	100.0	63.5	36.5	55.5	44.5	67.2	32.8	55.3	44.7	76.9	23.1	67.3	32.7
平成30年調査計	29,284	18,577	10,707	3,024	2,478	3,089	1,915	4,680	3,706	6,969	2,121	815	487
	100.0	63.4	36.6	55.0	45.0	61.7	38.3	55.8	44.2	76.7	23.3	62.6	37.4

※回答の中には、常用労働者以外の雇用形態を含む(事業所の回答記入優先)ため、表2と合計が一致しない場合があります。

常用労働者の職種別内訳



4. 常用労働者における障がい者・外国人雇用状況

障がい者を雇用している事業所の割合は35.9%、外国人を雇用している事業所の割合は11.4%

障がい者の雇用者総数は325人、外国人の雇用者総数は151人

障がい者を雇用している事業所の割合は35.9%であり、外国人を雇用している事業所の割合は11.4%となっている。また、障がい者の雇用者総数は325人で男性が69.8%を占め、一方、外国人の雇用者総数は151人で女性が56.3%を占めている。

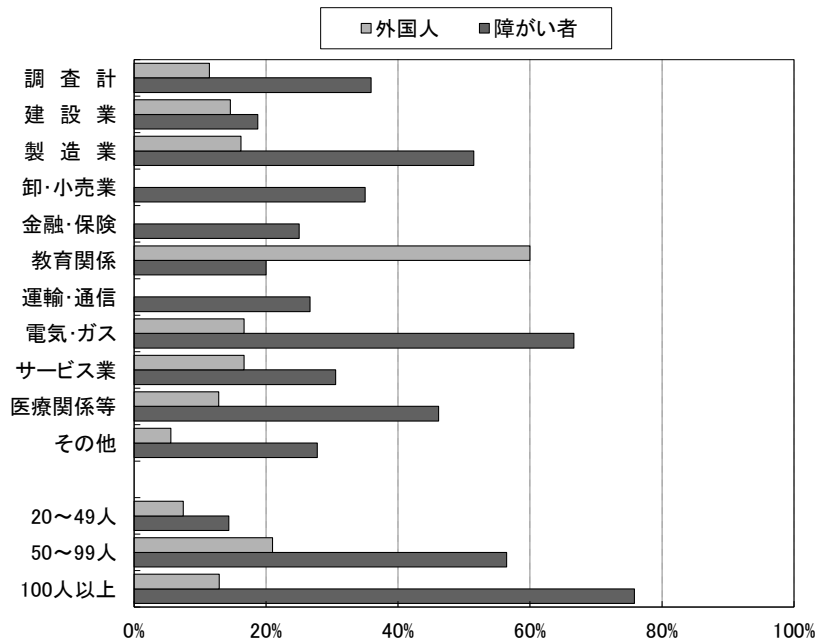
産業別では、障がい者を雇用している事業所の割合が高いのは製造業の51.5%、外国人の場合はサービス業の16.7%である。

表5 障がい者・外国人雇用状況（雇用事業所数・常用労働者数） 斜体文字：合計(100%)に対する障がい者計、外国人計の内訳% 下段：%

区分	事業所総数	雇用事業所数		総計			障がい者			外国人		
		障がい者	外国人	合計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	298	107	34	476	293	183	325	227	98	151	66	85
		35.9	11.4	100.0	61.6	38.4	68.3	69.8	30.2	31.7	43.7	56.3
建設業	48	9	7	19	16	3	10	9	1	9	7	2
		18.8	14.6	100.0	84.2	15.8	52.6	90.0	10.0	47.4	77.8	22.2
製造業	68	35	11	292	170	122	187	127	60	105	43	62
		51.5	16.2	100.0	58.2	41.8	64.0	67.9	32.1	36.0	41.0	59.0
卸・小売業	40	14	-	26	20	6	26	20	6	-	-	-
		35.0	-	100.0	76.9	23.1	100.0	76.9	23.1	-	-	-
金融・保険	8	2	-	3	2	1	3	2	1	-	-	-
		25.0	-	100.0	66.7	33.3	100.0	66.7	33.3	-	-	-
教育関係	5	1	3	5	4	1	1	-	1	4	4	-
		20.0	60.0	100.0	80.0	20.0	20.0	-	100.0	80.0	100.0	-
運輸・通信	30	8	-	15	13	2	15	13	2	-	-	-
		26.7	-	100.0	86.7	13.3	100.0	86.7	13.3	-	-	-
電気・ガス	6	4	1	11	7	4	10	7	3	1	-	1
		66.7	16.7	100.0	63.6	36.4	90.9	70.0	30.0	9.1	-	100.0
サービス業	36	11	6	39	26	13	20	16	4	19	10	9
		30.6	16.7	100.0	66.7	33.3	51.3	80.0	20.0	48.7	52.6	47.4
医療関係等	39	18	5	53	24	29	42	24	18	11	-	11
		46.2	12.8	100.0	45.3	54.7	79.2	57.1	42.9	20.8	-	100.0
その他	18	5	1	13	11	2	11	9	2	2	2	-
		27.8	5.6	100.0	84.6	15.4	84.6	81.8	18.2	15.4	100.0	-
20～49人	174	25	13	63	47	16	32	27	5	31	20	11
		14.4	7.5	100.0	74.6	25.4	50.8	84.4	15.6	49.2	64.5	35.5
50～99人	62	35	13	121	63	58	58	46	12	63	17	46
		56.5	21.0	100.0	52.1	47.9	47.9	79.3	20.7	52.1	27.0	73.0
100人以上	62	47	8	292	183	109	235	154	81	57	29	28
		75.8	12.9	100.0	62.7	37.3	80.5	65.5	34.5	19.5	50.9	49.1
令和元年調査計	293	105	36	479	275	204	320	212	108	159	63	96
		35.8	12.3	100.0	57.4	42.6	66.8	66.3	33.8	33.2	39.6	60.4
平成30年調査計	319	117	36	545	345	200	365	245	120	180	100	80
		36.7	11.3	100.0	63.3	36.7	67.0	67.1	32.9	33.0	55.6	44.4

※1つの事業所で障がい者及び外国人を雇用している場合は、それぞれ事業所数にカウントしています。

産業別の障がい者・外国人雇用状況



5. 外国人雇用の問題点と今後の雇用予定

外国人を雇用している事業所の割合は11.4%、雇用していない事業所の割合が88.6%
雇用していない事業所の内、今後、外国人雇用予定がある事業所の割合は6.8%

外国人を雇用している事業所の割合は11.4%、雇用していない事業所の割合は88.6%である。一方、現在外国人を雇用していない事業所で、今後、外国人の雇用を予定している事業所の割合は6.8%である。

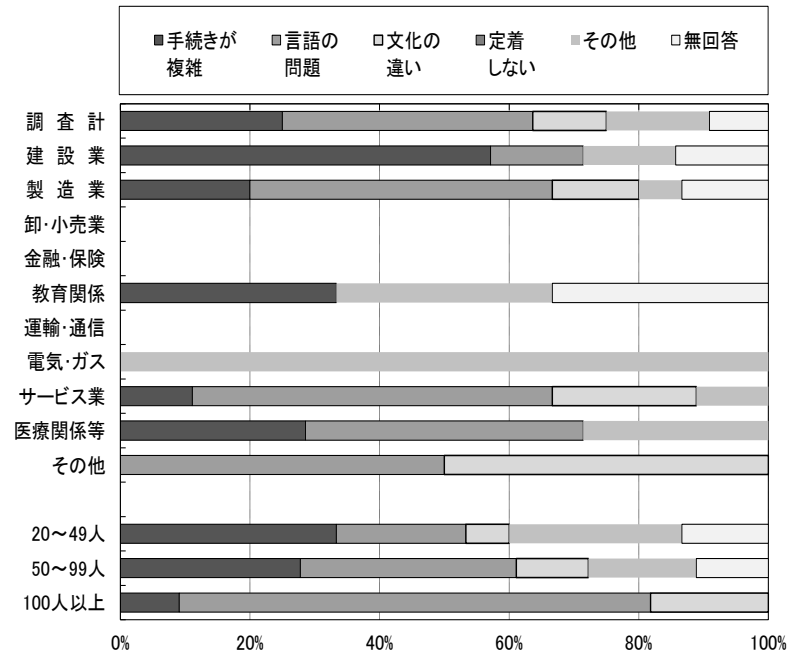
産業別では、外国人を雇用している事業所の割合が最も高いのは、サービス業で16.7%、以下、製造業の16.2%、建設業の14.6%、医療関係等の12.8%となっている。また、外国人を雇用しているなかでの問題点としては、「言語の問題」とする割合が最も多く38.6%である。

表6 外国人雇用の問題点と今後の雇用予定

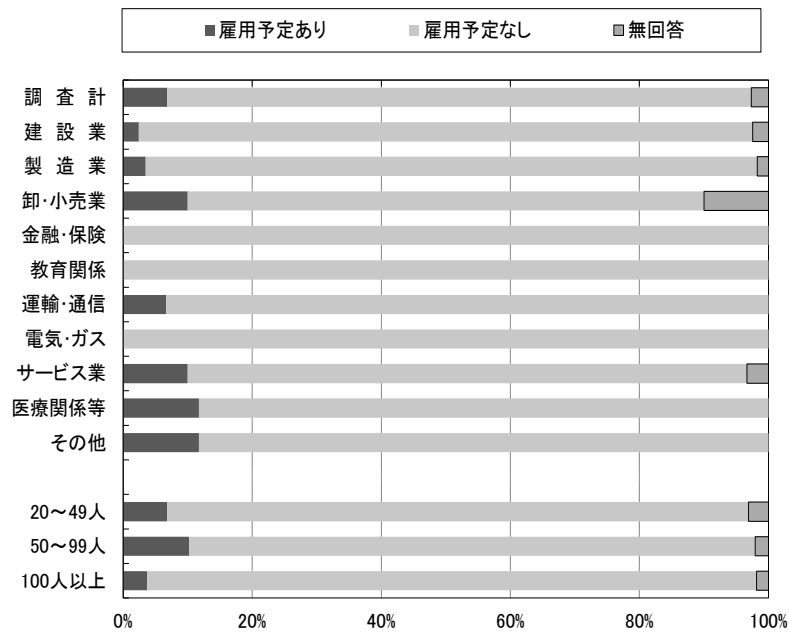
下段：%

区分	事業所総数	外国人を雇用している							雇用無し事業所の今後の予定			
		事業所数	手続きが複雑	言語の問題	文化の違い	定着しない	その他	無回答	事業所数	雇用予定あり	雇用予定なし	無回答
調査計	298	34	11	17	5	-	7	4	264	18	239	7
		11.4	25.0	38.6	11.4	-	15.9	9.1	88.6	6.8	90.5	2.7
建設業	48	7	4	1	-	-	1	1	41	1	39	1
		14.6	57.1	14.3	-	-	14.3	14.3	85.4	2.4	95.1	2.4
製造業	68	11	3	7	2	-	1	2	57	2	54	1
		16.2	27.3	63.6	18.2	-	9.1	18.2	83.8	3.5	94.7	1.8
卸・小売業	40	-	-	-	-	-	-	-	40	4	32	4
		-	-	-	-	-	-	-	100.0	10.0	80.0	10.0
金融・保険	8	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8	-
		-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0	-
教育関係	5	3	1	-	-	-	1	1	2	-	2	-
		60.0	33.3	-	-	-	33.3	33.3	40.0	-	100.0	-
運輸・通信	30	-	-	-	-	-	-	-	30	2	28	-
		-	-	-	-	-	-	-	100.0	6.7	93.3	-
電気・ガス	6	1	-	-	-	-	1	-	5	-	5	-
		16.7	-	-	-	-	100.0	-	83.3	-	100.0	-
サービス業	36	6	1	5	2	-	1	-	30	3	26	1
		16.7	16.7	83.3	33.3	-	16.7	-	83.3	10.0	86.7	3.3
医療関係等	39	5	2	3	-	-	2	-	34	4	30	-
		12.8	40.0	60.0	-	-	40.0	-	87.2	11.8	88.2	-
その他	18	1	-	1	1	-	-	-	17	2	15	-
		5.6	-	100.0	100.0	-	-	-	94.4	11.8	88.2	-
20～49人	174	13	5	3	1	-	4	2	161	11	145	5
		7.5	38.5	23.1	7.7	-	30.8	15.4	92.5	6.8	90.1	3.1
50～99人	62	13	5	6	2	-	3	2	49	5	43	1
		21.0	38.5	46.2	15.4	-	23.1	15.4	79.0	10.2	87.8	2.0
100人以上	62	8	1	8	2	-	-	-	54	2	51	1
		12.9	12.5	100.0	25.0	-	-	-	87.1	3.7	94.4	1.9
令和元年調査計	293	36	5	17	4	-	-	6	257	17	210	30
		12.3	13.9	47.2	11.1	-	-	16.7	87.7	6.6	81.7	11.7
平成30年調査計												

外国人雇用の問題点



外国人雇用の今後の予定



6. パートタイマーの状況

パートタイマーを利用している事業所の割合は61.7%
内、正規と同じ仕事をしているのが40.2%、正規への転換制度があるのは57.1%

パートタイマーを利用している事業所の割合は61.7%であり、その内、正規職員と同じ仕事をしている割合は40.2%となっている。また、正規への転換制度等があるのは57.1%となっている。

産業別では、パートタイマーを利用している事業所の割合が高いのは、医療関係等で100%、次いで、卸・小売業の72.5%、製造業の58.8%である。また、労働者規模別にみると、規模が大きくなるほどパートタイマーの利用率が高まる傾向にある。

表7 パートタイマーの状況

下段：%

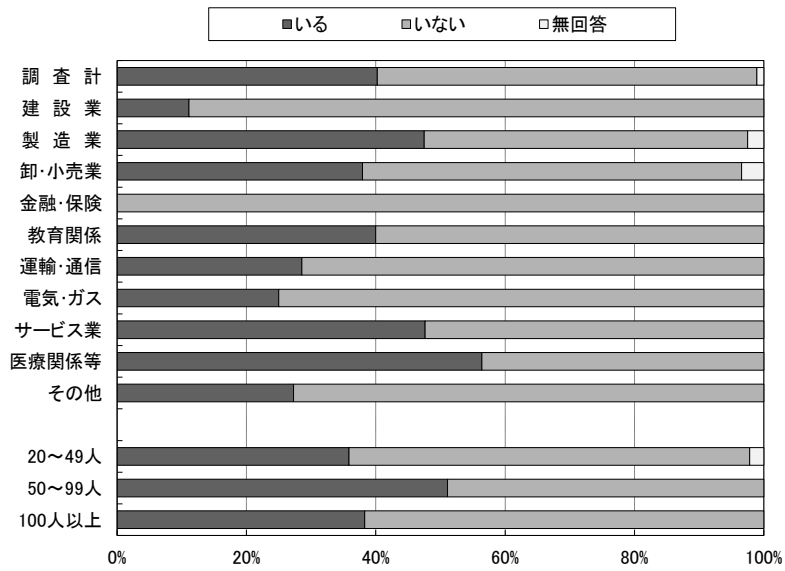
区分	事業所総数	パートタイマー利用事業所数	正規職員と同じ仕事をしているパートタイマー			正規への転換制度等			
			いる	いない	無回答	ある	ない	検討中	無回答
調査計	298	184 61.7	74 40.2	108 58.7	2 1.1	105 57.1	79 42.9	27 14.7	-
建設業	48	18 37.5	2 11.1	16 88.9	-	5 27.8	13 72.2	6 33.3	-
製造業	68	40 58.8	19 47.5	20 50.0	1 2.5	22 55.0	18 45.0	3 7.5	-
卸・小売業	40	29 72.5	11 37.9	17 58.6	1 3.4	22 75.9	7 24.1	3 10.3	-
金融・保険	8	3 37.5	-	3 100.0	-	3 100.0	-	-	-
教育関係	5	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-	4 80.0	1 20.0	-	-
運輸・通信	30	14 46.7	4 28.6	10 71.4	-	5 35.7	9 64.3	3 21.4	-
電気・ガス	6	4 66.7	1 25.0	3 75.0	-	-	4 100.0	-	-
サービス業	36	21 58.3	10 47.6	11 52.4	-	9 42.9	12 57.1	5 23.8	-
医療関係等	39	39 100.0	22 56.4	17 43.6	-	28 71.8	11 28.2	7 17.9	-
その他	18	11 61.1	3 27.3	8 72.7	-	7 63.6	4 36.4	-	-
20～49人	174	92 52.9	33 35.9	57 62.0	2 2.2	51 55.4	41 44.6	17 18.5	-
50～99人	62	45 72.6	23 51.1	22 48.9	-	24 53.3	21 46.7	4 8.9	-
100人以上	62	47 75.8	18 38.3	29 61.7	-	30 63.8	17 36.2	6 12.8	-
令和元年調査計	293	185 63.1	73 39.5	107 57.8	5 2.7	111 60.0	70 37.8	24 34.3	4 2.2
平成30年調査計	319	195 61.1	88 45.1	106 54.4	1	114 58.5	81 41.5	25 30.9	-

※検討中の斜体文字：パート利用事業所数の内、転換制度がない事業所数の内数となります。

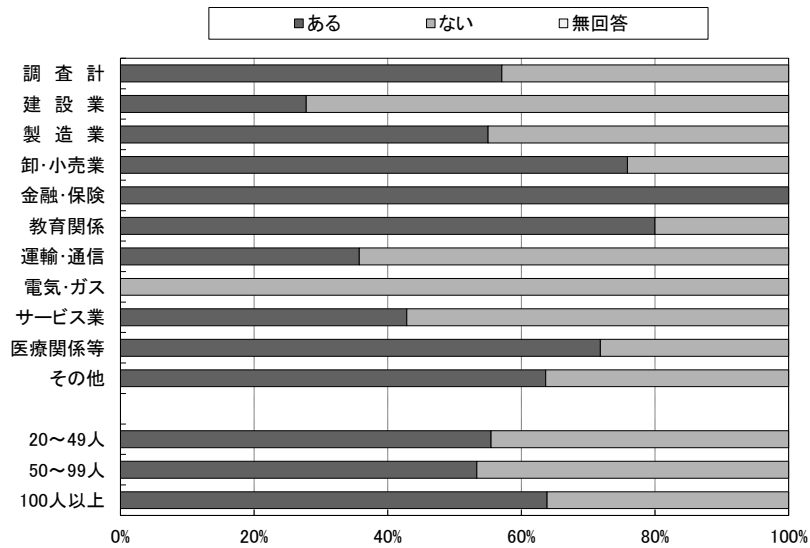
【正規職員への転換制度の主な代表例】

- ・本人の希望により検討（勤務年数が3年または5年以上と定めている場合や年齢制限がある）。
- ・勤務態度と能力により採用試験（職員登用試験等）を受けてもらう。
- ・ステップアップ制度等の採用。
- ・長時間労働などの正規同様の勤務時間（勤務体制）が可能な場合。
- ・勤務評価制度により採点して、優秀な者を正規登用。
- ・資格取得や国家試験合格等により、正規への登用を検討。

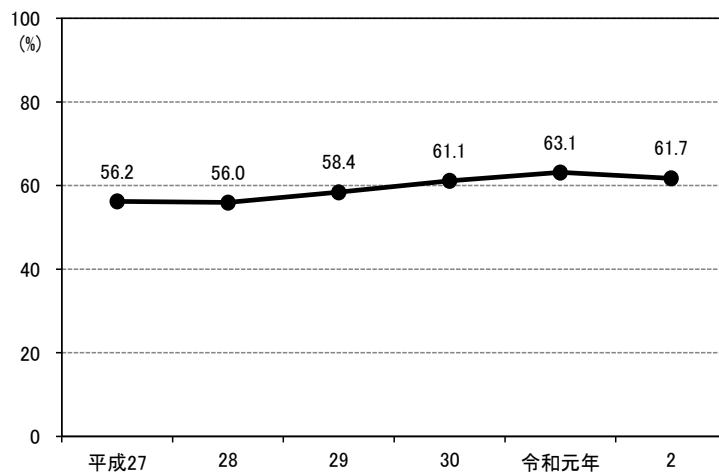
正社員と同じ仕事をしているパートタイマー



正社員への転換制度等



パートタイマー利用事業所割合の推移



7. 労働組合組織状況

組合の「ある」割合が26.5%、「ない」割合は73.5%

労働組合の「ある」事業所の割合は26.5%、「ない」割合は73.5%という結果になっている。

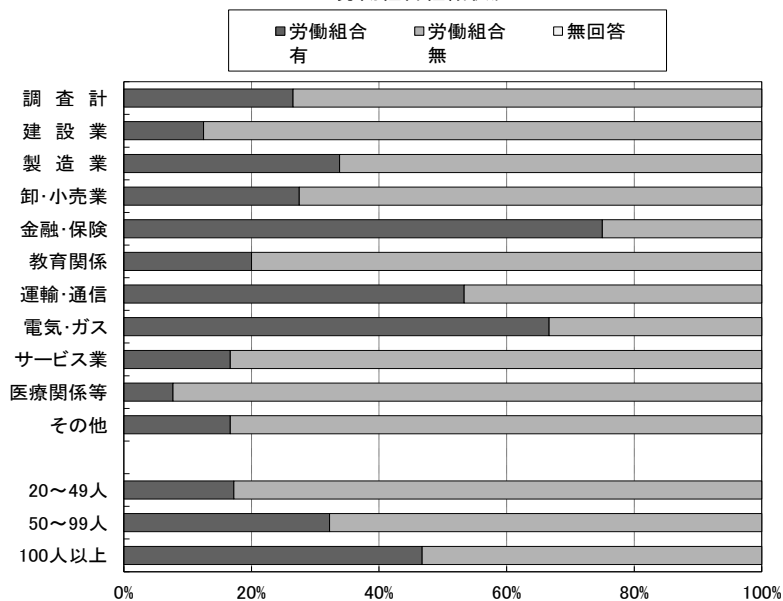
これを労働者規模別にみると、労働者規模が大きくなるほど労働組合の「ある」割合が高くなり、100人以上の事業所における組合のある割合は46.8%である。

また、産業別では、組合の「ある」割合の高いのが運輸・通信の53.3%であり、反対に組合の「ない」割合が高いのは医療関係等の92.3%、建設業の87.5%、サービス業の83.3%となっている。

表8 労働組合組織状況 下段：%

区分	事業所総数	労働組合有	労働組合無	無回答
調査計	298	79	219	-
		26.5	73.5	-
建設業	48	6	42	-
		12.5	87.5	-
製造業	68	23	45	-
		33.8	66.2	-
卸・小売業	40	11	29	-
		27.5	72.5	-
金融・保険	8	6	2	-
		75.0	25.0	-
教育関係	5	1	4	-
		20.0	80.0	-
運輸・通信	30	16	14	-
		53.3	46.7	-
電気・ガス	6	4	2	-
		66.7	33.3	-
サービス業	36	6	30	-
		16.7	83.3	-
医療関係等	39	3	36	-
		7.7	92.3	-
その他	18	3	15	-
		16.7	83.3	-
20～49人	174	30	144	-
		17.2	82.8	-
50～99人	62	20	42	-
		32.3	67.7	-
100人以上	62	29	33	-
		46.8	53.2	-
令和元年調査計	293	79	212	2
		27.0	72.4	0.7
平成30年調査計	319	84	234	1
		26.3	73.4	0.3

労働組合組織状況



II. 労働時間

1. 所定労働時間

1日の労働時間は1事業所平均7時間45分
年間総労働日数は1事業所平均248.7日

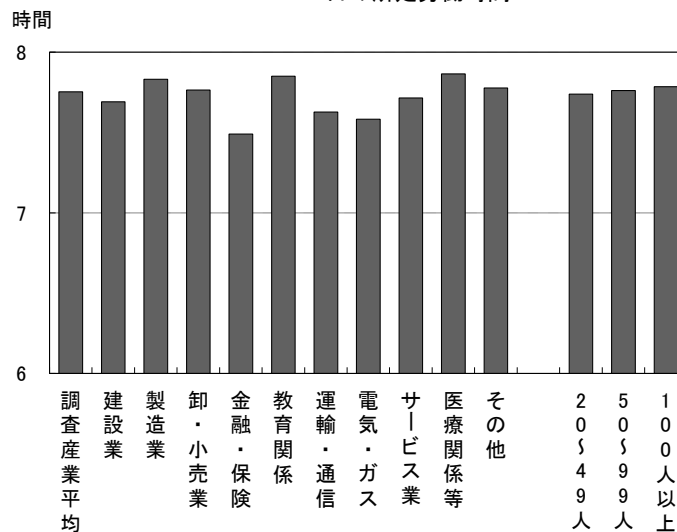
1日の所定労働時間は1事業所平均で「7時間45分」となっている。労働者規模による労働時間の差はあまりみられないが、産業別でみると、最も短いのは運輸・通信の「7時間38分」、最も長いのは医療関係等の「7時間52分」で、両者の差は14分となっている。

年間総労働日数は、1事業所平均で248.7日であり、これを労働者規模別でみると、最も少ない100人以上の238.1日と最も多い20～49人の254.0日との差は15.9日である。一方、産業別では、最も少ないサービス業の244.3日と最も多い建設業の253.3日の差は9.0日となっている。

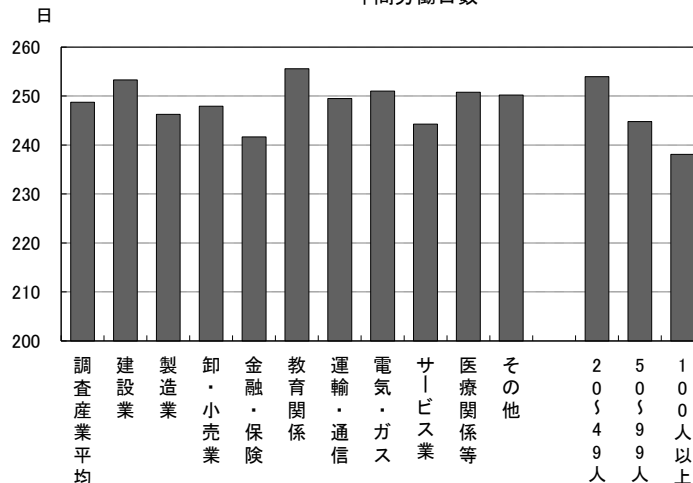
表9 所定労働時間

区分	1日の労働時間		年間総労働日数
調査計平均	7 時間	45 分	248.7 日
建設業	7 時間	41 分	253.3 日
製造業	7 時間	50 分	246.3 日
卸・小売業	7 時間	46 分	247.9 日
金融・保険	7 時間	29 分	241.7 日
教育関係	7 時間	51 分	255.6 日
運輸・通信	7 時間	38 分	249.5 日
電気・ガス	7 時間	35 分	251.0 日
サービス業	7 時間	43 分	244.3 日
医療関係等	7 時間	52 分	250.8 日
その他	7 時間	47 分	250.2 日
20～49人	7 時間	44 分	254.0 日
50～99人	7 時間	46 分	244.8 日
100人以上	7 時間	47 分	238.1 日
令和元年調査計	7 時間	46 分	250.1 日
平成30年調査計	7 時間	45 分	249.7 日

1日の所定労働時間



年間労働日数



2. 所定外労働時間

1 事業所平均で9時間23分（月平均）

令和元年8月から令和2年7月までの月平均所定外労働時間は、1事業所平均で「9時間23分」であり、男性平均が「10時間41分」女性平均が「6時間11分」でこの男女差は「4時間30分」となっている。

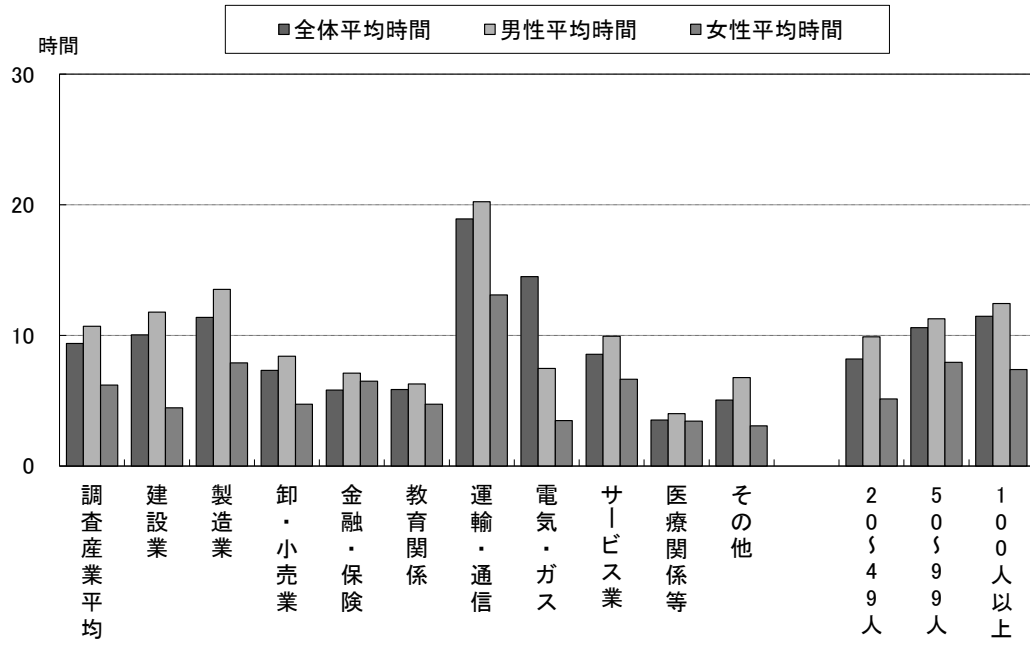
これを労働者規模別にみると、最も短いのが20～49人の「8時間11分」、最も長いのが100人以上の「11時間28分」で、両者の差は「3時間17分」である。また、産業別では、最も短いのが医療関係等の「3時間31分」、最も長いのは運輸・通信の「18時間55分」で、両者の差は「15時間24分」となっている。

表10 所定外労働時間（令和元年8月から令和2年7月まで期間における月平均時間）

区分	全体平均	男性平均	女性平均
調査計平均	9 時間 23 分	10 時間 41 分	6 時間 11 分
建設業	10 時間 3 分	11 時間 46 分	4 時間 27 分
製造業	11 時間 23 分	13 時間 31 分	7 時間 53 分
卸・小売業	7 時間 19 分	8 時間 24 分	4 時間 43 分
金融・保険	5 時間 49 分	7 時間 6 分	6 時間 29 分
教育関係	5 時間 51 分	6 時間 17 分	4 時間 43 分
運輸・通信	18 時間 55 分	20 時間 14 分	13 時間 6 分
電気・ガス	14 時間 30 分	7 時間 28 分	3 時間 29 分
サービス業	8 時間 33 分	9 時間 55 分	6 時間 39 分
医療関係等	3 時間 31 分	4 時間 1 分	3 時間 26 分
その他	5 時間 3 分	6 時間 46 分	3 時間 4 分
20～49人	8 時間 11 分	9 時間 53 分	5 時間 8 分
50～99人	10 時間 36 分	11 時間 16 分	7 時間 56 分
100人以上	11 時間 28 分	12 時間 26 分	7 時間 23 分
令和元年調査計	10 時間 16 分	11 時間 17 分	6 時間 12 分
平成30年調査計	10 時間 38 分	12 時間 24 分	6 時間 34 分

※全体平均のみの回答があるため、単純に男性と女性の合計平均でない場合があります。

所定外労働時間



Ⅲ. 休暇制度

1. 年次有給休暇

年次有給休暇の状況	
付与日数	17.6日
取得日数	9.1日
取得率	51.7%

年次有給休暇の付与日数の平均は17.6日であり、繰越日数は13.8日、取得日数は9.1日で、取得率は51.7%となっている。

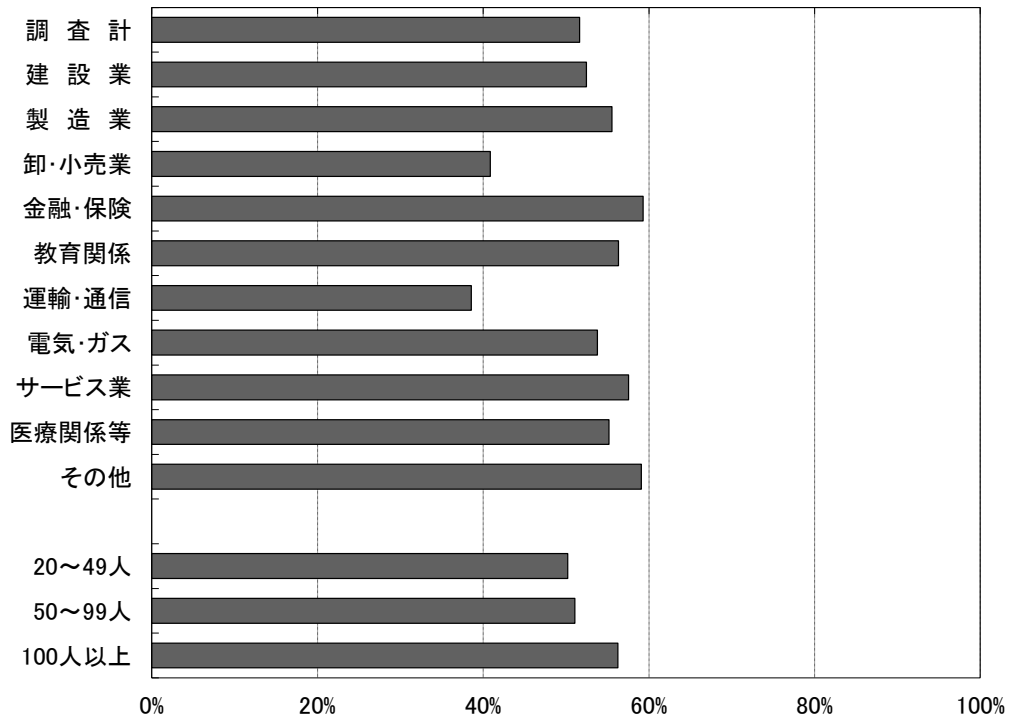
これを労働者規模別にみると100人以上の取得日数10.3日で取得率56.6%が最も高く、20～49人の8.7日で50.0%が最も低くなっている。また、産業別では、取得日数が最も多いのは製造業の10.4日で、最も少ないのは運輸・通信の7.0日であり、その差は取得日数で3.4日となっている。また、取得率が最も高いのは、サービス業の57.4%で、最も低いのは運輸・通信の38.7%であり、その差は取得率で18.7ポイントとなっている。

計画的付与制度については、「ある」とする事業所が162件で全体の57.4%となっている。これを労働者規模別でみると、50～99人では62.1%、次いで、100人以上の57.9%となっている。一方、産業別では、「ある」とする割合の最も高いのは運輸・通信の74.1%、次いで、建設業の69.8%となっている。

表11 年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無 下段：%

区分	回答 事業所数	取得状況				計画的付与制度		
		付与日数:A	繰越日数	取得日数:B	取得率B/A	ある	ない	無回答
調査計	282	17.6	13.8	9.1	51.7%	162	135	1
						57.4	47.9	0.4
建設業	43	17.1	12.9	9.0	52.6%	30	18	-
						69.8	41.9	-
製造業	67	18.7	14.5	10.4	55.6%	42	25	1
						62.7	37.3	1.5
卸・小売業	39	18.0	16.0	7.4	41.1%	22	18	-
						56.4	46.2	-
金融・保険	7	20.1	18.2	11.9	59.2%	3	5	-
						42.9	71.4	-
教育関係	5	17.4	12.4	9.8	56.3%	1	4	-
						20.0	80.0	-
運輸・通信	27	18.1	15.0	7.0	38.7%	20	10	-
						74.1	37.0	-
電気・ガス	6	19.8	16.5	10.7	54.0%	3	3	-
						50.0	50.0	-
サービス業	33	16.2	13.7	9.3	57.4%	14	22	-
						42.4	66.7	-
医療関係等	38	16.6	11.7	9.1	54.8%	16	23	-
						42.1	60.5	-
その他	17	16.5	9.9	9.8	59.4%	11	7	-
						64.7	41.2	-
20～49人	167	17.4	13.6	8.7	50.0%	93	80	1
						55.7	47.9	0.6
50～99人	58	17.7	14.1	9.0	50.8%	36	26	-
						62.1	44.8	-
100人以上	57	18.2	14.4	10.3	56.6%	33	29	-
						57.9	50.9	-
令和元年 調査計	277	17.1	12.8	8.1	47.4%	155	136	2
						56.0	49.1	0.7
平成30年 調査計	304	16.9	13.5	7.2	41.9%	109	209	1
						35.9	68.8	0.3

年次有給休暇の取得状況



2. その他の休暇制度の導入状況

導入割合はリフレッシュ休暇 19.8%、ボランティア休暇 9.7%、研修のための休暇 3.0%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇を導入している事業所の割合は 19.8%であり、休暇の平均日数は 5.7 日となっている。これを労働者規模別で見ると、100 人以上の導入割合は 33.9%、平均日数は 6.1 日でそれぞれ最も多くなっている。産業別にみると、導入割合は卸・小売業の 22.5%が最も高く、また、平均日数は最も多いのが卸・小売業の 6.9 日、最も少ないのが運輸・通信の 4.0 日で、その差は 2.9 日となっている。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇を導入している事業所の割合は 9.7%であり、休暇の平均日数は 38.3 日となっている。これを労働者規模別で見ると、100 人以上の導入割合 24.2%と平均日数 64.7 日がともに最も多い。また、産業別で見ると、導入割合は製造業の 13.2%、平均日数は製造業の 100.1 日(回答のあった 9 事業所中、2 事業所が 1 年[365 日]と回答)がそれぞれ最も多くなっている。

3) 研修のための休暇

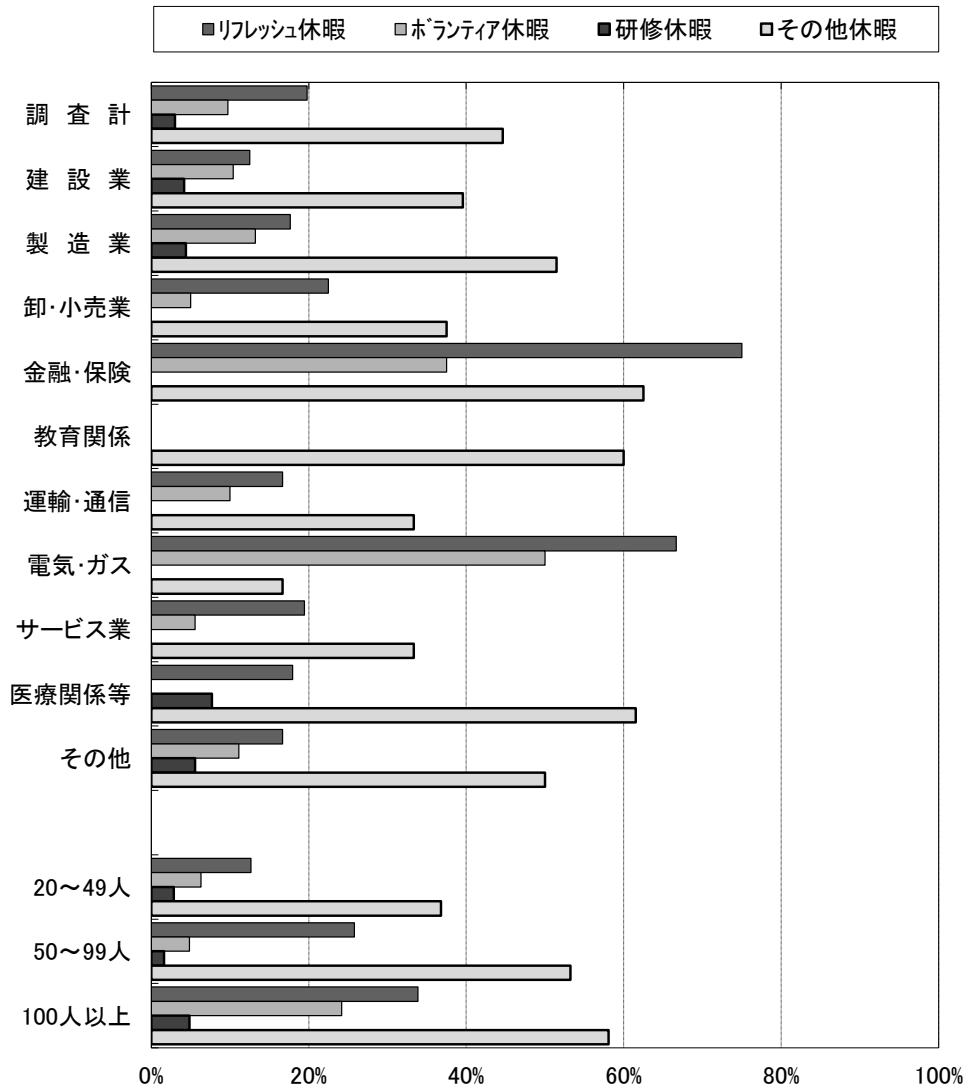
研修のための休暇を導入している事業所の割合は 3.0%であり、休暇の平均日数は 11.3 日となっている。これを労働者規模別で見ると、100 人以上の導入割合 4.8%と平均日数 20.0 日がともに最も多い。一方、産業別で見ると、導入割合は医療関係等の 7.7%、平均日数は製造業の 17.7 日がそれぞれ最も多くなっている。

表12 その他の休暇制度の導入状況 斜体文字=集計事業所数：日数回答があった事業所数 下段：%

区分	事業所 総数	リフレッシュ		ボランティア		研修		その他	
		休暇	平均日数 集計 事業所数	休暇	平均日数 集計 事業所数	休暇	平均日数 集計 事業所数	休暇	平均日数 集計 事業所数
調査計	298	59 19.8	5.7 58	29 9.7	38.3 25	9 3.0	11.3 7	133 44.6	6.1 123
建設業	48	6 12.5	4.7 6	5 10.4	6.2 5	2 4.2	3.0 2	19 39.6	4.6 18
製造業	68	12 17.6	6.6 12	9 13.2	100.1 8	3 4.4	17.7 3	35 51.5	4.8 34
卸・小売業	40	9 22.5	6.9 9	2 5.0	3.0 2	- -	- -	15 37.5	2.9 13
金融・保険	8	6 75.0	5.8 6	3 37.5	17.7 3	- -	- -	5 62.5	4.3 3
教育関係	5	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 60.0	6.7 3
運輸・通信	30	5 16.7	4.0 5	3 10.0	4.0 2	- -	- -	10 33.3	11.3 8
電気・ガス	6	4 66.7	8.3 3	3 50.0	12.0 2	- -	- -	1 16.7	1.0 1
サービス業	36	7 19.4	5.9 7	2 5.6	14.5 2	- -	- -	12 33.3	18.5 11
医療関係等	39	7 17.9	4.6 7	- -	- -	3 7.7	10.0 2	24 61.5	4.5 24
その他	18	3 16.7	2.7 3	2 11.1	5.0 7	1 5.6	- -	9 50.0	4.0 8
20~49人	174	22 12.6	5.6 22	11 6.3	11.2 9	5 2.9	3.0 3	64 36.8	7.5 57
50~99人	62	16 25.8	5.3 16	3 4.8	5.0 3	1 1.6	10.0 7	33 53.2	5.4 31
100人以上	62	21 33.9	6.1 20	15 24.2	64.7 13	3 4.8	20.0 3	36 58.1	4.4 35
令和元年 調査計	293	66 22.5	5.5 65	31 10.6	31.1 30	12 4.1	7.8 10	123 42.0	4.3 108
平成30年 調査計	319	58 18.2	5.6 -	26 8.2	22.5 -	9 2.8	5.3 -	137 42.9	7.4 -

※各種休暇導入比率は、未回答（導入なし扱い）を含む事業所数に対する比率となっています。

その他の休暇制度の導入状況



3. その他の休暇制度の有給の割合

リフレッシュ休暇の有給割合	81.4%
ボランティア休暇の有給割合	72.4%
研修のための休暇の有給割合	55.6%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇制度における有給の割合は81.4%である。労働者規模別にみると、50～99人での有給の割合は93.8%と最も高くなっている。また、産業別にみると、製造業、卸・小売業での割合が高いのに対して、医療関係等が最も低い。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇制度における有給の割合は72.4%である。労働者規模別にみると、20～49人での有給の割合は81.8%で最も高くなっている。

3) 研修のための休暇

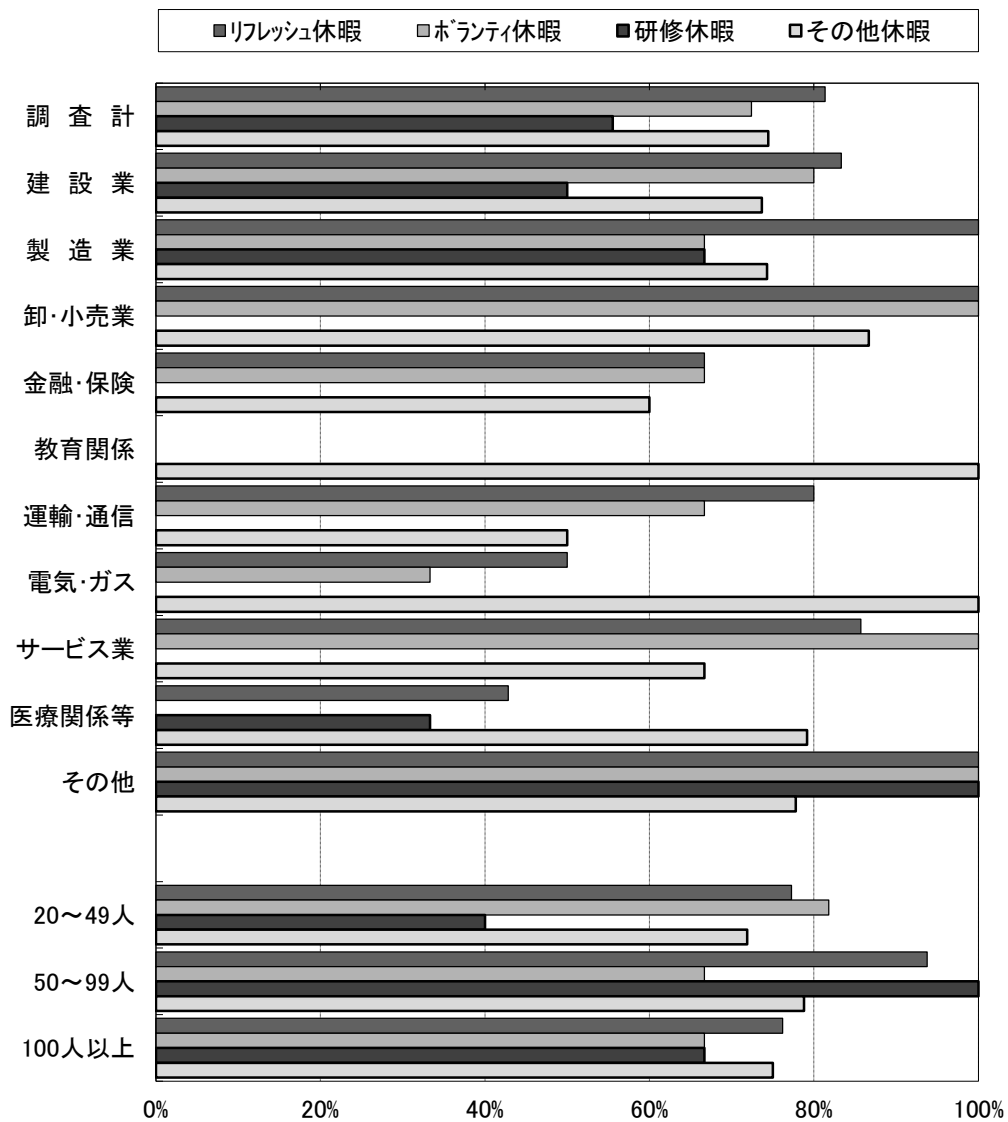
研修のための休暇制度における有給の割合は55.6%である。労働者規模別にみると、50～99人での有給の割合が100%となっている。産業別では、製造業が66.7%となっている。

表13 その他の休暇制度の有給の割合

下段：%

区 分	リフレッシュ 休暇		ボランティア 休暇		研修 休暇		その他 休暇	
	有給		有給		有給		有給	
調 査 計	59	48 81.4	29	21 72.4	9	5 55.6	133	99 74.4
建 設 業	6	5 83.3	5	4 80.0	2	1 50.0	19	14 73.7
製 造 業	12	12 100.0	9	6 66.7	3	2 66.7	35	26 74.3
卸・小売業	9	9 100.0	2	2 100.0	-	-	15	13 86.7
金融・保険	6	4 66.7	3	2 66.7	-	-	5	3 60.0
教育関係	-	-	-	-	-	-	3	3 100.0
運輸・通信	5	4 80.0	3	2 66.7	-	-	10	5 50.0
電気・ガス	4	2 50.0	3	1 33.3	-	-	1	1 100.0
サービス業	7	6 85.7	2	2 100.0	-	-	12	8 66.7
医療関係等	7	3 42.9	-	-	3	1 33.3	24	19 79.2
その他	3	3 100.0	2	2 100.0	1	1 100.0	9	7 77.8
20～49人	22	17 77.3	11	9 81.8	5	2 40.0	64	46 71.9
50～99人	16	15 93.8	3	2 66.7	1	1 100.0	33	26 78.8
100人以上	21	16 76.2	15	10 66.7	3	2 66.7	36	27 75.0
令和元年 調査計	66	46 69.7	31	21 67.7	12	8 66.7	123	86 69.9
平成30年 調査計	58	41 70.7	26	15 57.7	9	5 55.6	137	95 69.3

その他の休暇制度の有給の割合



IV. 休業制度等

1. 育児休業制度

1) 規定状況

育児休業制度の規定 98.7%

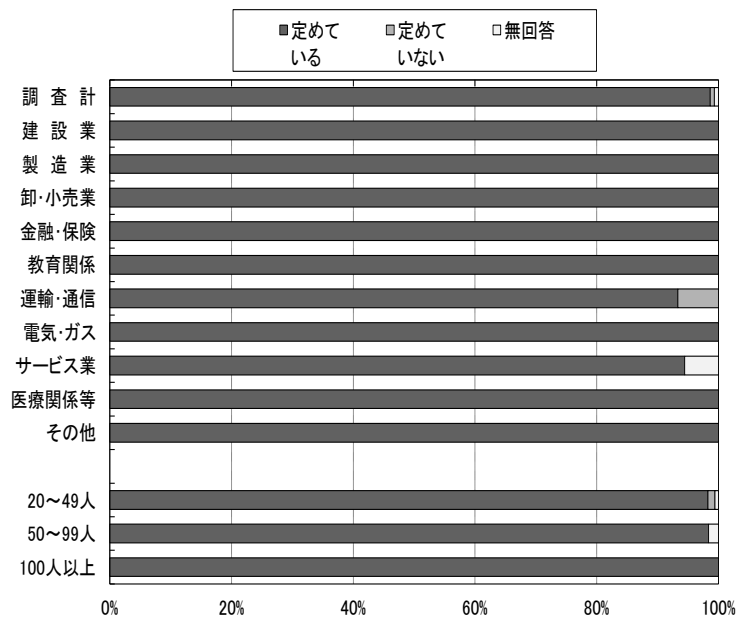
育児休業制度を定めている事業所の割合は98.7%となっている。労働者規模別にみると、100人以上が100%となっている。また、産業別にみると、建設業、製造業、卸・小売業、医療関係等が100%となっている。

表14 育児休業制度の規定状況

下段：%

区分	事業所総数	定めている	定めていない	無回答
調査計	298	294 98.7	2 0.7	2 0.7
建設業	48	48 100.0	-	-
製造業	68	68 100.0	-	-
卸・小売業	40	40 100.0	-	-
金融・保険	8	8 100.0	-	-
教育関係	5	5 100.0	-	-
運輸・通信	30	28 93.3	2 6.7	-
電気・ガス	6	6 100.0	-	-
サービス業	36	34 94.4	-	2 5.6
医療関係等	39	39 100.0	-	-
その他	18	18 100.0	-	-
20～49人	174	171 98.3	2 1.1	1 0.6
50～99人	62	61 98.4	-	1 1.6
100人以上	62	62 100.0	-	-
令和元年調査計	293	291 99.3	2 0.7	-
平成30年調査計	319	315 98.7	4 1.3	-

育児休業制度の規定状況



2) 規定内容

育児休業制度の期間は「子が満1歳未満」の42.9%、賃金は「無給」92.2%が最も多い

育児休業制度の規定内容は、期間を「子が満1歳未満」としている事業所の割合が42.9%で最も高く、次いで「子が1歳6ヶ月に達するまで」の26.2%となっている。

賃金支給については、「無給」が92.2%と大部分を占めている。

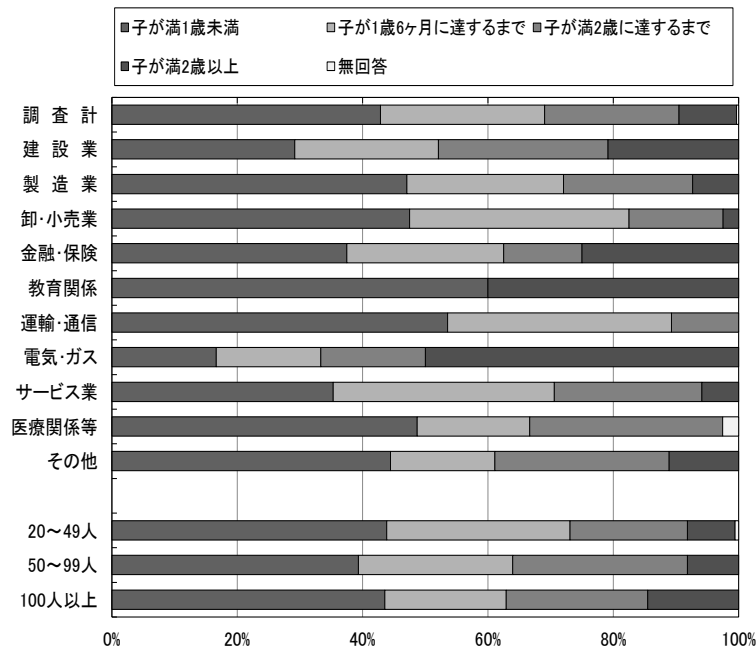
労働者規模別でみると、100人以上での「無給」の割合は98.4%で最も高くなっている。

表15 育児休業制度の規定内容

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期 間					賃 金			
		子が満1歳未満	子が1歳6ヶ月に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満2歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	294	126 42.9	77 26.2	63 21.4	27 9.2	1 0.3	3 1.0	20 6.8	271 92.2	-
建設業	48	14 29.2	11 22.9	13 27.1	10 20.8	-	1 2.1	7 14.6	40 83.3	-
製造業	68	32 47.1	17 25.0	14 20.6	5 7.4	-	-	2 2.9	66 97.1	-
卸・小売業	40	19 47.5	14 35.0	6 15.0	1 2.5	-	-	3 7.5	37 92.5	-
金融・保険	8	3 37.5	2 25.0	1 12.5	2 25.0	-	-	2 25.0	6 75.0	-
教育関係	5	3 60.0	-	-	2 40.0	-	-	-	5 100.0	-
運輸・通信	28	15 53.6	10 35.7	3 10.7	-	-	-	2 7.1	26 92.9	-
電気・ガス	6	1 16.7	1 16.7	1 16.7	3 50.0	-	-	-	6 100.0	-
サービス業	34	12 35.3	12 35.3	8 23.5	2 5.9	-	2 5.9	2 5.9	30 88.2	-
医療関係等	39	19 48.7	7 17.9	12 30.8	-	1 2.6	-	1 2.6	38 97.4	-
その他	18	8 44.4	3 16.7	5 27.8	2 11.1	-	-	1 5.6	17 94.4	-
20~49人	171	75 43.9	50 29.2	32 18.7	13 7.6	1 0.6	3 1.8	13 7.6	155 90.6	-
50~99人	61	24 39.3	15 24.6	17 27.9	5 8.2	-	-	6 9.8	55 90.2	-
100人以上	62	27 43.5	12 19.4	14 22.6	9 14.5	-	-	1 1.6	61 98.4	-
令和元年調査計	291	137 47.1	72 24.7	57 19.6	24 8.2	1 0.3	4 1.4	23 7.9	264 90.7	-
平成30年調査計	315	147 46.7	85 27.0	54 17.1	27 8.6	2 0.6	2 0.6	20 6.3	293 93.0	-

育児休業制度の規定内容



3) 取得者の状況

育児休業取得者の割合は 女性 95.9%、男性 12.3%

育児休業取得日数の平均は女性 263 日、男性 19 日

出産者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める育児休業取得者の割合は、女性が95.9%、男性が12.3%であり、男性は年々増加している。また、育児休業取得者の男女別構成は、女性は88.0%、男性は12.0%となっている。

産業別では、女性の出産者に占める育児休業者割合が低い傾向にあるのが、卸・小売業の57.1%となっている。

育児休業の平均取得日数は、女性が263日、男性が19日である。女性の平均取得日数を労働者規模別にみると、50~99人の301日が最長になっており、最短である20~49人の227日との差は74日となっている。男性の平均取得日数を過去の調査と比較すると、年々減少している。

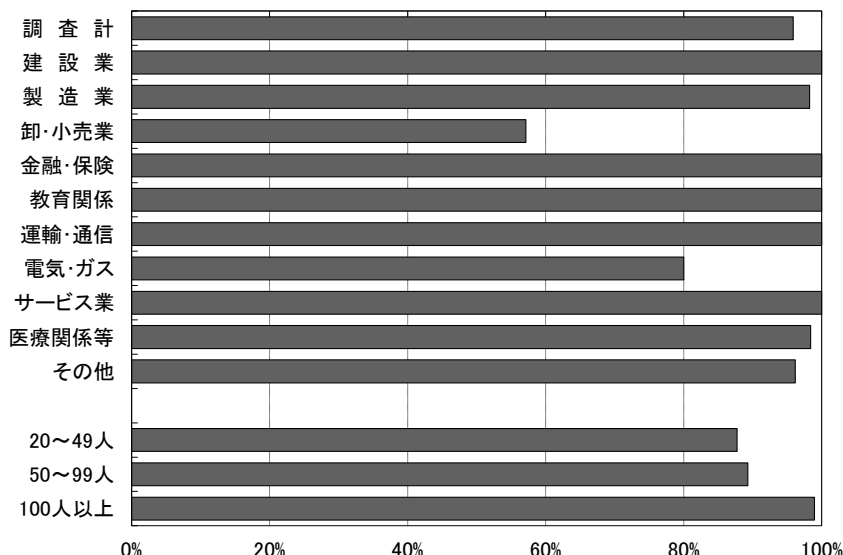
表16 育児休業取得者割合

下段：%

区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合 :A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合 :B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶者が出産) :D	女性	男性
調査計	291	256 88.0	35 12.0	95.9	12.3	551	267	284	263	19
建設業	10	7 70.0	3 30.0	100.0	11.1	34	7	27	342	17
製造業	76	56 73.7	20 26.3	98.2	13.3	207	57	150	228	12
卸・小売業	8	8 100.0	-	57.1	-	30	14	16	250	-
金融・保険	7	6 85.7	1 14.3	100.0	8.3	18	6	12	309	5
教育関係	4	2 50.0	2 50.0	100.0	40.0	7	2	5	218	5
運輸・通信	7	5 71.4	2 28.6	100.0	11.8	22	5	17	253	21
電気・ガス	4	4 100.0	-	80.0	-	12	5	7	353	-
サービス業	20	19 95.0	1 5.0	100.0	16.7	25	19	6	250	3
医療関係等	130	124 95.4	6 4.6	98.4	14.6	167	126	41	288	40
その他	25	25 100.0	-	96.2	-	29	26	3	209	-
20~49人	51	43 84.3	8 15.7	87.8	17.0	96	49	47	227	10
50~99人	29	25 86.2	4 13.8	89.3	10.0	68	28	40	301	14
100人以上	211	188 89.1	23 10.9	98.9	11.7	387	190	197	272	26
令和元年調査計	356	330 92.7	26 7.3	97.1	7.8	672	340	332	259	35
平成30年調査計	357	342 95.8	15 4.2	94.5	3.9	748	362	386	262	41

※平均取得日数は、回答があった平均日数の合計を回答母数で割っています。

出産者に占める育児休業者の割合



4) 取得日数内訳

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が多数となっている

育児休業取得日数内訳は、女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が61.2%を占めており、次いで、12ヶ月～24ヶ月未満の17.8%となっている。

労働者規模別にみると、女性の3ヶ月未満の取得割合は、20～49人で最も高くなっている。

女性の場合、100人以上の9ヶ月～12ヶ月未満の67.4%が最も高く、男性の場合20～49人と50～99人の3ヶ月未満の100%が最も高くなっている。

表17 育児休業の取得日数内訳

下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調査計	9	34	18	1	20	-	148	-	43	-	4	-
	3.7	97.1	7.4	2.9	8.3	-	61.2	-	17.8	-	1.7	-
建設業	-	3	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-
	-	100.0	25.0	-	25.0	-	25.0	-	25.0	-	-	-
製造業	5	20	6	-	1	-	29	-	11	-	-	-
	9.6	100.0	11.5	-	1.9	-	55.8	-	21.2	-	-	-
卸・小売業	1	-	1	-	1	-	4	-	1	-	-	-
	12.5	-	12.5	-	12.5	-	50.0	-	12.5	-	-	-
金融・保険	-	1	-	-	1	-	5	-	-	-	-	-
	-	100.0	-	-	16.7	-	83.3	-	-	-	-	-
教育関係	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	-	100.0	50.0	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-
運輸・通信	-	2	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-
	-	100.0	20.0	-	20.0	-	60.0	-	-	-	-	-
電気・ガス	-	-	1	-	-	-	1	-	2	-	-	-
	-	-	25.0	-	-	-	25.0	-	50.0	-	-	-
サービス業	-	1	3	-	3	-	5	-	8	-	-	-
	-	100.0	15.8	-	15.8	-	26.3	-	42.1	-	-	-
医療関係等	2	5	4	1	11	-	82	-	14	-	4	-
	1.7	83.3	3.4	16.7	9.4	-	70.1	-	12.0	-	3.4	-
その他	1	-	-	-	1	-	17	-	6	-	-	-
	4.0	-	-	-	4.0	-	68.0	-	24.0	-	-	-
20～49人	4	8	8	-	5	-	15	-	8	-	-	-
	10.0	100.0	20.0	-	12.5	-	37.5	-	20.0	-	-	-
50～99人	1.0	4.0	1.0	-	2.0	-	11.0	-	6.0	-	-	-
	4.8	100.0	4.8	-	9.5	-	52.4	-	28.6	-	-	-
100人以上	4	22	9	1	13	-	122	-	29	-	4	-
	2.2	95.7	5.0	4.3	7.2	-	67.4	-	16.0	-	2.2	-
令和元年調査計	10	23	26	1	44	1	181	-	52	1	4	-
	3.2	88.5	8.2	3.8	13.9	3.8	57.1	-	16.4	3.8	1.3	-
平成30年調査計	10	10	37	2	37	-	206	-	39	-	15	-
	2.9	83.3	10.8	16.7	10.8	-	59.9	-	11.3	-	4.4	-

2. 育児短時間勤務制度等

1) 規定状況

育児短時間勤務制度等の規定率は90.9%

育児短時間勤務制度等を「定めている」事業所は90.9%となっている。

「定めている」とする271事業所において、その制度内容としては「短時間勤務制度」が84.5%で最も多く、次いで、「所定外労働の免除」が61.6%となっている。

労働者規模別にみると、規定率は規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の96.8%が最も高くなっている。一方、産業別の規定率は、医療関係等が100%で最も高くなっている。また、制度の内容としては、規模別、産業別いずれの場合も、最も多いのが「短時間勤務制度」で、次いで、「所定外労働の免除」、「始業終業時刻の繰上・繰下」の傾向となっている。

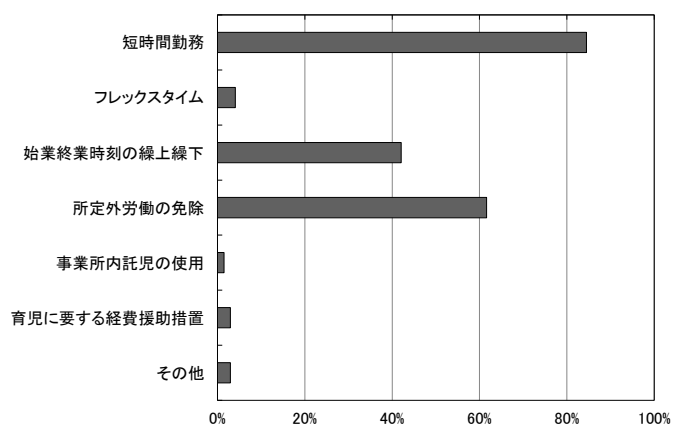
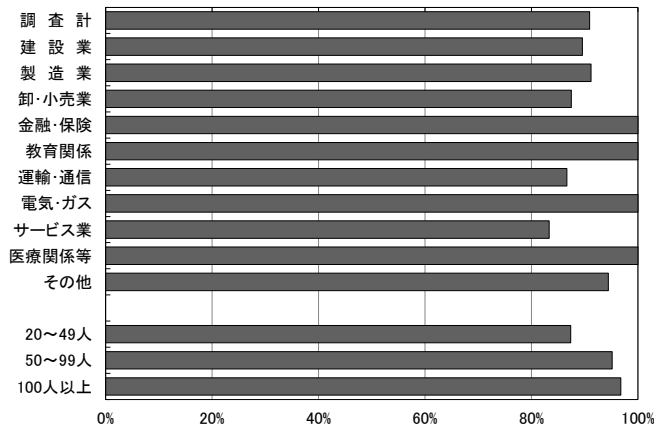
表18 育児短時間勤務制度等の規定状況

斜体文字：制度を定めている事業所数に対する割合(複数回答) 下段：%

区分	事業所総数	育児短時間勤務制度等の規定状況(複数回答)								育児短時間勤務制度を定めていない	無回答
		短時間勤務	フレックスタイム	始業終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児の使用	育児に要する経費援助措置	その他			
調査計	298	271 90.9	229 84.5	11 4.1	114 42.1	167 61.6	4 1.5	8 3.0	8 3.0	24 8.1	3 1.0
建設業	48	43 89.6	37 86.0	2 4.7	20 46.5	30 69.8	-	2 4.7	1 2.3	4 8.3	1 2.1
製造業	68	62 91.2	47 75.8	6 9.7	31 50.0	43 69.4	-	-	-	6 8.8	-
卸・小売業	40	35 87.5	30 85.7	1 2.9	13 37.1	22 62.9	-	-	1 2.9	5 12.5	-
金融・保険	8	8 100.0	8 100.0	-	4 50.0	5 62.5	-	2 25.0	1 12.5	-	-
教育関係	5	5 100.0	5 100.0	-	2 40.0	4 80.0	-	1 20.0	-	-	-
運輸・通信	30	26 86.7	17 65.4	-	9 34.6	11 42.3	-	-	1 3.8	3 10.0	1 3.3
電気・ガス	6	6 100.0	6 100.0	-	1 16.7	4 66.7	-	-	1 16.7	-	-
サービス業	36	30 83.3	26 86.7	1 3.3	12 40.0	14 46.7	1 3.3	-	-	5 13.9	1 2.8
医療関係等	39	39 100.0	38 97.4	-	13 33.3	24 61.5	3 7.7	3 7.7	3 7.7	-	-
その他	18	17 94.4	15 88.2	1 5.9	9 52.9	10 58.8	-	-	-	1 5.6	-
20~49人	174	152 87.4	127 83.6	5 3.3	61 40.1	84 55.3	1 0.7	2 1.3	2 1.3	19 10.9	3 1.7
50~99人	62	59 95.2	49 83.1	2 3.4	24 40.7	42 71.2	-	4 6.8	5 8.5	3 4.8	-
100人以上	62	60 96.8	53 88.3	4 6.7	29 48.3	41 68.3	3 5.0	2 3.3	1 1.7	2 3.2	-
令和元年調査計	293	265 90.4	233 87.9	30 11.3	119 44.9	173 65.3	21 7.9	22 8.3	17 6.4	27 9.2	1 0.3
平成30年調査計	319	280 87.8	243 86.8	33 11.8	118 42.1	184 65.7	22 7.9	22 7.9	17 6.1	34 10.7	5 1.6

育児短時間制度等を定めている事業所

調査計における育児短時間勤務制度等の規定状況



2) 規定状況 (対象)

育児短時間勤務制度等の対象で最も多いのは「3歳まで」の62.7%

育児短時間勤務制度等を定めている271事業所において、制度等の対象は「3歳まで」が62.7%を占めて最も多くなっている。

これを労働者規模別、産業別にみると、「3歳まで」は50~99人規模と、医療関係等の割合が高く、「小学生まで」は100人以上規模と建設業とサービス業の割合が高くなってくる。

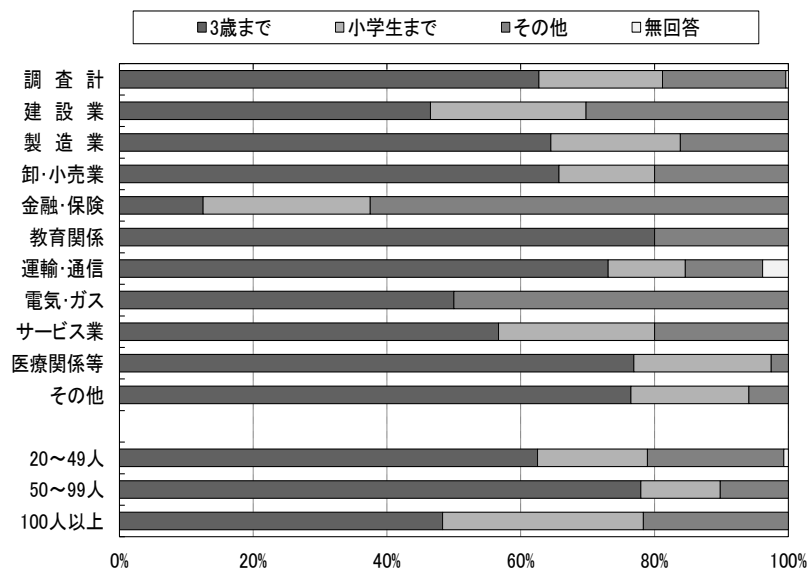
表19 育児短時間勤務制度等の規定状況 (対象) 下段：%

区分	事業所総数	育児短時間勤務制度を定めている事業所	対象			
			3歳まで	小学生まで	その他	無回答
調査計	298	271	170	50	50	1
		90.9	62.7	18.5	18.5	0.4
建設業	48	43	20	10	13	-
		89.6	46.5	23.3	30.2	-
製造業	68	62	40	12	10	-
		91.2	64.5	19.4	16.1	-
卸・小売業	40	35	23	5	7	-
		87.5	65.7	14.3	20.0	-
金融・保険	8	8	1	2	5	-
		100.0	12.5	25.0	62.5	-
教育関係	5	5	4	-	1	-
		100.0	80.0	-	20.0	-
運輸・通信	30	26	19	3	3	1
		86.7	73.1	11.5	11.5	3.8
電気・ガス	6	6	3	-	3	-
		100.0	50.0	-	50.0	-
サービス業	36	30	17	7	6	-
		83.3	56.7	23.3	20.0	-
医療関係等	39	39	30	8	1	-
		100.0	76.9	20.5	2.6	-
その他	18	17	13	3	1	-
		94.4	76.5	17.6	5.9	-
20~49人	174	152	95	25	31	1
		87.4	62.5	16.4	20.4	0.7
50~99人	62	59	46	7	6	-
		95.2	78.0	11.9	10.2	-
100人以上	62	60	29	18	13	-
		96.8	48.3	30.0	21.7	-
令和元年調査計	293	265	167	48	48	2
		90.4	63.0	18.1	18.1	0.8
平成30年調査計	319	280	183	44	53	-
		87.8	65.4	15.7	18.9	-

※制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

※斜体文字の%比率は、制度を定めている事業所数に対する割合

育児短時間勤務制度等の対象



3) 取得状況

制度内容で最も多いのは「事業所内託児の使用」の75.0%

取得者で最も多いのは「短時間勤務」の152人

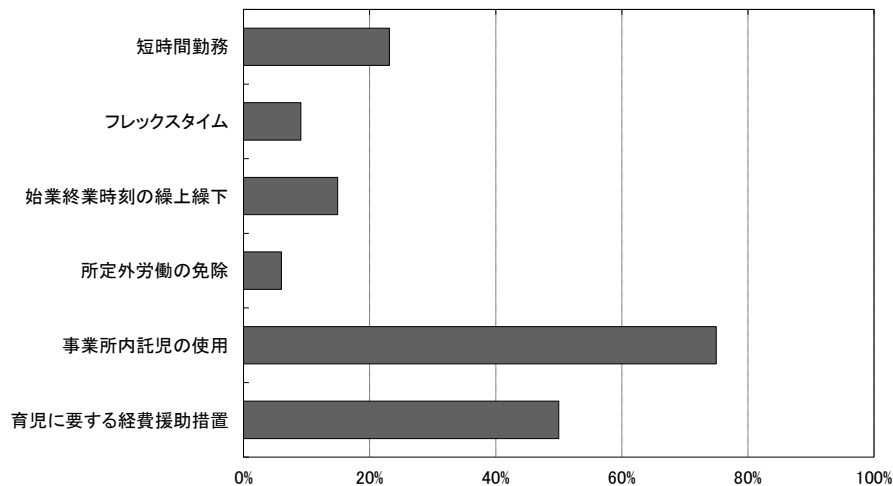
育児短時間勤務制度等を定めている事業所における、規定制度内容別にみた割合は、「事業所内託児の使用」の75.0%、次いで、「育児に要する経費援助措置」の50.0%となっている。なお、これを取得者数で見ると最も多いのが「短時間勤務」で女性が152人、次いで「事業所内託児の使用」の男女合わせて85人となっている。

表20 育児短時間勤務制度等取得者の状況 男性・女性：人数 平均短縮：時間（分） 下段：%

区分	育児短時間制度を定めている事業所	短時間勤務				フレックスタイム			始業終業時刻の繰上繰下			所定外労働の免除			事業所内託児の使用			育児に要する経費援助措置			その他			
		利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	男性平均短縮時間	女性平均短縮時間	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性
調査計	271	53	-	152	-	88	1	-	3	17	1	37	10	-	21	3	10	75	4	1	16	1	-	2
		23.1					9.1			14.9			6.0			75.0			50.0			12.5		
建設業	43	2	-	5	-	83	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5.4								20.0														
製造業	62	13	-	33	-	75	1	-	3	4	-	7	3	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		27.7					16.7			12.9			7.0											
卸・小売業	35	5	-	13	-	90	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		16.7											4.5											
金融・保険	8	1	-	1	-	120	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
		12.5								25.0									50.0					
教育関係	5	3	-	3	-	60	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
		60.0								50.0									100.0					
運輸・通信	26	2	-	6	-	94	-	-	-	2	1	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		11.8								22.2			9.1											
電気・ガス	6	5	-	5	-	72	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		83.3								100.0			25.0											
サービス業	30	6	-	9	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		23.1																						
医療関係等	39	15	-	76	-	103	-	-	-	4	-	21	4	-	9	3	10	75	2	1	14	1	-	2
		39.5								30.8			16.7			100.0			66.7			33.3		
その他	17	1	-	1	-	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6.7																						
20~49人	152	21	-	28	-	89	-	-	-	7	-	8	4	-	6	-	-	-	1	-	1	-	-	-
50~99人	59	10	-	16	-	87	1	-	3	4	-	5	2	-	2	-	-	-	1	-	1	1	-	2
100人以上	60	22	-	108	-	87	-	-	-	6	1	24	4	-	13	3	10	75	2	1	14	-	-	-
令和元年調査計	265	60	2	320	3	95	1	-	2	13	-	38	16	2	55	4	5	92	4	-	29	4	1	5
		25.8					3.3			10.9			9.2			19.0			18.2			23.5		
平成30年調査計	280	62	1	152	105	98	-	-	-	18	1	37	22	1	57	6	5	120	4	4	51	2	-	2
		25.5								15.3			12.0			27.3			18.2			11.8		

※利用事業所数比率は、表18における各制度の規定有り事業所数に対する比率となっています。
 ※平均短縮時間は、取得者平均ではなく制度として定めている時間の平均を示しています。

調査計における育児短時間勤務制度等の利用実績



3. 子の看護休暇制度

1) 規定状況

子の看護休暇制度の規定率は89.9%

子の看護休暇制度を定めている事業所の割合は89.9%となっている。

これを労働者規模別で見ると、100人以上の場合の96.8%が最も高く、次いで、50～99人の93.5%となっている。

また、産業別では、医療関係等が100%で最も高い。

子の看護休暇制度の制定率の推移

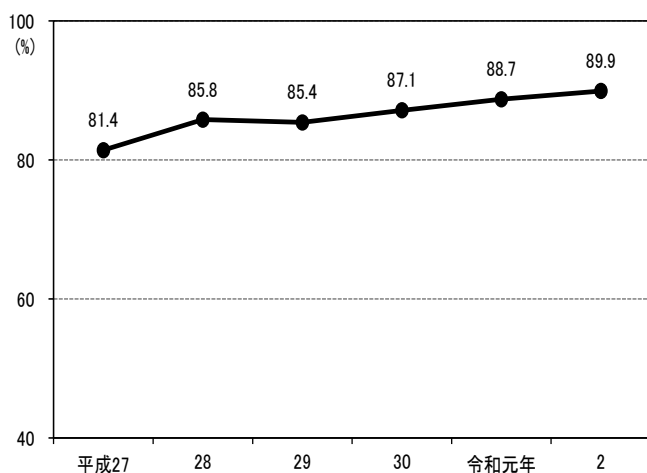
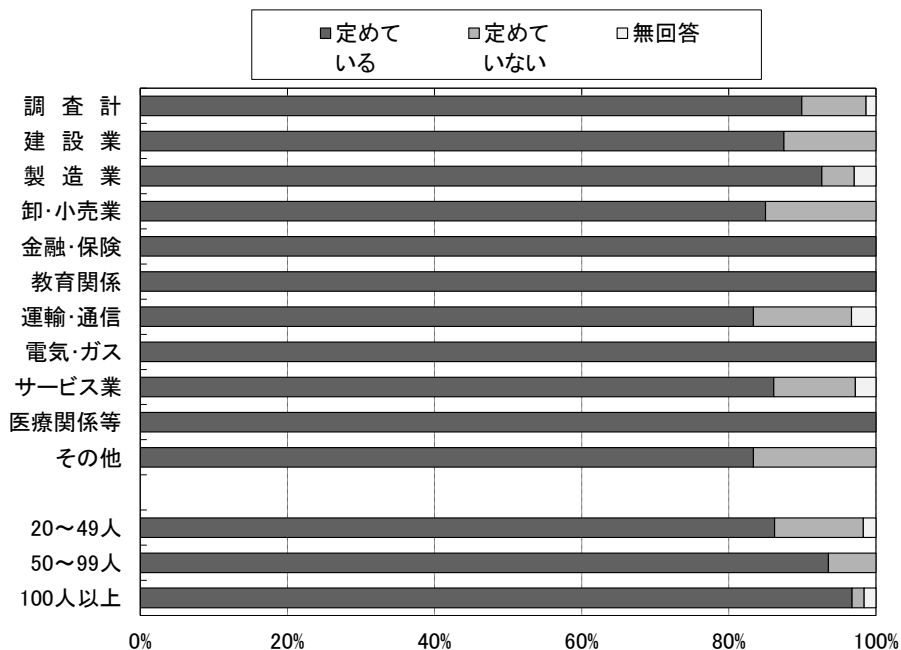


表21 子の看護休暇制度の規定状況 下段：%

区分	事業所総数	定めている	定めていない	無回答
調査計	298	268 89.9	26 8.7	4 1.3
建設業	48	42 87.5	6 12.5	-
製造業	68	63 92.6	3 4.4	2 2.9
卸・小売業	40	34 85.0	6 15.0	-
金融・保険	8	8 100.0	-	-
教育関係	5	5 100.0	-	-
運輸・通信	30	25 83.3	4 13.3	1 3.3
電気・ガス	6	6 100.0	-	-
サービス業	36	31 86.1	4 11.1	1 2.8
医療関係等	39	39 100.0	-	-
その他	18	15 83.3	3 16.7	-
20～49人	174	150 86.2	21 12.1	3 1.7
50～99人	62	58 93.5	4 6.5	-
100人以上	62	60 96.8	1 1.6	1 1.6
令和元年調査計	293	260 88.7	32 10.9	1 0.3
平成30年調査計	319	278 87.1	39 12.2	2 0.6

子の看護休暇制度の規定状況



2) 規定内容

子の看護休暇制度の期間は「5日間」(81.3%)、賃金は「無給」(73.1%)が最も多い

子の看護休暇制度を定めている268事業所における規定内容は、期間については「5日間」が81.3%、賃金については「無給」が73.1%でそれぞれ最も多くなっている。労働者規模別にみると、期間は「5日間」と「6日間以上」が20～49人、「5日間未満」は50～99人の規模がそれぞれ最も多くなっている。また、産業別では期間の「5日間」が医療関係等で高く、賃金の「無給」は製造業、卸・小売業の割合が高くなっている。

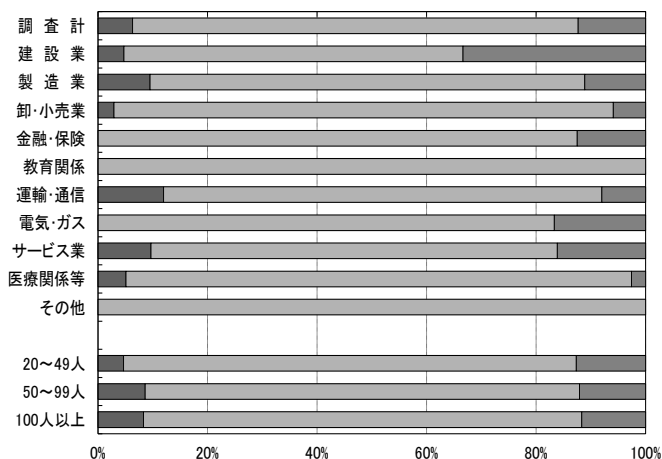
表22 子の看護休暇制度の規定内容

下段：%

区分	子の看護休暇制度を定めている事業所	期 間				賃 金			
		5日未満	5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無 給	無回答
調 査 計	268	17 6.3	218 81.3	33 12.3	-	67 25.0	5 1.9	196 73.1	-
建 設 業	42	2 4.8	26 61.9	14 33.3	-	12 28.6	1 2.4	29 69.0	-
製 造 業	63	6 9.5	50 79.4	7 11.1	-	11 17.5	1 1.6	51 81.0	-
卸・小売業	34	1 2.9	31 91.2	2 5.9	-	7 20.6	-	27 79.4	-
金融・保険	8	-	7 87.5	1 12.5	-	8 100.0	-	-	-
教育関係	5	-	5 100.0	-	-	-	-	5 100.0	-
運輸・通信	25	3 12.0	20 80.0	2 8.0	-	5 20.0	2 8.0	18 72.0	-
電気・ガス	6	-	5 83.3	1 16.7	-	3 50.0	-	3 50.0	-
サービス業	31	3 9.7	23 74.2	5 16.1	-	7 22.6	1 3.2	23 74.2	-
医療関係等	39	2 5.1	36 92.3	1 2.6	-	11 28.2	-	28 71.8	-
その他	15	-	15 100.0	-	-	3 20.0	-	12 80.0	-
20～49人	150	7 4.7	124 82.7	19 12.7	-	39 26.0	3 2.0	108 72.0	-
50～99人	58	5 8.6	46 79.3	7 12.1	-	9 15.5	1 1.7	48 82.8	-
100人以上	60	5 8.3	48 80.0	7 11.7	-	19 31.7	1 1.7	40 66.7	-
令和元年 調査計	260	30 11.5	203 78.1	27 10.4	-	64 24.6	9 3.5	185 71.2	2 0.8
平成30年 調査計	278	25 9.0	226 81.3	26 9.4	1 0.4	64 23.0	7 2.5	206 74.1	1 0.4

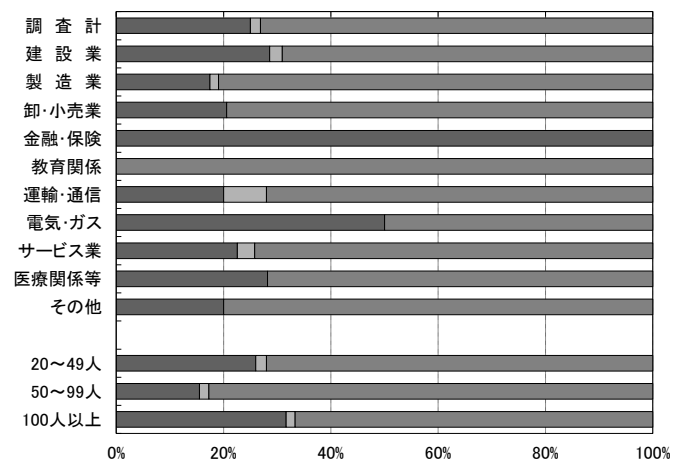
子の看護休暇制度の規定内容(期間)

■5日未満 □5日 ■6日以上 □無回答



子の看護休暇制度の規定内容(賃金)

■全額支給 □一部支給 ■無 給 □無回答



4. 介護休業制度

1) 規定状況

介護休業制度の規定率は93.3%

介護休業制度を定めている事業所の割合は93.3%となっている。

これを労働者規模別にみると、50～99人が98.4%と最も高く、次いで、100人以上の96.8%となっている。

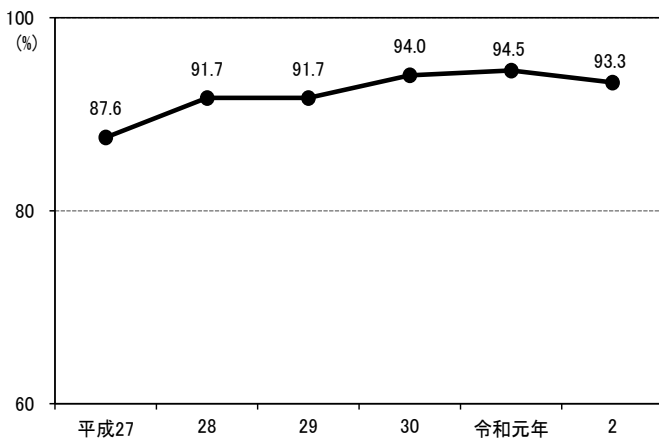
また、産業別にみると、医療関係等の100%が最も高く、次いで、建設業の93.8%、製造業の92.6%となっている。

表23 介護休業制度の規定状況

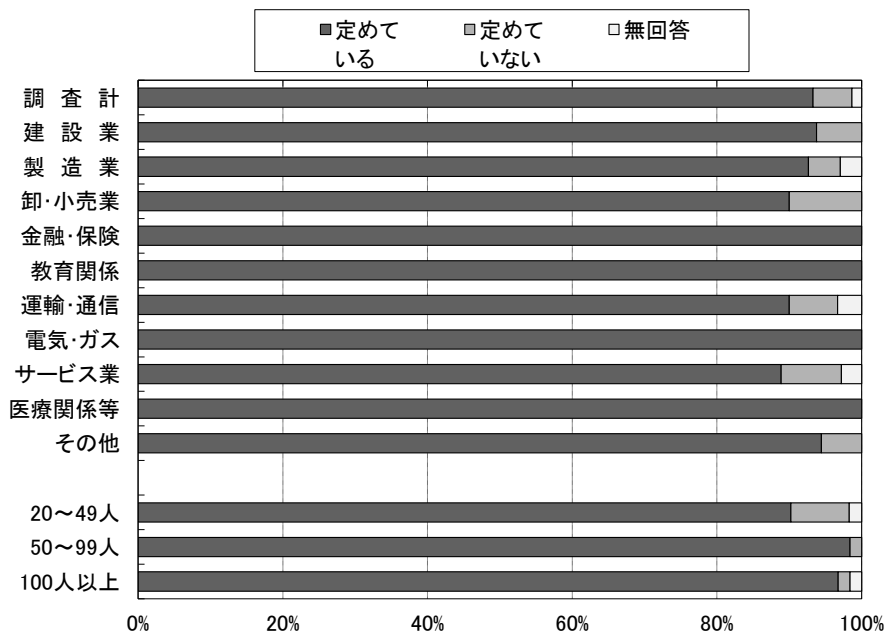
下段：%

区分	事業所総数	定めている	定めていない	無回答
調査計	298	278	16	4
		93.3	5.4	1.3
建設業	48	45	3	-
		93.8	6.3	-
製造業	68	63	3	2
		92.6	4.4	2.9
卸・小売業	40	36	4	-
		90.0	10.0	-
金融・保険	8	8	-	-
		100.0	-	-
教育関係	5	5	-	-
		100.0	-	-
運輸・通信	30	27	2	1
		90.0	6.7	3.3
電気・ガス	6	6	-	-
		100.0	-	-
サービス業	36	32	3	1
		88.9	8.3	2.8
医療関係等	39	39	-	-
		100.0	-	-
その他	18	17	1	-
		94.4	5.6	-
20～49人	174	157	14	3
		90.2	8.0	1.7
50～99人	62	61	1	-
		98.4	1.6	-
100人以上	62	60	1	1
		96.8	1.6	1.6
令和元年調査計	293	277	15	1
		94.5	5.1	0.3
平成30年調査計	319	300	17	2
		94.0	5.3	0.6

介護休業制度の規定率の推移



介護休業制度の規定状況



2) 規定内容

介護休業制度の期間は93日(77.3%)、賃金は無給(92.8%)が最も多い

介護休業制度を定めている事業所では、介護休業期間を「93日」としている事業所が77.3%で最も多く、賃金については「無給」としている事業所が92.8%で最多となっている。

休業期間「93日」の割合は、労働者規模別では50～99人、産業別では卸・小売業、医療関係等、製造業で高く、また、「6ヶ月以上」の割合は、労働者規模別では100人以上が高く、産業別では建設業、製造業で高くなっている。一方、賃金の「無給」割合は、産業別では医療関係等が最も高く、「一部支給」は建設業に多いが、「全額支給」のケースはわずかである。

表24 介護休業制度の規定内容

下段：%

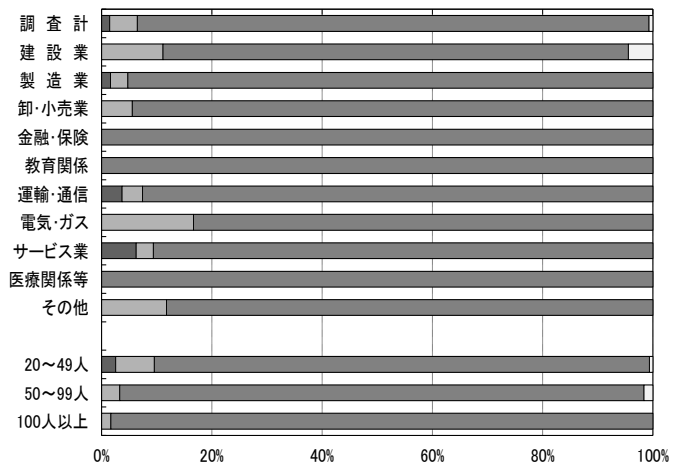
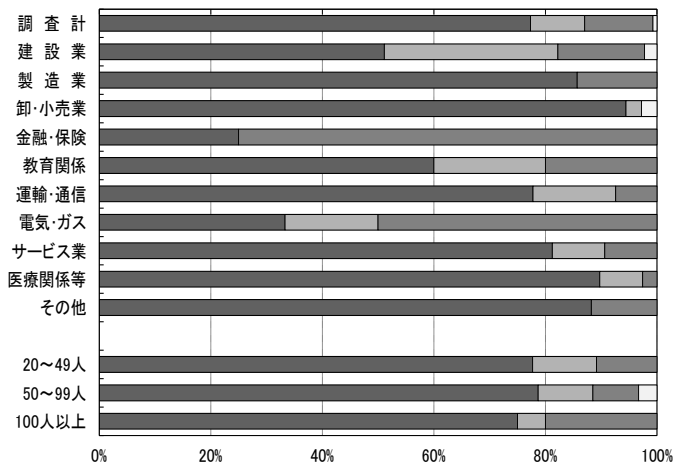
区 分	介護休業制度を定めている事業所	期 間				賃 金			
		93日	6ヶ月未満	6ヶ月以上	無回答	全額支給	一部支給	無 給	無回答
調 査 計	278	215 77.3	27 9.7	34 12.2	2 0.7	4 1.4	14 5.0	258 92.8	2 0.7
建 設 業	45	23 51.1	14 31.1	7 15.6	1 2.2	-	5 11.1	38 84.4	2 4.4
製 造 業	63	54 85.7	-	9 14.3	-	1 1.6	2 3.2	60 95.2	-
卸・小売業	36	34 94.4	1 2.8	-	1 2.8	-	2 5.6	34 94.4	-
金融・保険	8	2 25.0	-	6 75.0	-	-	-	8 100.0	-
教育関係	5	3 60.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	5 100.0	-
運輸・通信	27	21 77.8	4 14.8	2 7.4	-	1 3.7	1 3.7	25 92.6	-
電気・ガス	6	2 33.3	1 16.7	3 50.0	-	-	1 16.7	5 83.3	-
サービス業	32	26 81.3	3 9.4	3 9.4	-	2 6.3	1 3.1	29 90.6	-
医療関係等	39	35 89.7	3 7.7	1 2.6	-	-	-	39 100.0	-
その他	17	15 88.2	-	2 11.8	-	-	2 11.8	15 88.2	-
20～49人	157	122 77.7	18 11.5	17 10.8	-	4 2.5	11 7.0	141 89.8	1 0.6
50～99人	61	48 78.7	6 9.8	5 8.2	2 3.3	-	2 3.3	58 95.1	1 1.6
100人以上	60	45 75.0	3 5.0	12 20.0	-	-	1 1.7	59 98.3	-
令和元年 調査計	277	216 78.0	24 8.7	35 12.6	2 0.7	4 1.4	20 7.2	251 90.6	2 0.7
平成30年 調査計	300	236 78.7	29 9.7	34 11.3	1 0.3	7 2.3	17 5.7	274 91.3	2 0.7

介護休業制度の規定内容(期間)

■5日未満 □5日 ■6日以上 □無回答

介護休業制度の規定内容(賃金)

■全額支給 □一部支給 ■無 給 □無回答



3) 取得状況

介護休業制度の取得状況は総じて低い

介護休業制度を定めている 278 事業所における介護休業取得状況は次のとおりで、取得者のあった事業所は 5.0%と少ない。これを労働者規模別にみると、100 人以上が 10.0%と最も高く、規模が大きくなるにつれ、割合は高くなっている。

表25 介護休業取得状況 下段：%

区 分	介護休業制度を定めている事業所	取得者のあった事業所	取得者の男女別人数と比率		
			計	男性	女性
調 査 計	278	14 5.0	15	3 20.0	12 80.0
建 設 業	45	1 2.2	1	1 100.0	-
製 造 業	63	3 4.8	3	2 66.7	1 33.3
卸・小売業	36	1 2.8	1	-	1 100.0
金融・保険	8	-	-	-	-
教育関係	5	-	-	-	-
運輸・通信	27	1 3.7	1	-	1 100.0
電気・ガス	6	-	-	-	-
サービス業	32	2 6.3	2	-	2 100.0
医療関係等	39	6 15.4	7	-	7 100.0
その他	17	-	-	-	-
20～49人	157	3 1.9	3	-	3 100.0
50～99人	61	5 8.2	5	2 40.0	3 60.0
100人以上	60	6 10.0	7	1 14.3	6 85.7
令和元年 調査計	277	16 5.8	47	14 29.8	33 70.2
平成30年 調査計	300	15 5.0	21	2 9.5	19 90.5

※取得者のあった事業所比率は、介護制度を定めている事業所に対する比率です。

V. 定年制

1. 定年制

1) 実施状況

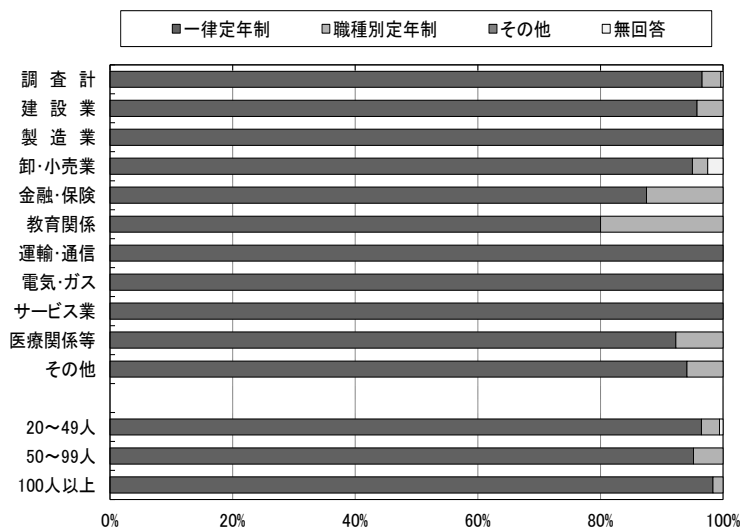
定年制の実施率は98.0%、実施形態は「一律定年制」が96.6%

定年制があるのは98.0%となっている。また、定年制の形態は、定年制のある292事業所のうちの96.6%が「一律定年制」を実施している。「一律定年制」は、規模別、産業別の両者とも90%以上の実施率となっている。

表26 定年制 斜体文字：制度ありの事業所数に対する割合 下段：%

区分	事業所総数	定年制あり	形態				定年制なし	無回答
			一律定年制	職種別定年制	その他	無回答		
調査計	298	292	282	9	-	1	6	-
		98.0	96.6	3.1	-	0.3	2.0	-
建設業	48	47	45	2	-	-	1	-
		97.9	95.7	4.3	-	-	2.1	-
製造業	68	66	66	-	-	-	2	-
		97.1	100.0	-	-	-	2.9	-
卸・小売業	40	40	38	1	-	1	-	-
		100.0	95.0	2.5	-	2.5	-	-
金融・保険	8	8	7	1	-	-	-	-
		100.0	87.5	12.5	-	-	-	-
教育関係	5	5	4	1	-	-	-	-
		100.0	80.0	20.0	-	-	-	-
運輸・通信	30	29	29	-	-	-	1	-
		96.7	100.0	-	-	-	3.3	-
電気・ガス	6	6	6	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-
サービス業	36	35	35	-	-	-	1	-
		97.2	100.0	-	-	-	2.8	-
医療関係等	39	39	36	3	-	-	-	-
		100.0	92.3	7.7	-	-	-	-
その他	18	17	16	1	-	-	1	-
		94.4	94.1	5.9	-	-	5.6	-
20~49人	174	169	163	5	-	1	5	-
		97.1	96.4	3.0	-	0.6	2.9	-
50~99人	62	62	59	3	-	-	-	-
		100.0	95.2	4.8	-	-	-	-
100人以上	62	61	60	1	-	-	1	-
		98.4	98.4	1.6	-	-	1.6	-
令和元年調査計	293	289	280	5	1	3	4	-
		98.6	96.9	1.7	0.3	1.0	1.4	-
平成30年調査計	319	313	300	10	1	2	6	-
		98.1	95.8	3.2	0.3	0.6	1.9	-

定年制の形態比率



2) 定年年齢

一律定年制で最も多い定年年齢は「60歳」で72.7%

一律定年制を実施している282事業所において、定年年齢は「60歳」が72.7%と最も多いが、「65歳以上」も22.3%となっている。

これを労働者規模別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は100人以上が最も高いが、「65歳以上」とする割合は100人以上が10%以下となっている。

また、産業別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は、製造業、卸・小売業で高く、「65歳以上」の割合は、医療関係等、建設業、サービス業で高くなっている。

表27 一律定年制における定年年齢 下段：%

区 分	一律定年制 を実施して いる事業所	定 年 年 齢				無回答
		60歳未満	60歳	61～64歳	65歳以上	
調 査 計	282	-	205	12	63	2
		-	72.7	4.3	22.3	0.7
建 設 業	45	-	30	2	13	-
		-	66.7	4.4	28.9	-
製 造 業	66	-	56	2	8	-
		-	84.8	3.0	12.1	-
卸・小売業	38	-	28	2	7	1
		-	73.7	5.3	18.4	2.6
金融・保険	7	-	7	-	-	-
		-	100.0	-	-	-
教育関係	4	-	3	-	1	-
		-	75.0	-	25.0	-
運輸・通信	29	-	20	3	6	-
		-	69.0	10.3	20.7	-
電気・ガス	6	-	6	-	-	-
		-	100.0	-	-	-
サービス業	35	-	23	2	10	-
		-	65.7	5.7	28.6	-
医療関係等	36	-	22	1	13	-
		-	61.1	2.8	36.1	-
その他	16	-	10	-	5	1
		-	62.5	-	31.3	6.3
20～49人	163	-	109	6	46	2
		-	66.9	3.7	28.2	1.2
50～99人	59	-	42	4	13	-
		-	71.2	6.8	22.0	-
100人以上	60	-	54	2	4	-
		-	90.0	3.3	6.7	-
令和元年 調査計	280	1	212	11	56	-
		0.4	75.7	3.9	20.0	-
平成30年 調査計	300	-	222	12	62	4
		-	74.0	4.0	20.7	1.3

3) 定年後の再雇用等

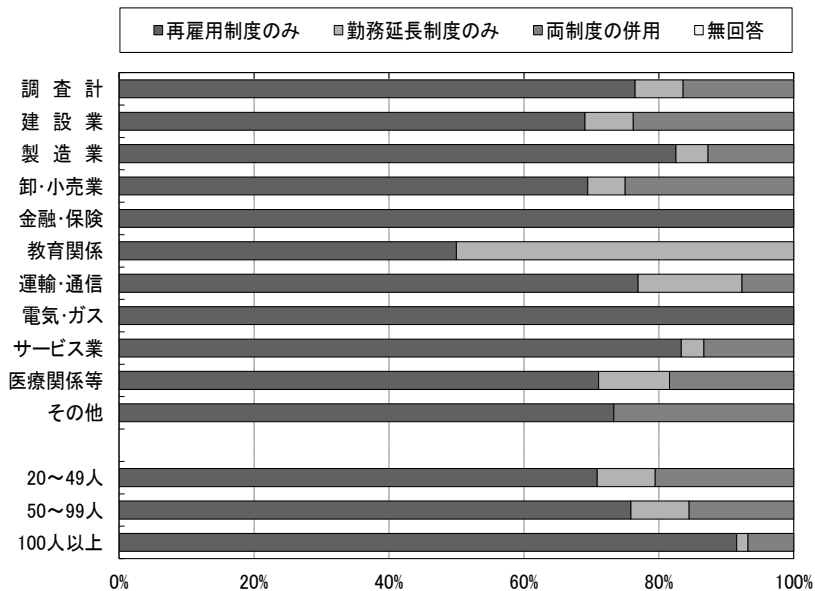
定年後の再雇用制度等を実施している事業者は89.9%

定年後に再雇用等（「再雇用制度」や「勤務延長制度」）を実施している事業所の割合は89.9%となっている。また、定年後の再雇用等を実施している事業所の中で、「再雇用制度のみ」を実施している事業所の割合は76.5%であり、「勤務延長制度のみ」の実施は7.1%となっている。また、「両制度の併用」を実地している事業所の割合は16.4%となっている。

表28 定年後の再雇用制度 斜体文字：制度ありの事業所数に対する割合 下段：%

区 分	事業所 総 数	定年後の 再雇用制 度等あり	形 態				定年後の再 雇用制度等 なし	無回答
			再雇用 制度のみ	勤務延長 制度のみ	両制度の 併用	無回答		
調 査 計	298	268 89.9	205 76.5	19 7.1	44 16.4	-	26 8.7	4 1.3
建 設 業	48	42 87.5	29 69.0	3 7.1	10 23.8	-	5 10.4	1 2.1
製 造 業	68	63 92.6	52 82.5	3 4.8	8 12.7	-	3 4.4	2 2.9
卸・小売業	40	36 90.0	25 69.4	2 5.6	9 25.0	-	4 10.0	-
金融・保険	8	8 100.0	8 100.0	-	-	-	-	-
教育関係	5	4 80.0	2 50.0	2 50.0	-	-	1 20.0	-
運輸・通信	30	26 86.7	20 76.9	4 15.4	2 7.7	-	3 10.0	1 3.3
電気・ガス	6	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-	-
サービス業	36	30 83.3	25 83.3	1 3.3	4 13.3	-	6 16.7	-
医療関係等	39	38 97.4	27 71.7	4 10.5	7 18.4	-	1 2.6	-
その他	18	15 83.3	11 73.3	-	4 26.7	-	3 16.7	-
20～49人	174	151 86.8	107 70.9	13 8.6	31 20.5	-	19 10.9	4 2.3
50～99人	62	58 93.5	44 75.9	5 8.6	9 15.5	-	4 6.5	-
100人以上	62	59 95.2	54 91.5	1 1.7	4 6.8	-	3 4.8	-
令和元年 調査計	293	272 92.8	215 79.0	10 3.7	47 17.3	-	19 6.5	2 0.7
平成30年 調査計	319	286 89.7	224 78.3	21 7.3	41 14.3	-	31 9.7	2 0.6

定年後の再雇用制度等の形態比率



VI. 退職金制度

1. 常用労働者の退職金制度

1) 実施状況

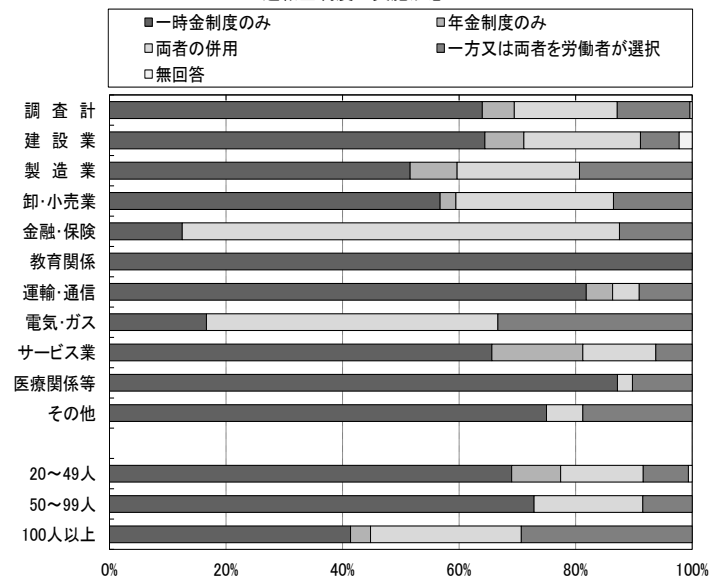
「退職金制度のある事業所」は91.3%で、形態は「一時金制度のみ」が64.0%で最も多い

「退職金制度のある事業所」の割合は全体の91.3%となっている。また、退職金制度のある272事業所においてその形態をみると、「退職一時金制度のみ」が64.0%で最も多く、次いで、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」が17.6%となっている。労働者規模別にみると、「退職一時金制度のみ」の割合は20～49人及び50～99人で高く、「退職年金制度のみ」の割合は20～49人で、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」の割合は100人以上でそれぞれ高くなっている。

表29 退職金制度の実施状況 斜体文字：制度ありの事業所数に対する割合 下段：%

区分	事業所数	退職金制度あり	形態					退職金制度なし	無回答
			一時金制度のみ	年金制度のみ	両者の併用	一方又は両者を労働者が選択	無回答		
調査計	298	272 91.3	174 64.0	15 5.5	48 17.6	34 12.5	1 0.4	25 8.4	1 0.3
建設業	48	45 93.8	29 64.4	3 6.7	9 20.0	3 6.7	1 2.2	3 6.3	-
製造業	68	62 91.2	32 51.6	5 8.1	13 21.0	12 19.4	-	6 8.8	-
卸・小売業	40	37 92.5	21 56.8	1 2.7	10 27.0	5 13.5	-	3 7.5	-
金融・保険	8	8 100.0	1 12.5	-	6 75.0	1 12.5	-	-	-
教育関係	5	5 100.0	5 100.0	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	30	22 73.3	18 81.8	1 4.5	1 4.5	2 9.1	-	7 23.3	1 3.3
電気・ガス	6	6 100.0	1 16.7	-	3 50.0	2 33.3	-	-	-
サービス業	36	32 88.9	21 65.6	5 15.6	4 12.5	2 6.3	-	4 11.1	-
医療関係等	39	39 100.0	34 87.2	-	1 2.6	4 10.3	-	-	-
その他	18	16 88.9	12 75.0	-	1 6.3	3 18.8	-	2 11.1	-
20～49人	174	155 89.1	107 69.0	13 8.4	22 14.2	12 7.7	1 0.6	18 10.3	1 0.6
50～99人	62	59 95.2	43 72.9	-	11 18.6	5 8.5	-	3 4.8	-
100人以上	62	58 93.5	24 41.4	2 3.4	15 25.9	17 29.3	-	4 6.5	-
令和元年調査計	293	270 92.2	172 63.7	18 6.7	46 17.0	34 12.6	-	23 7.8	-
平成30年調査計	319	290 90.9	179 61.7	19 6.6	50 17.2	39 13.4	3 1.0	29 9.1	-

退職金制度の実施形態



2) 支払い準備形態

退職金の支払い準備形態で最も多いのは「社内準備」で48.2%

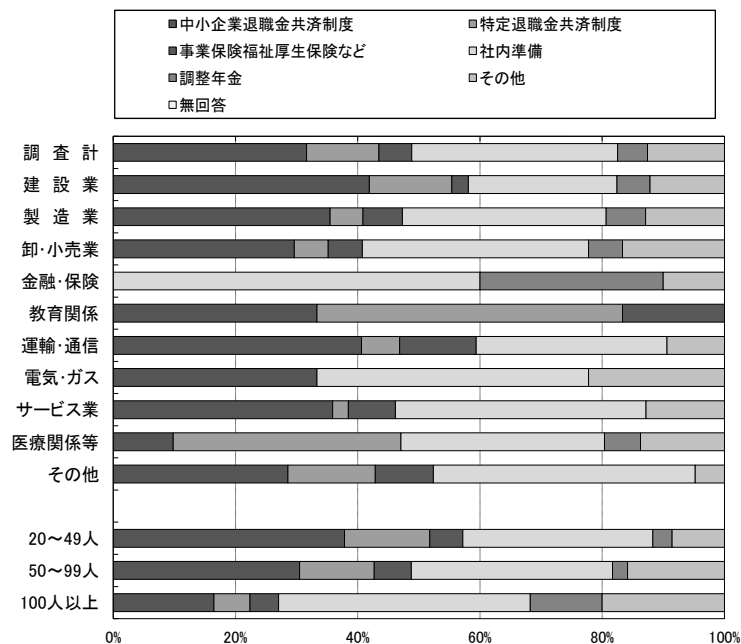
退職金制度がある272事業所の支払い準備形態で最も多いのが「社内準備」で48.2%、次いで、「中小企業退職金共済制度」の45.2%となっている。

労働者規模別にみると、「中小企業退職金共済制度」の割合は規模が小さいほど高く、「社内準備」は100人以上の60.3%が最も高い。また、産業別では、「中小企業退職金共済制度」は建設業で高く、「社内準備」は卸・小売業で高くなっている。

表30 退職金の支払い準備形態 下段：%

区分	退職金制度あり	支払い準備形態（複数回答）						
		中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	事業保険福祉厚生保険など	社内準備	調整年金	その他	無回答
調査計	272	123 45.2	46 16.9	21 7.7	131 48.2	19 7.0	49 18.0	-
建設業	45	31 68.9	10 22.2	2 4.4	18 40.0	4 8.9	9 20.0	-
製造業	62	33 53.2	5 8.1	6 9.7	31 50.0	6 9.7	12 19.4	-
卸・小売業	37	16 43.2	3 8.1	3 8.1	20 54.1	3 8.1	9 24.3	-
金融・保険	8	-	-	-	6 75.0	3 37.5	1 12.5	-
教育関係	5	2 40.0	3 60.0	1 20.0	-	-	-	-
運輸・通信	22	13 59.1	2 9.1	4 18.2	10 45.5	-	3 13.6	-
電気・ガス	6	3 50.0	-	-	4 66.7	-	2 33.3	-
サービス業	32	14 43.8	1 3.1	3 9.4	16 50.0	-	5 15.6	-
医療関係等	39	5 12.8	19 48.7	-	17 43.6	3 7.7	7 17.9	-
その他	16	6 37.5	3 18.8	2 12.5	9 56.3	-	1 6.3	-
20~49人	155	84 54.2	31 20.0	12 7.7	69 44.5	7 4.5	19 12.3	-
50~99人	59	25 42.4	10 16.9	5 8.5	27 45.8	2 3.4	13 22.0	-
100人以上	58	14 24.1	5 8.6	4 6.9	35 60.3	10 17.2	17 29.3	-
令和元年調査計	270	114 42.2	46 17.0	23 8.5	124 45.9	18 6.7	44 16.3	1
平成30年調査計	290	120 41.4	50 17.2	30 10.3	136 46.9	17 5.9	45 15.5	6 2.1

退職金の支払い準備形態



3) 退職金制度は拠出制または無拠出制

退職金の制度内容は「拠出制」が18.0%、「無拠出制」が80.1%

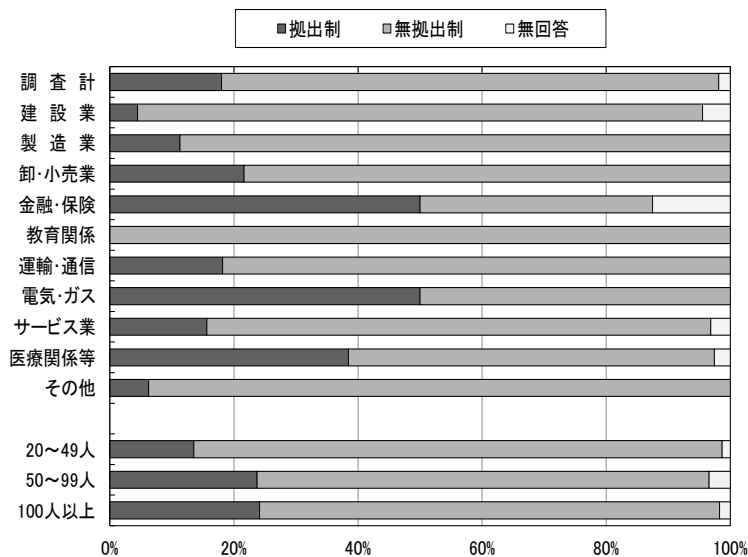
退職金制度がある272事業所の制度内容は、「拠出制」の割合が18.0%、「無拠出制」が80.1%となっている。

労働者規模別にみると、「拠出制」の割合は100人以上が高く、「無拠出制」は20～49人が高い。また、産業別では、「拠出制」は医療関係等で高く、「無拠出制」は建設業、製造業で多くなっている。

表31 退職金制度は拠出制または無拠出制 下段：%

区 分	退職金制度 あり 事業所数	制 度 内 容		
		拠出制	無拠出制	無回答
調 査 計	272	49 18.0	218 80.1	5 1.8
建 設 業	45	2 4.4	41 91.1	2 4.4
製 造 業	62	7 11.3	55 88.7	-
卸・小売業	37	8 21.6	29 78.4	-
金融・保険	8	4 50.0	3 37.5	1 12.5
教育関係	5	-	5 100.0	-
運輸・通信	22	4 18.2	18 81.8	-
電気・ガス	6	3 50.0	3 50.0	-
サービス業	32	5 15.6	26 81.3	1 3.1
医療関係等	39	15 38.5	23 59.0	1 2.6
その他	16	1 6.3	15 93.8	-
20～49人	155	21 13.5	132 85.2	2 1.3
50～99人	59	14 23.7	43 72.9	2 3.4
100人以上	58	14 24.1	43 74.1	1 1.7
令和元年 調査計	270	49 18.1	217 80.4	4 1.5
平成30年 調査計	290	43 14.8	239 82.4	8 2.8

退職金制度は拠出制または無拠出制



2. 非正規職員の退職金制度

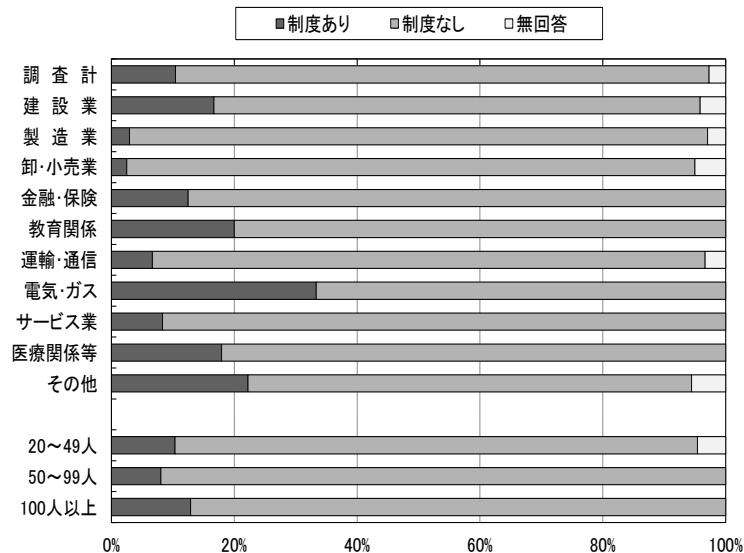
非正規職員の退職金制度がある事業所は10.4%

非正規職員の退職金制度について、「制度あり」の事業所の割合は10.4%であるのに対して、「制度なし」は86.9%と大部分を占めている。また、「制度あり」の事業所の割合は、労働者規模別では100人以上の12.9%が最も高く、産業別では医療関係等の割合が高くなっている。

表32 非正規職員の退職金制度の有無 下段：%

区分	事業所 総数	%		
		制度あり	制度なし	無回答
調査計	298	10.4	86.9	2.7
建設業	48	16.7	79.2	4.2
製造業	68	2.9	94.1	2.9
卸・小売業	40	2.5	92.5	5.0
金融・保険	8	12.5	87.5	-
教育関係	5	20.0	80.0	-
運輸・通信	30	6.7	90.0	3.3
電気・ガス	6	33.3	66.7	-
サービス業	36	8.3	91.7	-
医療関係等	39	17.9	82.1	-
その他	18	22.2	72.2	5.6
20～49人	174	10.3	85.1	4.6
50～99人	62	8.1	91.9	-
100人以上	62	12.9	87.1	-
令和元年 調査計	293	9.6	88.1	2.4
平成30年 調査計	319	10.3	86.5	3.1

非正規職員の退職金制度の有無



Ⅶ. 賃金制度

1. 7月分賃金

賃金合計平均は、男性 33 万 1 千円 女性 24 万 3 千円
所定内賃金比率は、「100 人以上」「20～49 人」「50～99 人」の順に高い
所定外賃金比率は、「100 人以上」「50～99 人」「20～49 人」の順に高い
職種区分では、事務系の方が生産系より賃金合計が高い傾向にある

1) 賃金合計平均

常用労働者の令和2年7月分の賃金合計平均は、男性 33 万 1 千円、女性 24 万 3 千円となっている。これを労働者規模別にみると、100 人以上の賃金合計が最も高く、20～49 人と 50～99 人の賃金合計はほぼ同水準となっている。

2) 所定内賃金

賃金合計平均に占める所定内賃金平均の割合は、男性 89.1%、女性 93.4%で女性の方が 4.3 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が平均比率より低くなっている。産業別では、製造業、運輸・通信が平均比率より低くなっている。

3) 所定外賃金

賃金合計平均に占める所定外賃金平均の割合は、男性 10.9%、女性 7.0%で男性の方が 3.9 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が 11.4%で最も高く、産業別では、運輸・通信の 15.0%が最も高くなっている。

4) 職種区分

男性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 8 万 2 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 100 人以上の規模において 9 万 2 千円と最も多くなっている。

女性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 4 万 9 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 100 人以上の規模においては 5 万 9 千円と最も多くなっている。

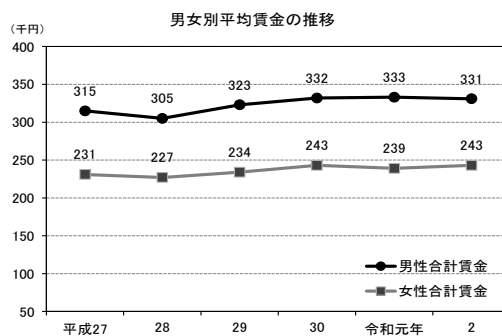
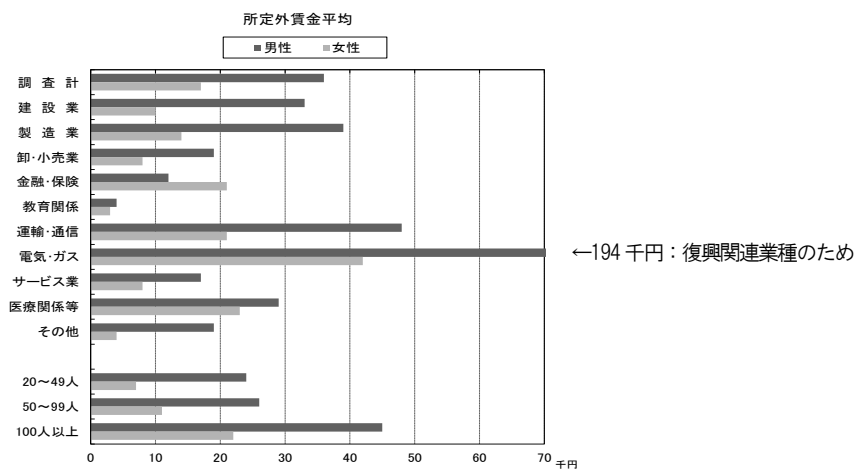
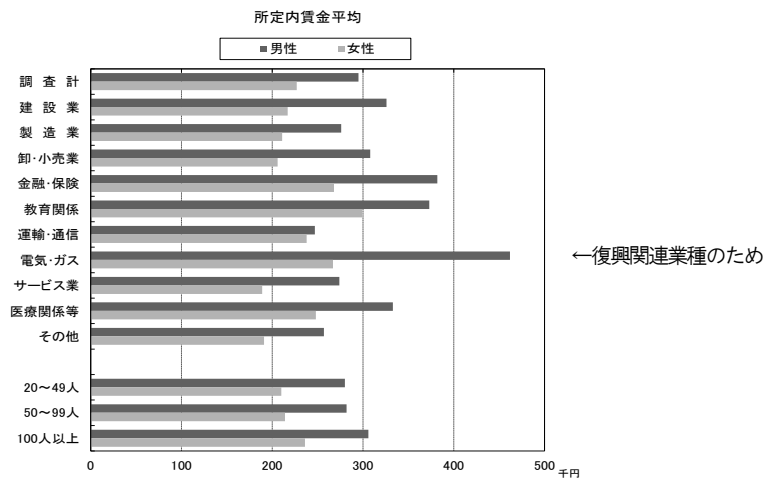
表33 令和2年7月分平均賃金（常用労働者）

単位：千円 斜体数値は比率：%

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平均 勤続年数	平均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
調 査 計	20,258	270 <i>90.3</i>	29 <i>9.7</i>	299 <i>100.0</i>	14	43
男性平均	12,915	295	36	331	15	44
事務	7,200	330	38	368	17	44
生産	5,715	252	34	286	14	43
女性平均	7,343	227	17	243	12	42
事務	4,755	241	19	261	12	40
生産	2,588	199	12	212	14	46
令和元年	22,882	266 <i>89.2</i>	32 <i>10.8</i>	298 <i>100.0</i>	13	42
男性平均	14,547	290	42	333	14	43
事務	8,285	322	41	363	15	43
生産	6,262	249	44	293	13	43
女性平均	8,335	224	14	239	11	42
事務	5,719	236	21	257	10	40
生産	2,616	199	0	199	12	44
平成30年	23,132	263 <i>87.4</i>	38 <i>12.6</i>	301 <i>100.0</i>	14	42
男性平均	15,021	287	46	332	15	43
事務	7,896	321	44	365	16	43
生産	7,125	249	48	297	13	43
女性平均	8,111	219	24	243	12	42
事務	5,424	228	23	252	12	40
生産	2,687	200	26	226	14	44

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
建設業	1,847	310 91.2	30 8.8	340 100.0	14	44
男性平均	1,583	326	33	359	15	45
事務	770	352	28	380	17	46
生産	813	301	38	339	13	44
女性平均	264	217	10	227	12	43
事務	203	223	10	233	12	40
生産	61	196	10	207	10	50
製造業	8,571	258 89.0	32 11.0	290 100.0	17	43
男性平均	6,134	276	39	315	17	42
事務	2,699	309	48	357	19	44
生産	3,435	251	32	283	15	41
女性平均	2,437	211	14	225	18	45
事務	856	243	20	263	18	42
生産	1,581	193	11	204	18	46
卸・小売業	1,613	277 94.6	16 5.4	292 100.0	15	43
男性平均	1,119	308	19	327	16	44
事務	989	313	17	330	17	45
生産	130	266	38	304	10	35
女性平均	494	206	8	214	14	41
事務	477	208	7	216	14	40
生産	17	161	10	171	7	46
金融・保険	255	349 96.0	14 4.0	364 100.0	18	42
男性平均	181	382	12	394	18	44
事務	180	383	12	395	18	44
生産	1	217	-	217	10	64
女性平均	74	268	21	289	17	36
事務	74	268	21	289	17	36
生産	-	-	-	-	-	-
教育関係	293	340 98.9	4 1.1	343 100.0	10	43
男性平均	159	373	4	377	11	45
事務	157	374	4	378	11	45
生産	2	298	2	301	5	59
女性平均	134	299	3	303	9	42
事務	134	299	3	303	9	42
生産	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	1,141	245 85.0	43 15.0	289 100.0	14	50
男性平均	940	247	48	295	14	52
事務	201	353	28	381	18	48
生産	739	218	53	272	13	53
女性平均	201	238	21	259	12	42
事務	141	243	17	260	13	42
生産	60	225	31	256	9	41
電気・ガス	330	447 75.1	148 24.9	595 100.0	24	48
男性平均	305	462	157	619	24	48
事務	305	462	157	619	24	48
生産	-	-	-	-	-	-
女性平均	25	267	42	309	16	39
事務	25	267	42	309	16	39
生産	-	-	-	-	-	-
サービス業	1,087	242 94.6	14 5.4	255 100.0	12	47
男性平均	672	274	17	291	12	48
事務	497	297	17	314	13	47
生産	175	209	17	226	10	51
女性平均	415	189	8	197	11	46
事務	287	211	8	219	12	42
生産	128	141	8	149	9	56
医療関係等	4,291	275 91.6	25 8.4	300 100.0	8	41
男性平均	1,336	333	29	362	9	42
事務	1,067	359	32	392	9	41
生産	269	230	16	246	6	47
女性平均	2,955	248	23	271	8	40
事務	2,283	253	26	279	9	39
生産	672	230	15	245	6	42
その他	830	230 94.5	13 5.5	243 100.0	11	45
男性平均	486	257	19	276	13	47
事務	335	263	22	285	16	48
生産	151	243	13	257	7	45
女性平均	344	191	4	196	9	43
事務	275	202	5	207	9	41
生産	69	147	2	150	9	49

区分	対象常用労働者数	賃金支払いの状況			平均勤続年数	平均年齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
20～49人	4,662	258 <i>93.3</i>	19 <i>6.7</i>	277 <i>100.0</i>	12	45
男性平均	3,208	280	24	304	13	46
事務	1,728	312	18	330	14	46
生産	1,480	242	30	272	12	46
女性平均	1,454	210	7	217	10	42
事務	1,091	221	7	228	11	42
生産	363	178	8	185	9	43
50～99人	3,732	256 <i>92.6</i>	20 <i>7.4</i>	276 <i>100.0</i>	13	45
男性平均	2,317	282	26	308	14	46
事務	1,324	323	19	343	16	45
生産	993	227	35	262	12	46
女性平均	1,415	214	11	225	11	44
事務	1,021	230	11	241	11	42
生産	394	171	12	183	10	49
100人以上	11,864	280 <i>88.6</i>	36 <i>11.4</i>	316 <i>100.0</i>	15	42
男性平均	7,390	306	45	351	16	42
事務	4,148	339	52	391	18	43
生産	3,242	264	35	299	15	41
女性平均	4,474	236	22	258	14	42
事務	2,643	254	27	282	12	39
生産	1,831	210	13	223	16	46



2. 賞与の支払い

「支払いがあった」事業所は 84.9%

賞与の「支払いがあった」とする事業所は84.9%で、「支払いがなかった」が9.4%、「無回答」が5.7%となっている。

これを労働者規模別にみると、「支払いがあった」とする事業所の割合は、50～99人が90.3%と高いのに対して20～49人では全体平均を2.1ポイント下回っている。

産業別では、「支払いがあった」とする事業所の割合は、建設業が93.8%で最も高く、「支払いがなかった」は運輸・通信で最も高くなっている。

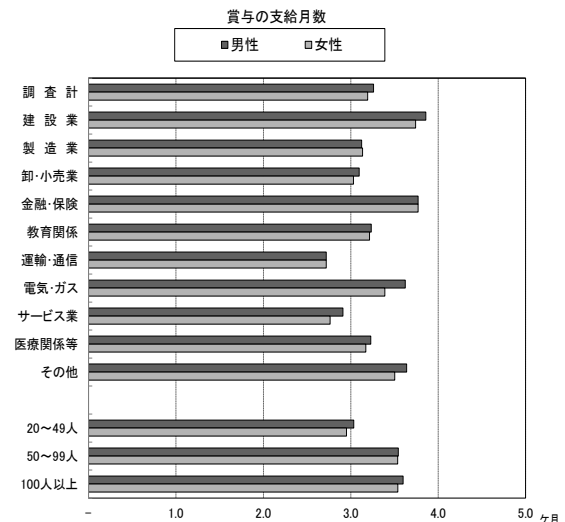
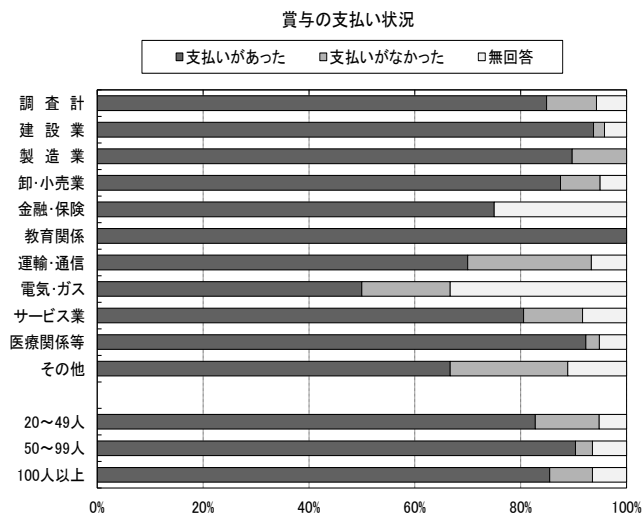
支給月数については、男女とも労働者規模が20～49人で全体平均を下回っている。産業別では、男女とも建設業の3.9ヶ月及び3.7ヶ月が最も多く、運輸・通信の男女の2.7ヶ月が最も少ない。

表34 賞与の支払い状況

回数・支給月数は年間合計数 下段：%

区 分	事業所 総 数	支払いが あった	男性平均		女性平均		支払いが なかった	無回答
			回数	支給月数	回数	支給月数		
調 査 計	298	253 84.9	2.1	3.3	2.1	3.2	28.9 9.4	17 5.7
建 設 業	48	45 93.8	2.3	3.9	2.3	3.7	1 2.1	2 4.2
製 造 業	68	61 89.7	2.0	3.1	2.0	3.1	7 10.3	- -
卸・小売業	40	35 87.5	2.2	3.1	2.2	3.0	3 7.5	2 5.0
金融・保険	8	6 75.0	2.0	3.8	2.0	3.8	- -	2 25.0
教育関係	5	5 100.0	2.0	3.2	2.0	3.2	- -	- -
運輸・通信	30	21 70.0	2.1	2.7	2.1	2.7	7 23.3	2 6.7
電気・ガス	6	3 50.0	2.0	3.6	2.0	3.4	1 16.7	2 33.3
サービス業	36	29 80.6	2.3	2.9	2.2	2.8	4 11.1	3 8.3
医療関係等	39	36 92.3	2.2	3.2	2.1	3.2	1 2.6	2 5.1
その他	18	12 66.7	2.2	3.6	2.2	3.5	4 22.2	2 11.1
20～49人	174	144 82.8	2.2	3.0	2.2	3.0	21 12.1	9 5.2
50～99人	62	56 90.3	2.1	3.5	2.1	3.5	2 3.2	4 6.5
100人以上	62	53 85.5	2.1	3.6	2.1	3.5	5 8.1	4 6.5
令和元年 調査計	293	260 88.7	2.2	3.3	2.2	3.2	19 6.5	14 4.8
平成30年 調査計	319	288 90.3	2.2	3.3	2.2	3.2	20 6.3	11 3.4

※令和元年8月から令和2年7月までの状況です。



VIII. 男女共同参画

1. 女性の昇進・参画

1) 管理職人数

管理職の人数の男女比は、男性 81.9% 女性 18.1%

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の 81.9%に比べ女性は 18.1%にとどまっているものの、女性の比率は年々増加している。

年齢別にみると、最も人数が多いのが男性は「50～59 歳」で、女性は「40～49 歳」となっている。管理職ポスト別にみると、部長は男性、女性共に「50～59 歳」、課長は男性、女性共に「40～49 歳」、係長は男性、女性共に「40～49 歳」が最も多く、男女共に 40 歳代から管理職ポストに就くことが見て取れ、性別による大きな差はない。

以下の表は、全体および管理職ポストごとに集計した表である。

表35 管理職人数

中段：年齢区分別に対する男女比率% 下段斜体文字：総数に対する比率%

区 分	総 数			30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調 査 計	5,655	4,634	1,021	37	19	552	140	1,776	420	1,779	361	490	81
	100.0	81.9	18.1	66.1	33.9	79.8	20.2	80.9	19.1	83.1	16.9	85.8	14.2
	<i>100.0</i>	<i>-</i>	<i>-</i>	<i>0.7</i>	<i>0.3</i>	<i>9.8</i>	<i>2.5</i>	<i>31.4</i>	<i>7.4</i>	<i>31.5</i>	<i>6.4</i>	<i>8.7</i>	<i>1.4</i>
部 長	1,271	1,084	187	4	1	46	7	231	51	532	96	271	32
	100.0	85.3	14.7	80.0	20.0	86.8	13.2	81.9	18.1	84.7	15.3	89.4	10.6
	<i>100.0</i>	<i>-</i>	<i>-</i>	<i>0.3</i>	<i>0.1</i>	<i>3.6</i>	<i>0.6</i>	<i>18.2</i>	<i>4.0</i>	<i>41.9</i>	<i>7.6</i>	<i>21.3</i>	<i>2.5</i>
課 長	2,058	1,764	294	4	3	134	22	768	122	719	121	139	26
	100.0	85.7	14.3	57.1	42.9	85.9	14.1	86.3	13.7	85.6	14.4	84.2	15.8
	<i>100.0</i>	<i>-</i>	<i>-</i>	<i>0.2</i>	<i>0.1</i>	<i>6.5</i>	<i>1.1</i>	<i>37.3</i>	<i>5.9</i>	<i>34.9</i>	<i>5.9</i>	<i>6.8</i>	<i>1.3</i>
係 長	2,326	1,786	540	29	15	372	111	777	247	528	144	80	23
	100.0	76.8	23.2	65.9	34.1	77.0	23.0	75.9	24.1	78.6	21.4	77.7	22.3
	<i>100.0</i>	<i>-</i>	<i>-</i>	<i>1.2</i>	<i>0.6</i>	<i>16.0</i>	<i>4.8</i>	<i>33.4</i>	<i>10.6</i>	<i>22.7</i>	<i>6.2</i>	<i>3.4</i>	<i>1.0</i>
建 設 業	772	731	41	7	-	106	4	290	20	186	12	142	5
	100.0	94.7	5.3	100.0	-	96.4	3.6	93.5	6.5	93.9	6.1	96.6	3.4
製 造 業	1,815	1,698	117	9	5	156	21	694	52	756	35	83	4
	100.0	93.6	6.4	64.3	35.7	88.1	11.9	93.0	7.0	95.6	4.4	95.4	4.6
卸・小売業	645	585	60	5	4	93	8	247	26	178	21	62	1
	100.0	90.7	9.3	55.6	44.4	92.1	7.9	90.5	9.5	89.4	10.6	98.4	1.6
金融・保険	125	104	21	1	-	9	7	45	7	44	7	5	-
	100.0	83.2	16.8	100.0	-	56.3	43.8	86.5	13.5	86.3	13.7	100.0	-
教育関係	114	75	39	5	-	17	7	25	9	13	14	15	9
	100.0	65.8	34.2	100.0	-	70.8	29.2	73.5	26.5	48.1	51.9	62.5	37.5
運輸・通信	371	260	111	1	-	13	7	83	44	138	59	25	1
	100.0	70.1	29.9	100.0	-	65.0	35.0	65.4	34.6	70.1	29.9	96.2	3.8
電気・ガス	256	251	5	1	-	8	1	71	2	169	2	2	-
	100.0	98.0	2.0	100.0	-	88.9	11.1	97.3	2.7	98.8	1.2	100.0	-
サービス業	337	266	71	3	2	35	13	85	26	106	23	37	7
	100.0	78.9	21.1	60.0	40.0	72.9	27.1	76.6	23.4	82.2	17.8	84.1	15.9
医療関係等	1,006	485	521	3	8	91	70	167	211	132	179	92	53
	100.0	48.2	51.8	27.3	72.7	56.5	43.5	44.2	55.8	42.4	57.6	63.4	36.6
その他	214	179	35	2	-	24	2	69	23	57	9	27	1
	100.0	83.6	16.4	100.0	-	92.3	7.7	75.0	25.0	86.4	13.6	96.4	3.6
20～49人	1,469	1,214	255	24	9	200	48	430	100	379	71	181	27
	100.0	82.6	17.4	72.7	27.3	80.6	19.4	81.1	18.9	84.2	15.8	87.0	13.0
50～99人	1,085	888	197	5	6	105	28	379	72	289	73	110	18
	100.0	81.8	18.2	45.5	54.5	78.9	21.1	84.0	16.0	79.8	20.2	85.9	14.1
100人以上	3,101	2,532	569	8	4	247	64	967	248	1,111	217	199	36
	100.0	81.7	18.3	66.7	33.3	79.4	20.6	79.6	20.4	83.7	16.3	84.7	15.3
令和元年 調査計	5,814	4,797	1,017	35	16	666	181	1,914	395	1,753	340	429	85
	100.0	82.5	17.5	68.6	31.4	78.6	21.4	82.9	17.1	83.8	16.2	83.5	16.5
	<i>100.0</i>	<i>-</i>	<i>-</i>	<i>0.6</i>	<i>0.3</i>	<i>11.5</i>	<i>3.1</i>	<i>32.9</i>	<i>6.8</i>	<i>30.2</i>	<i>5.8</i>	<i>7.4</i>	<i>1.5</i>
平成30年 調査計	6,021	4,986	1,035	51	20	675	149	2,080	406	1,791	379	389	81
	100.0	82.8	17.2	71.8	28.2	81.9	18.1	83.7	16.3	82.5	17.5	82.8	17.2
	<i>100.0</i>	<i>-</i>	<i>-</i>	<i>0.8</i>	<i>0.3</i>	<i>11.2</i>	<i>2.5</i>	<i>34.5</i>	<i>6.7</i>	<i>29.7</i>	<i>6.3</i>	<i>6.5</i>	<i>1.3</i>

2) 教育研修実施状況

「全体」の実施率は、男性 61.1%、女性 38.9%

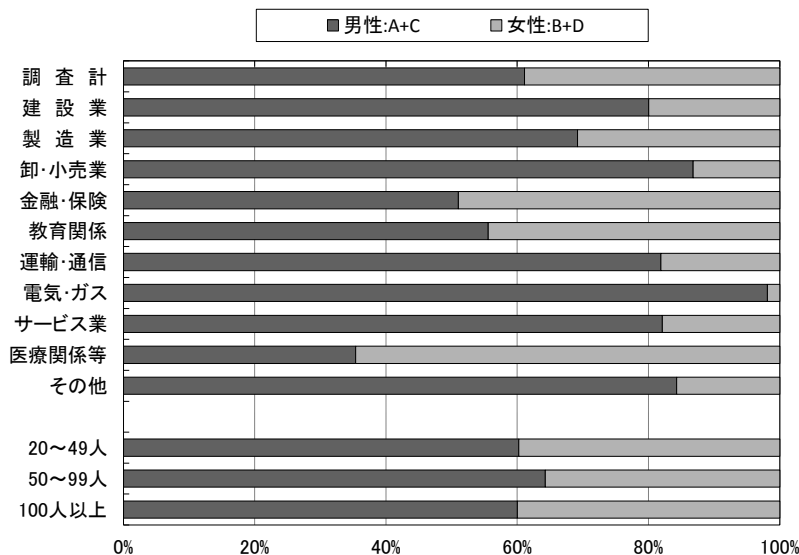
「管理職」は男女合わせて 22.6%、「一般」は男女合わせて 77.4%

教育研修の実施率は、「全体」で男性 61.1%、女性 38.9%と男性の割合が高い。内訳としては、「管理職」が男女合わせて 22.6%、「一般」が男女合わせて 77.4%となっているが、ともに男性の割合が女性を上回っている。また、「一般」における労働者規模別では 100 人以上で、産業別では製造業の実施率が最も高くなっている。

表36 教育研修実施状況 斜体文字：総数(100%)に対する管理職と一般の内訳割合 下段：%

区分	総数			管理職			一般		
	合計:G	男性:A+C (A+C)/G	女性:B+D (B+D)/G	計:E E/G	男性:A A/E	女性:B B/E	計:F F/G	男性:C C/F	女性:D D/F
調査計	12,155	7.427 61.1	4.728 38.9	2.753 22.6	2.036 74.0	717 26.0	9.402 77.4	5.391 57.3	4.011 42.7
建設業	887	710 80.0	177 20.0	416 46.9	291 70.0	125 30.0	471 53.1	419 89.0	52 11.0
製造業	5,596	3,873 69.2	1,723 30.8	616 11.0	579 94.0	37 6.0	4,980 89.0	3,294 66.1	1,686 33.9
卸・小売業	371	322 86.8	49 13.2	134 36.1	126 94.0	8 6.0	237 63.9	196 82.7	41 17.3
金融・保険	286	146 51.0	140 49.0	112 39.2	110 98.2	2 1.8	174 60.8	36 20.7	138 79.3
教育関係	466	259 55.6	207 44.4	175 37.6	110 62.9	65 37.1	291 62.4	149 51.2	142 48.8
運輸・通信	309	253 81.9	56 18.1	49 15.9	45 91.8	4 8.2	260 84.1	208 80.0	52 20.0
電気・ガス	53	52 98.1	1 1.9	13 24.5	13 100.0	-	40 75.5	39 97.5	1 2.5
サービス業	229	188 82.1	41 17.9	65 28.4	51 78.5	14 21.5	164 71.6	137 83.5	27 16.5
医療関係等	3,500	1,238 35.4	2,262 64.6	825 23.6	395 47.9	430 52.1	2,675 76.4	843 31.5	1,832 68.5
その他	458	386 84.3	72 15.7	348 76.0	316 90.8	32 9.2	110 24.0	70 63.6	40 36.4
20~49人	2,090	1,259 60.2	831 39.8	636 30.4	508 79.9	128 20.1	1,454 69.6	751 51.7	703 48.3
50~99人	2,969	1,908 64.3	1,061 35.7	1,100 37.0	787 71.5	313 28.5	1,869 63.0	1,121 60.0	748 40.0
100人以上	7,096	4,260 60.0	2,836 40.0	1,017 14.3	741 72.9	276 27.1	6,079 85.7	3,519 57.9	2,560 42.1
令和元年 調査計	16,144	10,423 64.6	5,721 35.4	3,100 19.2	2,052 66.2	1,048 33.8	13,044 80.8	8,371 64.2	4,673 35.8
平成30年 調査計	13,408	8,387 62.6	5,021 37.4	3,144 23.4	2,279 72.5	865 27.5	10,264 76.6	6,108 59.5	4,156 40.5

教育研修実施状況(総数:男女比率)



2. 育児等による退職者の再雇用制度

再雇用制度のある事業所の割合は24.8%、制度の利用人数は131人

再雇用制度がある事業所の割合は24.8%であり、制度の利用人数は131人で、その内訳は常用が95人、パートタイマーが36人となっている。

労働者規模別にみると、再雇用制度がある事業所の割合は100人以上が最も多く、20～49人が最も少ない。また、産業別では、建設業の割合が高くなっている。

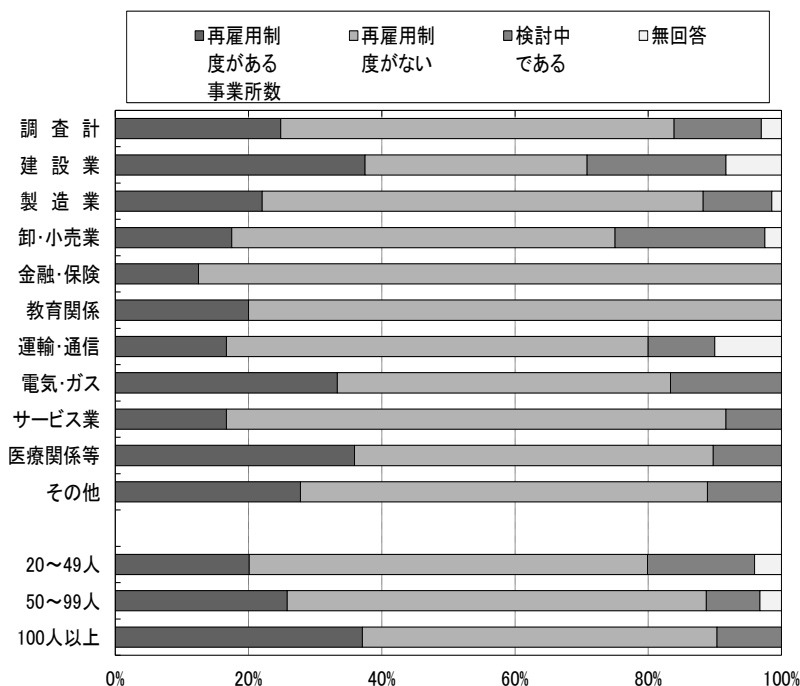
表37 育児等による退職者の再雇用制度

下段：% 斜体数値は常用労働者内の比率：%

区分	事業所総数	再雇用制度がある事業所数	再雇用制度の利用人数												再雇用制度がない	検討中である	無回答	
			総数	常用				臨時				パートタイマー						
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性				女性
調査計	298	74	131	60	35	39	18	21	17	-	-	13	23	176	39	9		
		24.8		45.8	26.7	47.7	18.9	22.1	17.9	-	-	9.9	17.6	59.1	13.1	3.0		
建設業	48	18	15	13	2	13	2	-	-	-	-	-	-	16	10	4		
		37.5		86.7	13.3	86.7	13.3	-	-	-	-	-	-	33.3	20.8	8.3		
製造業	68	15	34	22	11	16	6	6	5	-	-	1	-	45	7	1		
		22.1		64.7	32.4	48.5	18.2	18.2	15.2	-	-	2.9	-	66.2	10.3	1.5		
卸・小売業	40	7	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	23	9	1		
		17.5		100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	57.5	22.5	2.5		
金融・保険	8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-		
		12.5		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87.5	-	-		
教育関係	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-		
		20.0		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80.0	-	-		
運輸・通信	30	5	19	13	4	7	3	6	1	-	-	2	-	19	3	3		
		16.7		68.4	21.1	41.2	17.6	35.3	5.9	-	-	10.5	-	63.3	10.0	10.0		
電気・ガス	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-		
		33.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	16.7	-		
サービス業	36	6	3	-	2	-	2	-	-	-	-	1	-	27	3	-		
		16.7		-	66.7	-	100.0	-	-	-	-	33.3	-	75.0	8.3	-		
医療関係等	39	14	59	11	16	2	5	9	11	-	-	10	22	21	4	-		
		35.9		18.6	27.1	7.4	18.5	33.3	40.7	-	-	16.9	37.3	53.8	10.3	-		
その他	18	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	2	-		
		27.8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61.1	11.1	-		
20～49人	174	35	15	11	3	11	2	-	1	-	-	1	-	104	28	7		
		20.1		73.3	20.0	78.6	14.3	-	7.1	-	-	6.7	-	59.8	16.1	4.0		
50～99人	62	16	41	7	2	7	2	-	-	-	-	10	22	39	5	2		
		25.8		17.1	4.9	77.8	22.2	-	-	-	-	24.4	53.7	62.9	8.1	3.2		
100人以上	62	23	75	42	30	21	14	21	16	-	-	3	-	33	6	-		
		37.1		56.0	40.0	29.2	19.4	29.2	22.2	-	-	4.0	-	53.2	9.7	-		
令和元年調査計	293	76	336	137	79	70	40	67	39	35	13	22	50	162	51	2		
		25.9		40.8	23.5	32.4	18.5	31.0	18.1	10.4	3.9	6.5	14.9	55.3	17.4	0.7		
平成30年調査計	319	95	310	162	53	121	36	41	17	36	2	15	42	165	54	5		
		29.8		52.3	17.1	56.3	16.7	19.7	7.9	11.6	0.6	4.8	13.5	51.7	16.9	1.6		

※再雇用の利用実績がある場合は、「制度がある」事業所数にカウントしています。

育児等による退職者の再雇用制度



3. 職場環境

ハラスメント防止の周知有り	93.6%
ハラスメント相談員有り	68.7%

「ハラスメントの防止周知をしている事業所」の割合は93.6%となっている。労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高くなり、100人以上が98.4%で最も高い。産業別では、卸・小売業が97.5%と高くなっている。

ハラスメント相談窓口の設置状況としては、「相談員を置いている事業所」の割合は68.7%で、その内訳は「男性相談員のみ」が23.8%、「女性相談員のみ」が14.4%、「男女とも相談員がいる」が30.5%となっている。

また、「男性相談員のみ」の割合が多いのが、労働者規模別では100人以上、産業別では、建設業が最も多く、同様に「女性相談員のみ」は、20～49人とサービス業が最も多く、「男女とも相談員がいる」は、100人規模以上と医療関係等が最も高くなっている。

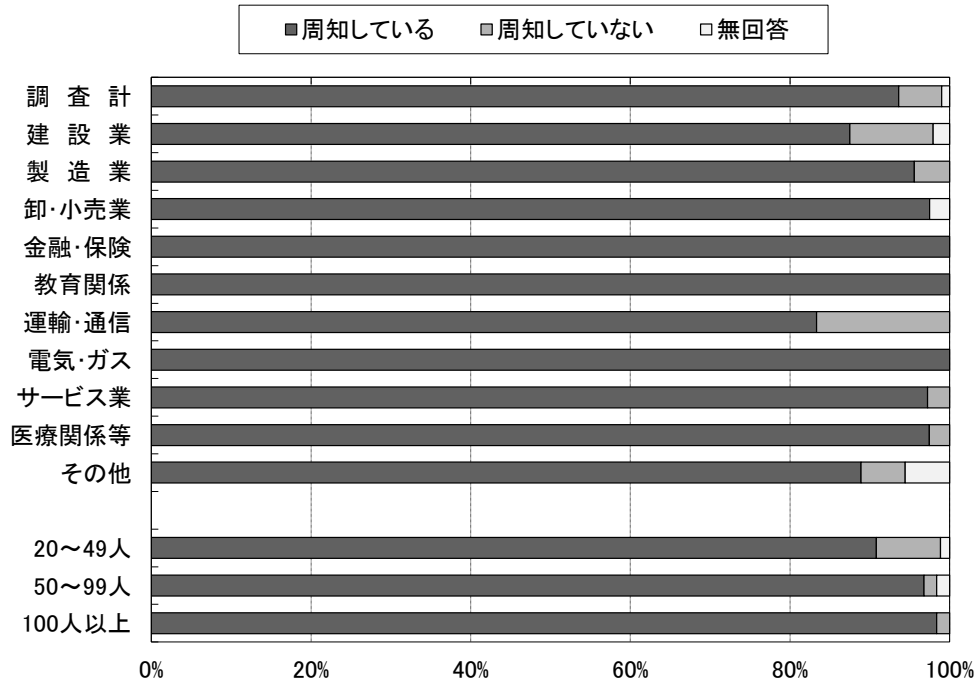
「相談員はいない」の割合が高いのは、労働者規模別では20～49人、産業別では運輸・通信、建設業が高くなっている。

表38 ハラスメントの防止

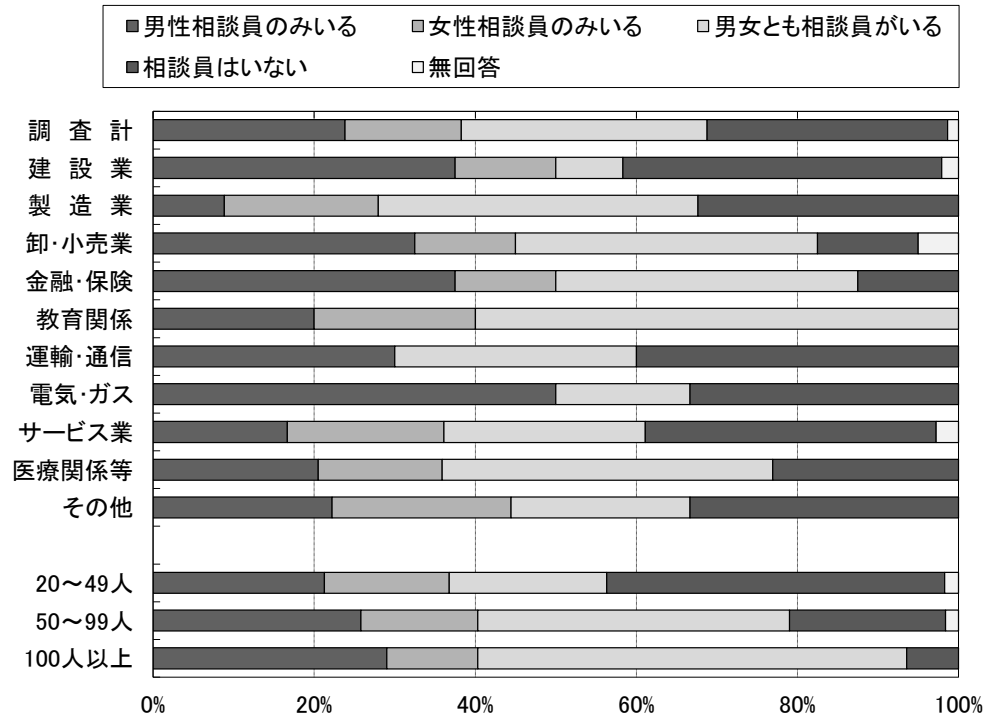
下段：%

区分	ハラスメントの防止周知の有無			ハラスメント相談窓口設置状況						
	事業所総数	周知している	周知していない	無回答	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調査計	298	279	16	3	71	43	91	54	89	4
		93.6	5.4	1.0	23.8	14.4	30.5		29.9	1.3
建設業	48	42	5	1	18	6	4	-	19	1
		87.5	10.4	2.1	37.5	12.5	8.3		39.6	2.1
製造業	68	65	3	-	6	13	27	8	22	-
		95.6	4.4	-	8.8	19.1	39.7		32.4	-
卸・小売業	40	39	-	1	13	5	15	5	5	2
		97.5	-	2.5	32.5	12.5	37.5		12.5	5.0
金融・保険	8	8	-	-	3	1	3	-	1	-
		100.0	-	-	37.5	12.5	37.5		12.5	-
教育関係	5	5	-	-	1	1	3	-	-	-
		100.0	-	-	20.0	20.0	60.0		-	-
運輸・通信	30	25	5	-	9	-	9	4	12	-
		83.3	16.7	-	30.0	-	30.0		40.0	-
電気・ガス	6	6	-	-	3	-	1	-	2	-
		100.0	-	-	50.0	-	16.7		33.3	-
サービス業	36	35	1	-	6	7	9	28	13	1
		97.2	2.8	-	16.7	19.4	25.0		36.1	2.8
医療関係等	39	38	1	-	8	6	16	6	9	-
		97.4	2.6	-	20.5	15.4	41.0		23.1	-
その他	18	16	1	1	4	4	4	3	6	-
		88.9	5.6	5.6	22.2	22.2	22.2		33.3	-
20～49人	174	158	14	2	37	27	34	10	73	3
		90.8	8.0	1.1	21.3	15.5	19.5		42.0	1.7
50～99人	62	60	1	1	16	9	24	6	12	1
		96.8	1.6	1.6	25.8	14.5	38.7		19.4	1.6
100人以上	62	61	1	-	18	7	33	38	4	-
		98.4	1.6	-	29.0	11.3	53.2		6.5	-
令和元年調査計	293	270	20	3	64	49	83	19	92	5
		92.2	6.8	1.0	21.8	16.7	28.3		31.4	1.7
平成30年調査計	319	286	30	3	65	41	91	31	117	5
		89.7	9.4	0.9	20.4	12.9	28.5		36.7	1.6

ハラスメントの防止周知



ハラスメント相談窓口設置状況



Ⅸ. 心の健康（メンタルヘルス）対策

1. 取組状況と休業・退職の状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は 73.8%

メンタルヘルス上の理由で休業・退職者がいる事業所は 22.8%

心の健康（メンタルヘルス）対策に取り組んでいる事業所は、220 事業所で全体の 73.8%となっている。労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高くなり、100 人以上が 96.8%で最も高い。産業別では、医療関係等、製造業の割合が高くなっている。

心の健康（メンタルヘルス）上の理由で休業者あるいは退職者のいる事業所は、68 事業所で全体の 22.8%となっている。

労働者規模別にみると、100 人以上が 54.8%で最も高くなっている。

表39 メンタルヘルス対策の状況

下段：%

区 分	事業所 総 数	メンタルヘルス対策の有無			メンタルヘルス上の理由による休業(1ヶ月以上)・退職				
		取組んで いる	取組んで いない	無回答	いる	休業者	退職者	いない	無回答
調 査 計	298	220 73.8	76 25.5	2 0.7	68 22.8	142 47.7	48 16.1	224 75.2	6 2.0
建 設 業	48	31 64.6	16 33.3	1 2.1	4 8.3	9 18.8	- -	42 87.5	2 4.2
製 造 業	68	55 80.9	13 19.1	- -	26 38.2	74 108.8	23 33.8	42 61.8	- -
卸・小売業	40	23 57.5	16 40.0	1 2.5	5 12.5	3 7.5	- -	34 85.0	1 2.5
金融・保険	8	8 100.0	- -	- -	2 25.0	2 25.0	- -	6 75.0	- -
教育関係	5	5 100.0	- -	- -	2 40.0	3 60.0	2 40.0	3 60.0	- -
運輸・通信	30	21 70.0	9 30.0	- -	8 26.7	7 23.3	6 20.0	22 73.3	- -
電気・ガス	6	5 83.3	1 16.7	- -	2 33.3	- -	- -	4 66.7	- -
サービス業	36	22 61.1	14 38.9	- -	3 8.3	3 8.3	- -	31 86.1	2 5.6
医療関係等	39	35 89.7	4 10.3	- -	14 35.9	39 100.0	16 41.0	25 64.1	- -
その他	18	15 83.3	3 16.7	- -	2 11.1	2 11.1	1 5.6	15 83.3	1 5.6
20~49人	174	106 60.9	67 38.5	1 0.6	20 11.5	16 9.2	12 6.9	152 87.4	2 1.1
50~99人	62	54 87.1	7 11.3	1 1.6	14 22.6	16 25.8	3 4.8	45 72.6	3 4.8
100人以上	62	60 96.8	2 3.2	- -	34 54.8	110 177.4	33 53.2	27 43.5	1 1.6
令和元年 調査計	293	217 74.1	74 25.3	1 0.3	60 20.5	130 44.4	59 20.1	229 78.2	4 1.4
平成30年 調査計	315	214 67.9	93 29.5	8 2.5	67 21.3	82 26.0	56 17.8	240 76.2	8 2.5

2. 実施している対策

実施している対策は「相談窓口の設置」が58.6%で最も多い

実施している対策は「相談窓口の設置」が58.6%、「定期健診における問診」が47.3%、「専門スタッフの設置」が46.8%などで高くなっている。

労働者規模別にみると、「相談窓口の設置」における100人以上の割合は70.0%で最も高くなっている。

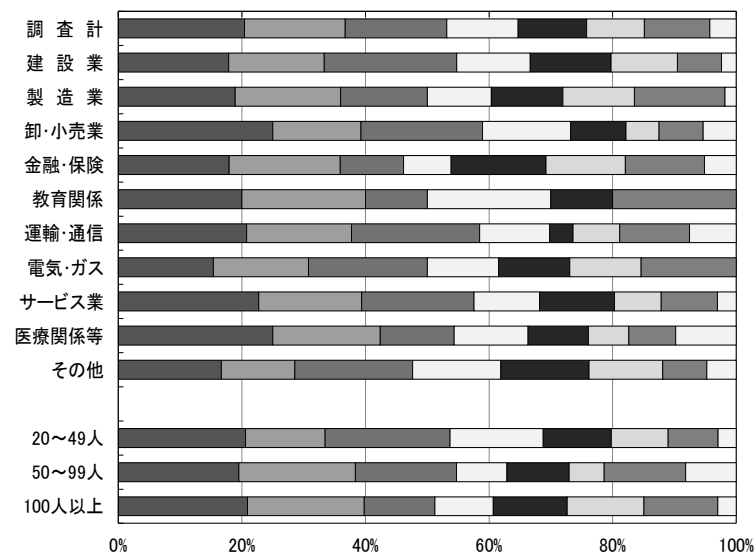
表40 メンタルヘルス対策の取組（実施対策）

下段：%

区分	取組んでいる事業所	実施している対策（複数回答）								
		相談窓口の設置	専門スタッフの設置	定期健診における問診	職場環境の改善	従業者に対する教育研修、情報提供	管理監督者に対する教育研修、情報提供	事業所外の専門機関の活用	その他	無回答
調査計	220	129 58.6	103 46.8	104 47.3	73 33.2	70 31.8	59 26.8	67 30.5	27 12.3	-
建設業	31	15 48.4	13 41.9	18 58.1	10 32.3	11 35.5	9 29.0	6 19.4	2 6.5	-
製造業	55	31 56.4	28 50.9	23 41.8	17 30.9	19 34.5	19 34.5	24 43.6	3 5.5	-
卸・小売業	23	14 60.9	8 34.8	11 47.8	8 34.8	5 21.7	3 13.0	4 17.4	3 13.0	-
金融・保険	8	7 87.5	7 87.5	4 50.0	3 37.5	6 75.0	5 62.5	5 62.5	2 25.0	-
教育関係	5	2 40.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	-	2 40.0	-	-
運輸・通信	21	11 52.4	9 42.9	11 52.4	6 28.6	2 9.5	4 19.0	6 28.6	4 19.0	-
電気・ガス	5	4 80.0	4 80.0	5 100.0	3 60.0	3 60.0	3 60.0	4 80.0	-	-
サービス業	22	15 68.2	11 50.0	12 54.5	7 31.8	8 36.4	5 22.7	6 27.3	2 9.1	-
医療関係等	35	23 65.7	16 45.7	11 31.4	11 31.4	9 25.7	6 17.1	7 20.0	9 25.7	-
その他	15	7 46.7	5 33.3	8 53.3	6 40.0	6 40.0	5 33.3	3 20.0	2 13.3	-
20～49人	106	56 52.8	35 33.0	55 51.9	41 38.7	30 28.3	25 23.6	22 20.8	8 7.5	-
50～99人	54	31 57.4	30 55.6	26 48.1	13 24.1	16 29.6	9 16.7	21 38.9	13 24.1	-
100人以上	60	42 70.0	38 63.3	23 38.3	19 31.7	24 40.0	25 41.7	24 40.0	6 10.0	-
令和元年調査計	217	131 60.4	96 44.2	107 49.3	68 31.3	77 35.5	62 28.6	52 24.0	25 11.5	-
平成30年調査計	214	107 50.0	99 46.3	104 48.6	71 33.2	76 35.5	62 29.0	57 26.6	29 13.6	-

実施している対策

- 相談窓口の設置
- 定期健診における問診
- 従業者に対する教育研修、情報提供
- 事業所外の専門機関の活用
- 無回答
- 専門スタッフの設置
- 職場環境の改善
- 管理監督者に対する教育研修、情報提供
- その他



3. 取組んでいない理由

取組んでいない理由は「専門スタッフがいない」(44.7%) が最も多い

取組んでいない事業所の取組んでいない理由は、「専門スタッフがいない」が44.7%で最も多く、次いで、「取組がわからない」の30.3%となっている。

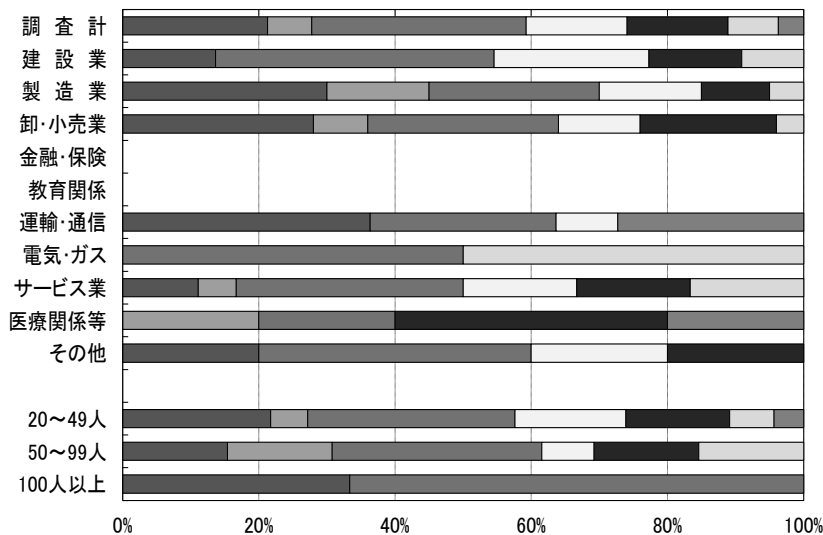
労働者規模別にみると、20～49人における「専門スタッフがいない」の28事業所と「取組がわからない」の20事業所がそれぞれ最も多くなっている。

表41 メンタルヘルス対策の取組（取組んでいない理由） 下段：%

区分	取組んでいない事業所	取組んでいない理由						
		取組がわからない	経費が掛かる	専門スタッフがいない	従業員の関心がない	必要性を感じない	その他	無回答
調査計	76	23 30.3	7 9.2	34 44.7	16 21.1	16 21.1	8 10.5	4 5.3
建設業	16	3 18.8	-	9 56.3	5 31.3	3 18.8	2 12.5	-
製造業	13	6 46.2	3 23.1	5 38.5	3 23.1	2 15.4	1 7.7	-
卸・小売業	16	7 43.8	2 12.5	7 43.8	3 18.8	5 31.3	1 6.3	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	9	4 44.4	-	3 33.3	1 11.1	-	-	3 33.3
電気・ガス	1	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0	-
サービス業	14	2 14.3	1 7.1	6 42.9	3 21.4	3 21.4	3 21.4	-
医療関係等	4	-	1 25.0	1 25.0	-	2 50.0	-	1 25.0
その他	3	1 33.3	-	2 66.7	1 33.3	1 33.3	-	-
20～49人	67	20 29.9	5 7.5	28 41.8	15 22.4	14 20.9	6 9.0	4 6.0
50～99人	7	2 28.6	2 28.6	4 57.1	1 14.3	2 28.6	2 28.6	-
100人以上	2	1 50.0	-	2 100.0	-	-	-	-
令和元年調査計	74	31 41.9	3 4.1	30 40.5	8 10.8	19 25.7	5 6.8	1 1.4
平成30年調査計	93	30 32.3	6 6.5	36 38.7	13 14.0	17 18.3	15 16.1	3 3.2

取組んでいない理由

- 取組がわからない □経費が掛かる ■専門スタッフがいない □従業員の関心がない
- 必要性を感じない □その他 ■無回答



別 添 資 料

令和2年度 福島市労働条件等実態調査票

(令和2年7月31日現在)

福島市商工観光部 産業雇用政策課 雇用促進係
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-515-7746

この調査は、福島市内の事業所における労働時間、年次有給休暇、賃金、退職金等の実態に関する労働条件、更には育児休業取得、男女共同参画等の実態を把握するために実施するものです。

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

記入上の注意

- 特に断らない限り、**令和2年7月31日現在**で、**常用労働者についてご記入ください**。
- 太線で囲んだ部分が回答欄**です。数字で表示されている箇所は、該当する数字を○で囲み空白の箇所は、該当する事項又は数字を記入してください。
- 数字は算用数字で右づめて記入願います**。
- この調査でいう「制度」とは、労使協定、労働協約、就業規定等で明示されているものばかりでなく、**現在、慣行として行われているものを含みます**。なお、現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合は、**現在の慣行を「制度」とします**。
- 調査票は**令和2年11月13日（金）までに返送**してください。
- 常用労働者数が19人以下の場合は2ページまで**ご記入の上、ご返送ください。
- Q & Aを添付しておりますので、参照のうえ、ご記入ください。

事業所の名称	No. _____		
所在地			
記入者の氏名	所属部 課名	TEL	— —
		FAX	— —

I 労働形態

1. 業種はどれですか。番号に○を付けてください。

1 建設業	2 製造業	3 卸・小売業	4 金融・保険	5 教育関係
6 運輸・通信業	7 電気・ガス・水道業	8 サービス業	9 医療関係等	10 その他

2. 労働者数

(1) 貴事業所の労働者数について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

19人以下の事業所は、2pまで、
20人以上の事業所は、2p以降
もご回答ください。

区 分	男 性	女 性	計	総 合 計
常用労働者	A = ①+④ 人	B = ②+⑤ 人	C = ③+⑥ 人	C+F+I+L 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ = ①+② 人	
上記以外	④ 人	⑤ 人	⑥ = ④+⑤ 人	
臨時労働者	D 人	E 人	F 人	
パートタイマー	G 人	H 人	I 人	
派遣労働者	J 人	K 人	L 人	

(注) 「常用労働者」とは、期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われる労働者。日々、又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前2月にそれぞれ18日以上雇われた労働者。

「正規の職員・従業員」とは、常用労働者のうち一般に「正社員・正職員」と呼ばれている労働者。

「上記以外」とは、常用労働者のうち正規の職員・従業員以外の労働者（「嘱託」、「契約社員」）。

「臨時労働者」とは、繁忙時に一時的に雇い入れられる労働者、あるいは季節的・その他短期の有期事業のために雇い入れられる労働者。

「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

(2) 常用労働者（上記A・B・C）に関する職種別の内訳を記入ください。

区 分	男 性	女 性	計
事 務	人	人	人
販売・サービス	人	人	人
専 門 ・ 技 術	人	人	人
技 能 ・ 労 務	人	人	人
そ の 他	人	人	人
計	A 人	B 人	C 人

常用労働者として
A・B・C
一致します

(注) 「事 務」とは、事務に従事する労働者をいいます。

「販売・サービス」とは、商品・証券等の売買・保険外交等に従事する労働者及び個人に対するサービスの仕事に従事する労働者をいいます。

「専門・技術」とは、専門知識を応用し、技術的な業務・研究等に従事する労働者をいいます。

「技能・労務」とは、原材料の加工、各種機械機具の組み立て、修理、印刷、製本、建設作業等に従事する労働者。又は、鉄道・自動車・通信電話交換等で運転・操作に従事する労働者及び車掌・電話交換手等に従事する労働者をいいます。

- (3) 常用労働者のうち障がい者、外国人について記入ください。
※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

区 分	男 性	女 性	計
障 が い 者	人	人	人
外 国 人	人	人	人
計	人	人	人

- (4) 外国人を雇用している場合、雇用しているなかで何か問題がありますか。
該当する番号全てに○をつけてください。

1	手続きが複雑	2	言語の問題	3	文化の違い	4	定着しない
5	その他 ()						

- (5) 外国人を雇用していない場合、今後雇用する予定はありますか。

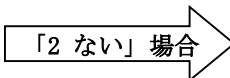
1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

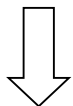
3. パートタイマーの状況

- (1) 正規職員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいますか。

1	い る	2	い ない
---	-----	---	------

- (2) パートタイマーから正規の職員への転換制度等がありますか。

1	あ る	2	な い	 「2 ない」場合	1	検 討 し て い る
					2	検 討 し て い ない



正規の職員への**転換制度等が「1 あり」場合**
 制度の内容について記入してください。

--

4. 労働組合

労働組合はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

II 労働時間

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 所定労働時間

通常の1日あたりの所定労働時間（休息、残業時間は含みません）は何時間ですか。
 また、年間労働日数は何日ですか。

1日あたり 時間 分 年間労働日数 日

- (注) 「**所定労働時間**」とは、労使協定、労働協約、就業規則等で定められた始業時刻から終業時間までの時間により、休憩時間を差し引いた労働時間（休息时间、残業時間は含みません）をいいます。
 「**労働日数**」とは、労働すべきことになっている（**年次有給休暇を含む**）日数をいいます。

2. 所定外労働時間

(1) 令和元年8月から令和2年7月までの1年間における一人平均の所定外労働時間は何時間ですか。(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて記入してください。)

区 分	年間の所定外労働時間
男性平均 = $\frac{\text{男性の所定外労働時間の合計 (X)}}{\text{常用労働者男性 (A) の人数}}$	時間
女性平均 = $\frac{\text{女性の所定外労働時間の合計 (Y)}}{\text{常用労働者女性 (B) の人数}}$	時間
全体平均 = $\frac{(X) + (Y)}{(A) + (B)}$	時間

(注)「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し休日出勤などの労働時間をいいます。

Ⅲ 休暇制度 ※常用労働者数 (I-2-(1)-C) を対象に記入してください。

1. 年次有給休暇

(1) 令和2年7月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の実績について、常用労働者一人あたりの平均日数を記入してください。

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
日	日	日

(注)「付与日数」とは、労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇(繰越分除く)日数です。「繰越日数」とは、労働者が前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。(付与日数と繰越日数の合計が1年間に利用できる有給休暇の日数になります。)

「取得日数」とは、労働者が当該休暇年度内に実際に利用(消化)した日数です。

日数は、小数点以下を切り上げて整数で記入してください。

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度がありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

2. その他休暇制度

どのような休暇制度を設けていますか。

右の中からいくつでも選んでください。

制度がある場合、最高何日か記入してください。

有給である場合、“アイウエ”にも○をつけてください。

1	リフレッシュ休暇	日	ア
2	ボランティア休暇	日	イ
3	研修のための休暇	日	ウ
4	その他の休暇 ()	日	エ
5	ない		

Ⅳ 休業制度等 ※常用労働者数 (I-2-(1)-C) を対象に記入してください。

1. 育児休業制度

常用労働者の育児休業制度について、該当するものに○をつけてください。

(1) 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定 め て い る	2	定 め て い な い
---	-----------	---	-------------

(注)「育児休業制度」とは、乳幼児を有する労働者が、育児のために自らの希望により職場での身分や地位を失わないで一定期間休業し、育児に専念した後、復職することを内容とする措置をいい、このことを定めた育児休業法(現育児・介護休業法)は平成7年4月1日から全事業所に適用されています。

(2) 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、育児休業制度の期間はどのくらいですか。

1	子が満1歳未満	2	子が1歳6ヶ月に達するまで
3	子が満2歳に達するまで	4	子が満2歳以上

(3) 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、育児休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給	2	一部支給	3	無給
---	------	---	------	---	----

(4) 育児休業制度利用者の状況について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

- ① 令和元年8月1日から令和2年7月31日までの出産者数（男性の場合は配偶者が出産した者の数）を記入してください。
- ② ①で該当した者のうち、令和2年7月31日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）を記入してください。
- ③ ②の開始者（申出者含む）の一人あたりの平均取得日数（少数未満は切り上げ）を記入してください。
- ④ ②の開始者（申出者含む）の取得日数の内訳を記入してください。

①	男性の該当者数		人	②	男性の取得者数		人	③	男性の平均取得日数		日
	女性の該当者数		人		女性の取得者数		人		女性の平均取得日数		日

④	取得日数	3ヶ月未満		3ヶ月～6ヶ月未満		6ヶ月～9ヶ月未満		9ヶ月～12ヶ月未満		12ヶ月～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	男性の取得者数			人			人			人			人
女性の取得者数			人			人			人			人	

2. 育児短時間勤務制度等

(1) 育児短時間勤務制度等を、就業規則または労働協約上に定めていますか。

なお、定めている場合“アイウ”にも○をつけてください。

(注)「育児短時間勤務制度等」とは、乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しながら子を養育することを容易にするための何らかの措置をいいます。

1	ア	3歳まで
	イ	小学生まで
	ウ	その他（
2	定めていない	

- (2) 育児短時間勤務制度等を**定めている場合**、右のどのような制度がありますか。
該当する番号全てに○をつけてください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

また、令和元年8月1日から令和2年7月31日までに取得した人数を、男女別に記入してください。

- (注)「**短時間勤務制度**」を利用した方については、平均短縮時間も記入してください。

また、同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人と計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください

定めている場合		男性		女性			
1	短時間勤務制度			人			人
	(平均短縮時間)			分			分
2	フレックスタイム制度			人			人
3	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ			人			人
4	所定外労働の免除			人			人
5	事業所内託児の使用			人			人
6	育児に要する経費の援助措置			人			人
7	その他 ()			人			人

3. 子の看護休暇制度

- (1) 子の看護休暇制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めている	2	定めていない
---	-------	---	--------

- (2) 子の看護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日未満	2	5日	3	6日以上
---	------	---	----	---	------

- (3) 子の看護休暇中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給	2	一部支給	3	無給
---	------	---	------	---	----

4. 介護休業制度

- (1) 介護休業制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めている	2	定めていない
---	-------	---	--------

- (注)「**介護休業制度**」とは、従業員の家族、例えば高齢の父母等の介護のために、退職することなく連続休業が与えられる制度をいいます。

- (2) 介護休業制度の期間はどのくらいですか。

1	93日	2	6ヶ月未満	3	6ヶ月以上
---	-----	---	-------	---	-------

- (3) 介護休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額支給	2	一部支給	3	無給
---	------	---	------	---	----

- (注) 社会保険料の本人負担分を会社が本人に代わって負担する場合は「一部支給」になります。

- (4) 介護休業制度利用者の状況について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

男性			人	女性			人
----	--	--	---	----	--	--	---

- (注) 令和元年8月1日から令和2年7月31日までに介護休業制度を利用した人数を記入してください。

V 定年制

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 定年制

(1) 定年制はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

(2) **定年制がある場合**、その形態と年齢について記入してください。

1	一 律 定 年 制	2	職 種 別 定 年 制	3	そ の 他 (
---	-----------	---	-------------	---	---------

	歳
--	---

※左記へ定年の際の年齢を記入してください。

(3) 定年制の特別扱いはありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----



定年後の特別扱いが「1 ある」場合、どんな制度を利用していますか。
利用している制度を選んでください。

1	再雇用制度のみ	2	勤務延長制度のみ	3	両 者 の 併 用
---	---------	---	----------	---	-----------

VI 退職金

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

(2) **退職金制度がある場合**、その形態について記入してください。

1	退職一時金制度のみ	2	退職年金制度のみ	3	両 者 の 併 用
4	両者のどちらか一方または両者を労働者が選択する				

(3) 退職金の支払い準備形態について、**該当する番号全てに○をつけてください。**

1	中小企業退職金共済制度	2	特定退職金共済制度	3	事業保険、福祉厚生保険など
4	社内準備	5	調整年金（厚生年金基金）	6	その他（ ）

(注) 「**特定退職金共済制度**」とは、商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人などが、税務署長の承諾を受けて退職金共済事業を行うものをいいます。

「**事業保険**」とは、法人あるいは企業者が契約者となる保険で、内容は普通の個人が契約者となる養老保険と変わりませんが、従業員が10名以上、つまり契約が10本以上になると、それをひとまとめにして「事業保険」といいます。

「**調整年金**」とは、厚生労働大臣の許可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金基金制及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度のことで厚生年金基金制ともいいます。

「**その他**」には、退職一時金を会社が預かって本人の選択した支払い方法で年金払いをする社内預金型のもの等が含まれます。

(4) 退職金制度がある場合、記入してください。

1	拠出制	2	無拠出制
---	-----	---	------

(注)「拠出制」とは、労働者が掛金の全部または一部を負担することをいいます。

2. 非正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

Ⅶ 賃金制度

※常用労働者数（Ⅰ-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 常用労働者の賃金

(1) 令和2年7月分の賃金、年数、年齢の総合計数について記入してください。

※一人あたりの平均ではなく総合計数となりますのでご注意ください。

<事務・販売技術労働者> ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

7月分の賃金支給対象 となった常用労働者数	賃金支払いの状況			労働者の状況		
	所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年 齢	
男 性	人	千円	千円	千円	年	歳
女 性	人	千円	千円	千円	年	歳

<生産・労務労働者> ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

7月分の賃金支給対象 となった常用労働者数	賃金支払いの状況			労働者の状況		
	所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年 齢	
男 性	人	千円	千円	千円	年	歳
女 性	人	千円	千円	千円	年	歳

(注)「所定内賃金」とは、就業規則や労使協定、労働協約等に定められた所定内の労働時間に対して支給される賃金（基本給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当等）をいいます。

「所定外賃金」とは、早出、残業、休日出勤など、所定外の労働時間に対して支給される賃金（時間外手当、休日勤務手当、超過勤務手当等）をいいます。

「現金給与総額」には、所定内賃金と所定外賃金の合計金額を記入してください。

「勤続年数」には、7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計勤続年数を記入してください。

「年齢」には、7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計年齢を記入してください。

(2) 令和元年8月から令和2年7月に常用労働者へ支払った賞与について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	回 数	月 数		回 数	月 数
男 性	回	ヶ月分	女 性	回	ヶ月分

(注)「回数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計回数を記入してください。

夏季賞与と年末賞与の場合は2回となり、その他特別賞与があった場合はその分についてもカウントしてください。

「月数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計月数を記入してください。

夏季賞与1.5ヶ月分と年末賞与1.5ヶ月分の場合は3ヶ月分と記入してください。

Ⅷ 男女共同参画の状況

1. 女性の昇進・参画

(1) 令和2年7月末における**常用労働者のうち**、男女別、年齢別の管理職の人数について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳未満	人	人	人	人	人	人
30～39歳	人	人	人	人	人	人
40～49歳	人	人	人	人	人	人
50～59歳	人	人	人	人	人	人
60歳以上	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

(注)「**管理職**」とは、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断して下さい。

(2) 令和元年8月から令和2年7月における職務能力向上のための教育研修の参加延人数を、男女別及び職階別にご記入ください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	管理職	一般		管理職	一般
男性	人	人	女性	人	人

2. 仕事と育児の両立支援

(1) 結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

1	あ る	2	な い	3	検 討 中 で あ る
---	-----	---	-----	---	-------------

(注)再雇用制度が「1 ある」場合、「2-(2)」を記入してください。

それ以外の場合、「3. 職場環境」を記入してください。

(2) **再雇用制度が「ある」場合**、令和元年8月から令和2年7月における利用人数を男女別・雇用形態別に記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

区 分	男 性	女 性	計	総 合 計
常 用 労 働 者	M =①+④ 人	N =②+⑤ 人	O =③+⑥ 人	O+R+U 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ =①+② 人	
上 記 以 外	④ 人	⑤ 人	⑥ =④+⑤ 人	
臨 時 労 働 者	P 人	Q 人	R 人	
パ ー ト タ イ マ ー	S 人	T 人	U 人	

3. 職場環境

(1) 従業員にハラスメントの防止を周知していますか。

1	周知している	2	周知していない
---	--------	---	---------

(2) 職場内にハラスメント相談窓口を設置していますか。(複数回答可)

1	いる(男性相談員)	2	いる(女性相談員)	3	いない
---	-----------	---	-----------	---	-----

(3) **設置している場合**、令和元年8月から令和2年7月における相談件数を記入してください。

件

Ⅸ 心の健康(メンタルヘルス)対策の取組状況

1. 心の健康(メンタルヘルス)対策

(1) 心の健康(メンタルヘルス)対策に取り組んでいますか。

1	取り組んでいる	2	取り組んでいない
---	---------	---	----------

(2) **取り組んでいる場合**、どのような対策を実施していますか。**該当する番号すべてに○をつけてください。**

1	相談窓口の設置	2	専門スタッフの配置 (産業医、カウンセラー等)	3	定期健康診断における 問診
4	職場環境の改善	5	従業員に対する教育研 修、情報提供	6	管理監督者に対する 教育研修、情報提供
7	事業所外の専門機関の 活用	8	その他(具体的に) []		

(3) **取り組んでいない場合**、取り組んでいない理由は何ですか。**該当する番号すべてに○をつけてください。**

1	取り組み方がわからない	2	経費がかかる	3	専門スタッフがない
4	従業員の関心がない	5	必要性を感じない		
6	その他(具体的に) []				

(4) 最近1年間に、心の健康(メンタルヘルス)上の理由により、連続1ヶ月以上休業又は退職した従業員はいますか。

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

(5) **連続1ヶ月以上休業又は退職した従業員がいる場合**、それぞれ人数は何人でしたか。

休業者	人	退職者	人
-----	---	-----	---

以上で記入いただく事項は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

労働条件等実態調査報告書

令和3年3月

編集・発行：〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部産業雇用政策課雇用促進係

TEL：024-535-1111（代表）

TEL：024-515-7746（直通）

